



# 阿南市高齢者福祉計画 第8期阿南市介護保険事業計画



令和3年（2021年）3月

阿南市

## ごあいさつ



高齢化が進む我が国におきまして、介護を社会全体で支えることを目的に、公的な介護保険制度が創設され20年が経過しました。この間に少子化を伴い高齢化が一層進む少子高齢化社会が到来し、65歳以上の高齢化率は全国平均で28.4%、さらに高齢化が進む本市では33.2%で、今後も世界に類を見ないスピードで超高齢社会が進んでいくと見込まれています。

こうした中、今回策定しました阿南市高齢者福祉計画・第8期阿南市介護保険事業計画では「高齢者が住み慣れた地域で支え合い、すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられる、あたたかい地域社会の実現」を基本理念とし、今後3年間において本市が取り組むべき事項を定めております。

とりわけ、今回の計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までの中長期的な視点で施策の展開を図るものとなりました。

また、高齢者の自立と尊厳を確立することや、地域包括ケアシステムを強化していくとともに、地域共生社会の実現を見据えた取組を推進していくために「介護予防事業と社会参加の促進」「地域での暮らしを支える体制整備」「安定的な介護保険制度の運営」の3つを基本目標に掲げ、各種施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。市民の皆様には、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様や関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

阿南市長 表 原 立 磨

# 阿南市民長寿社会憲章

私たち阿南市民は、豊かな自然とよき伝統にはぐくまれたふるさとを誇りとして、健康で明るく、互いに思いやり、希望にみち、活力とぬくもりのある長寿社会あなを築くことを誓いこの憲章を制定します。

1. 心とからだの健康づくりにつとめ、生きがいのある人生をつくります。
1. 家族のふれあいを深め、明るくなごやかな家庭をつくります。
1. 平和と人権を大切にし、あたたかい人間関係をつくります。
1. 自然に親しみ、安全でうるおいのある福祉と文化のまちづくりにつとめます。
1. 一人ひとりが知識と経験を生かして地域社会の発展につくします。

(平成3年12月25日制定)

# 目 次

第 1 章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の根拠等	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制等	3
5	日常生活圏域の設定	5
第 2 章	高齢者及び要介護（要支援）認定者の現状	
1	高齢者の現状	7
2	要介護（要支援）認定者の現状	11
第 3 章	介護保険事業及び高齢者福祉サービスの実施状況	
1	介護保険サービスの実施状況	15
2	地域密着型サービス事業所の現状	19
3	地域支援事業の実施状況	24
4	高齢者福祉サービスの実施状況	37
5	介護保険事業費の現状と評価	50
6	第 7 期計画基本目標の取組評価と第 8 期計画に 向けての課題	51
第 4 章	計画の基本方針	
1	基本理念	59
2	基本目標	59
第 5 章	介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの計画	
1	被保険者数の推計	61
2	要介護（要支援）認定者数の推計	62
3	介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量	63

## 第6章 施策の展開

- 基本目標1 介護予防事業と社会参加の推進 …… 79
- 基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備 …… 92
- 基本目標3 安定的な介護保険制度の運営 …… 128

## 第7章 介護保険事業費及び第1号被保険者保険料の見込み

- 1 計画期間における事業費 …… 134
- 2 第1号被保険者保険料 …… 136

## 第8章 計画の推進

- 1 相談体制・情報提供の充実 …… 137
- 2 庁内における連携体制の強化 …… 137
- 3 計画の進行管理 …… 137

## 資料編

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 …… 139
- 在宅介護実態調査 …… 158
- 阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画  
策定審議会委員名簿 …… 175

---

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

---

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

我が国では総人口が減少する中、高齢者人口は増加し、高齢化率は上昇の一途をたどっています。内閣府の「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日時点の高齢化率は28.4%と、国民の約3.5人に1人が高齢者となっています。

介護保険制度においては、全国的に高齢化が進む中、総人口や現役世代の人口が減少する一方で、認知症高齢者や介護ニーズの高い高齢者の増加が見込まれるなど、今後は、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定され、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が重要となってきます。

市においては、「阿南市高齢者福祉計画・第7期（平成30～令和2年度）阿南市介護保険事業計画」で、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムを深化・推進させながら、「住み慣れた地域で支え合い、すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられるあたたかい地域社会の実現」に向け、高齢者福祉及び介護保険事業の各種施策を推進しています。

平成29年の介護保険制度の改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進など大幅な見直しが行われました。

また、令和2年6月には、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、社会福祉法と介護保険制度の一体的な見直しが行われたところです。

こうした制度改正を踏まえ、市においては、第7期計画での目標や具体的な施策を引き継ぎつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を念頭に、今後の高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、市の目指す目標と具体的な施策を明らかにする

ことを目的に、「阿南市高齢者福祉計画・第8期阿南市介護保険事業計画」を策定することとします。

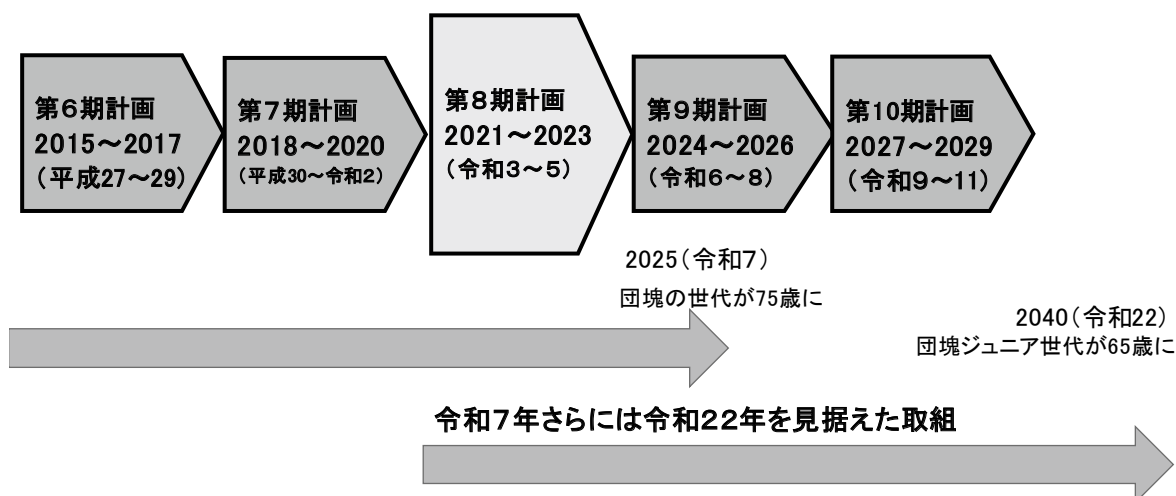
## 2 計画の根拠等

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画」と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく「第8期介護保険事業計画」とを一体的に策定するものです。

本計画の策定にあたっては、上位計画である「阿南市総合計画2021▶2028」及び「阿南市地域福祉計画」との整合性を確保し、他の関連計画との調和を図るとともに、現行の計画の進捗状況等を十分検討したうえで策定します。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。本計画は、団塊の世代全てが75歳となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた、中長期的な視点で施策の展開を図ります。





## 4 計画の策定体制等

### (1) 阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会

本計画の策定に当たっては、保健・医療・福祉の関係者及び学識経験者等で構成する「阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会」において、計画内容等について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

### (2) 阿南市地域密着型サービス運営協議会

阿南市地域密着型サービス運営協議会では、地域密着型サービスの適正な運営を図るための審議を行います。

### (3) 阿南市地域包括支援センター運営協議会

阿南市地域包括支援センター運営協議会では、高齢者お世話センター（地域包括支援センター）の適正な運営を図るための審議を行います。

### (4) 県との連携

本計画の策定に当たっては、県が策定する「第8期徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び「徳島県保健医療計画」との整合性を図るため、県との連携に努めます。

### (5) パブリックコメントの実施

本計画の内容については、令和3年3月4日から3月18日までの期間中、広く市民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しました。

### (6) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の心身の状況や高齢者のサービス利用状況等を把握し、計画の基礎資料とするため「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	要介護状態になる前のリスクや社会参加状況を把握し、地域の抱える課題を特定する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。
調査期間	令和2年7月22日から8月11日まで
対象者	令和2年7月1日現在において、要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の市民 3,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送により調査票を発送、回収
有効回答数	1,872件（有効回答率62.4%）

② 在宅介護実態調査

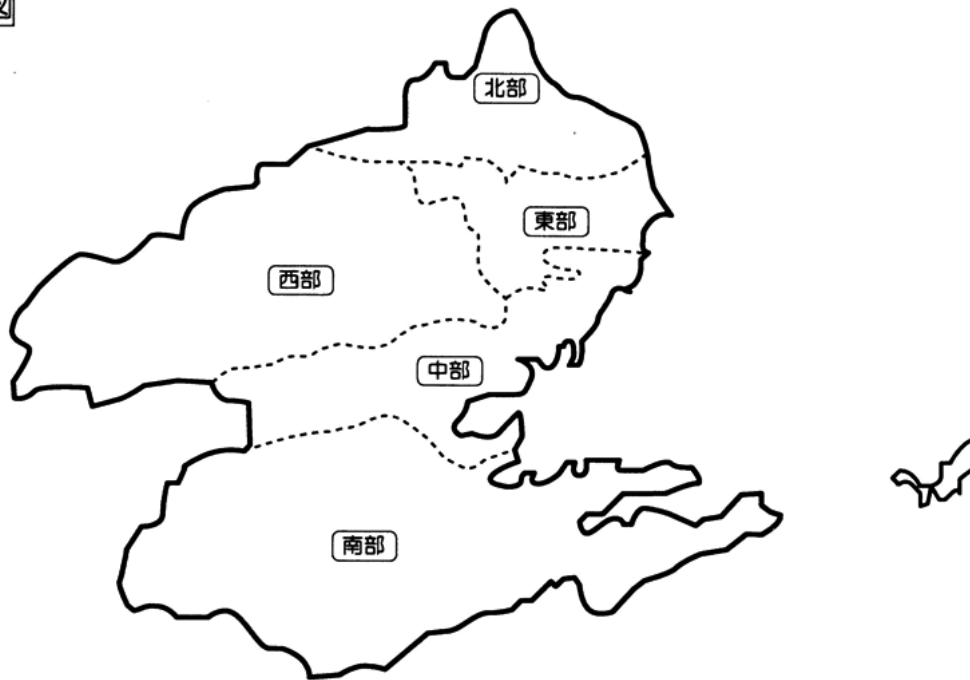
調査目的	「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」の実現に向けた有効な介護サービスのあり方を検討する。
調査期間	令和2年7月22日から8月11日まで
対象者	令和2年7月1日現在、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」の認定調査を受けた市民 1,020人
調査方法	郵送により調査票を発送、回収
有効回答数	568件（有効回答率55.7%）

## 5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的状況・人口・校区・交通事情・住民の生活形態・地域の特性などを基に、その市町村の区域を複数に区分して設定することとなっています。

市においては現行の日常生活圏域が市民・利用者に定着していることから、前計画と同様に日常生活圏域を以下の5つとします。

圏域図



圏域	町名					
東部圏域	富岡町	学原町	日開野町	七見町	領家町	
	住吉町	原ヶ崎町	西路見町	出来町	豊益町	
	福村町	睺町	黒津地町	向原町	辰己町	
	宝田町	上中町	柳島町	横見町		
中部圏域	才見町	中林町	見能林町	大湊町	津乃峰町	橘町
	阿瀬比町	山口町	桑野町	内原町		
西部圏域	長生町	上大野町	中大野町	下大野町	楠根町	
	熊谷町	吉井町	加茂町	深瀬町	十八女町	
	水井町	大井町	大田井町	細野町		
南部圏域	新野町	福井町	椿町	椿泊町		
北部圏域	伊島町	那賀川町	羽ノ浦町			

## 第1章 計画策定にあたって

【日常生活圏域別第1号被保険者数・認定者数】

		東部地域	西部地域	南部地域	中部地域	北部地域	計
被 保 第 1 号 者 数	65～74歳	2,641	1,335	1,368	2,590	3,586	11,520
	75歳以上	2,817	1,397	1,563	2,862	3,503	12,142
	第1号被保険者数合計	5,458	2,732	2,931	5,452	7,089	23,662
	第1号被保険者数の割合(%)	23.1	11.5	12.4	23.0	30.0	100.0
認 定 者 数	要支援1	84	47	47	89	102	369
	要支援2	111	62	58	124	146	501
	要介護1	198	119	127	194	303	941
	要介護2	190	83	87	151	239	750
	要介護3	132	74	78	153	225	662
	要介護4	145	92	89	151	167	644
	要介護5	115	75	61	112	121	484
	認定者数合計	975	552	547	974	1,303	4,351
	認定者数の割合(%)	22.4	12.7	12.6	22.4	29.9	100.0

(令和2年9月末現在)住所地特例者は除く

【日常生活圏域別サービス事業所数】

	東部地域	西部地域	南部地域	中部地域	北部地域	計
訪問介護	10		1	4	11	26
訪問入浴介護						0
訪問看護	24		6	11	14	55
訪問リハビリテーション	19		4	5	9	37
通所介護	5	2		5	8	20
通所リハビリテーション	32	2	6	17	20	77
短期入所生活介護	3	1	1	1	3	9
短期入所療養介護	3		1	1	1	6
福祉用具貸与				1	2	3
福祉用具販売	1			1	1	3
居宅療養管理指導	44	3	7	25	29	108
特定施設入所者生活介護				1		1
居宅介護支援	13	1	3	4	10	31
地域密着型通所介護	1	1	3	2	3	10
認知症対応型通所介護	1				2	3
小規模多機能型居宅介護	3	1	1	2	2	9
複合型サービス		1		2		3
認知症対応型共同生活介護	1		1	3	7	12
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護				2		2
介護老人福祉施設	2	1	1		3	7
介護老人保健施設	1		1	1	1	4
介護医療院						0
介護療養型医療施設	2					2
総計	165	13	36	88	126	428
事業所数割合(%)	38.6	3.0	8.4	20.6	29.4	100.0

(県ホームページ 介護保険法における指定事業者一覧より(令和2年9月1日更新)) 休止事業所含む

---

---

## 第2章 高齢者及び要介護(支援者)認定者の現状

---

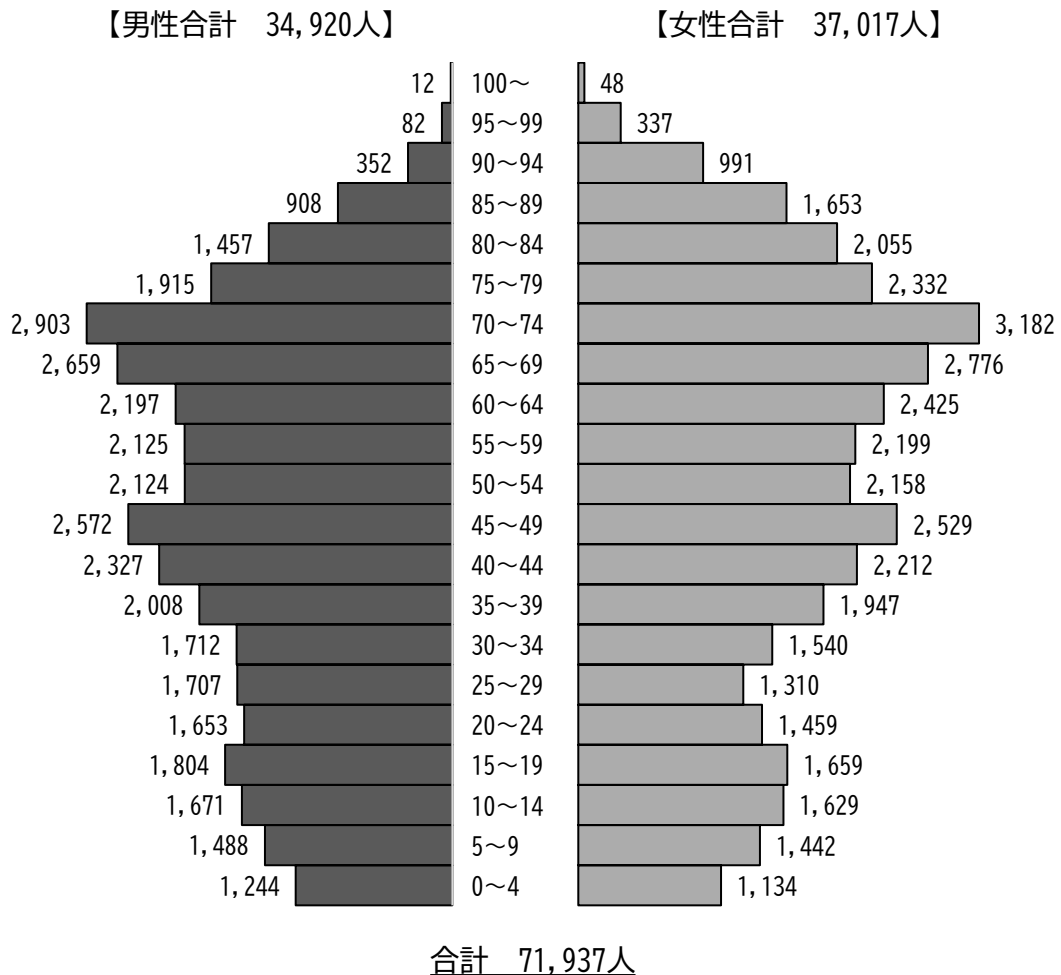
---

## 第2章 高齢者及び要介護(要支援)認定者の現状

### 1 高齢者の現状

#### (1) 人口ピラミッド

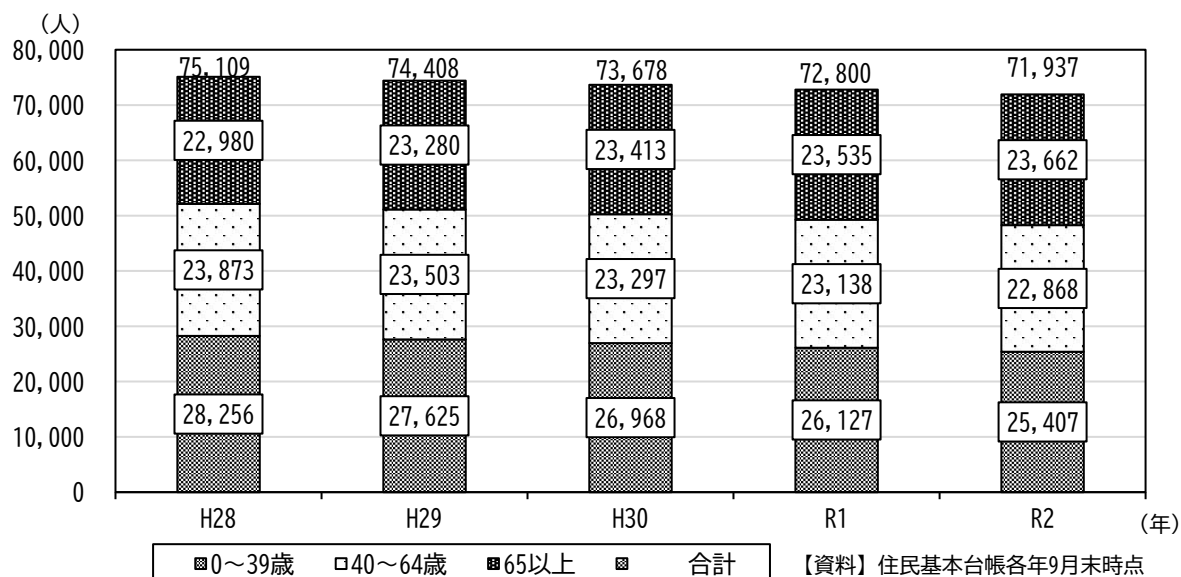
令和2年9月30日現在の総人口71,937人で、男性が34,920人、女性が37,017人となっています。男女ともに第1次ベビーブームに生まれた人を含む70～74歳が最も多く、次に65～69歳の年齢階層と、第2次ベビーブームに生まれた人を含む45～49歳の年齢階層が多くなっています。



【資料】市民生活課「住民基本台帳」(令和2年9月末)

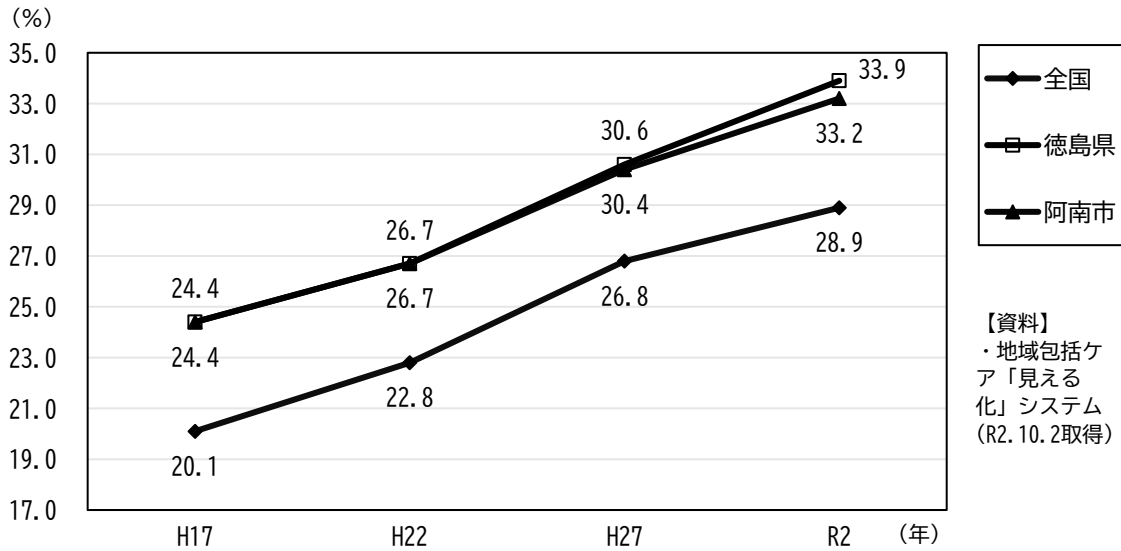
(2) 年齢3区分別人口の推移

人口構成の推移をみると、総人口は減少しており、0～39歳人口、40～64歳人口（第2号被保険者）も同様の傾向が見受けられます。これに対し、65歳以上人口（第1号被保険者）は年々増加しています。



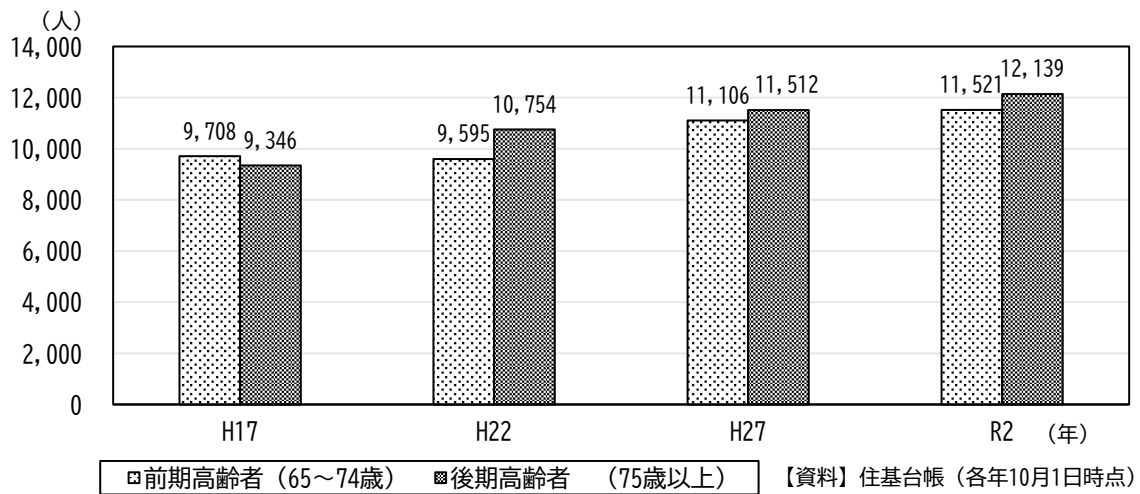
(3) 高齢化率の推移

市における高齢化率（総人口に占める65歳以上高齢者人口の割合）は年々増加しており、平成17年の24.4%から令和2年には33.2%へと、8.8ポイント上昇し、3人に1人は高齢者という状況になっています。この割合は、県の高齢化率とほぼ同じ割合で推移していますが、全国平均に対して大きく上回っています。



(4) 前期・後期高齢者数の推移

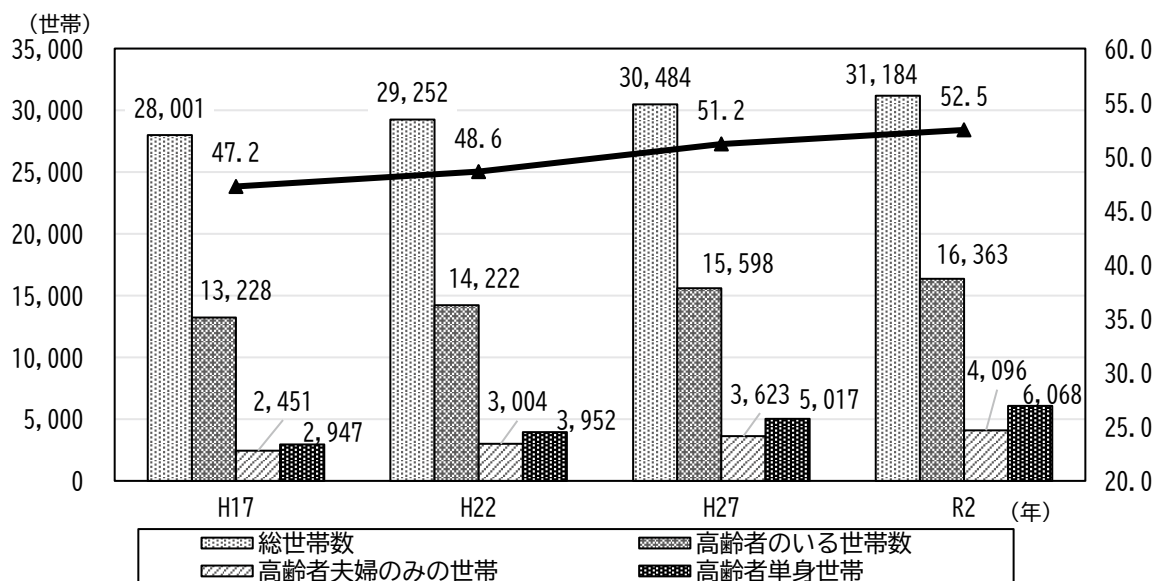
平成17年時点では、前期高齢者数が後期高齢者数を362人上回っていましたが、平成22年には後期高齢者数が前期高齢者数を上回り、令和2年では、後期高齢者数が前期高齢者数を618人上回っています。



(5) 高齢者の世帯状況

総人口が減少している中、総世帯数及び高齢者のいる世帯数は、年々増加しています。また、令和2年度の高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯の総世帯数に占める割合は、高齢者単身世帯が19.5%、高齢者夫婦のみの世帯が13.1%と年々高くなっています。

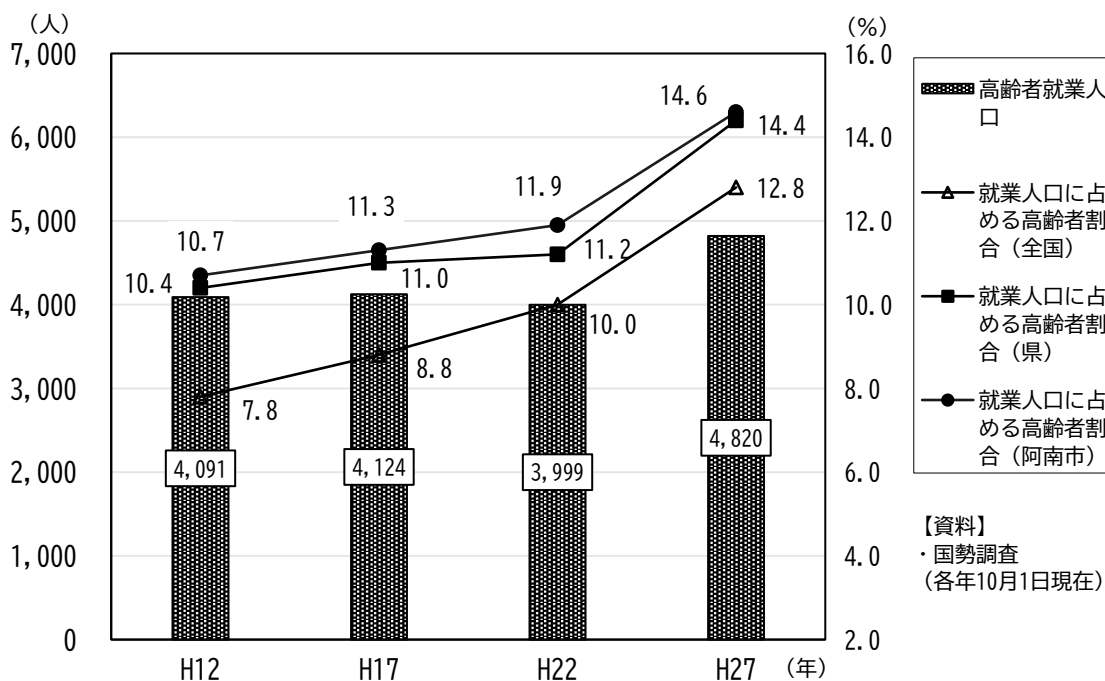




【資料】住基台帳（各年10月1日時点）

(6) 高齢者の就労状況

高齢者の就労人口は、平成12年以降平成22年までは、ほぼ横ばいの推移でしたが、平成27年時点では4,820人で、平成22年と比べ821人増加しています。また、就業人口に占める高齢者の割合も増加傾向で、全国、県と比較すると高い状況です。

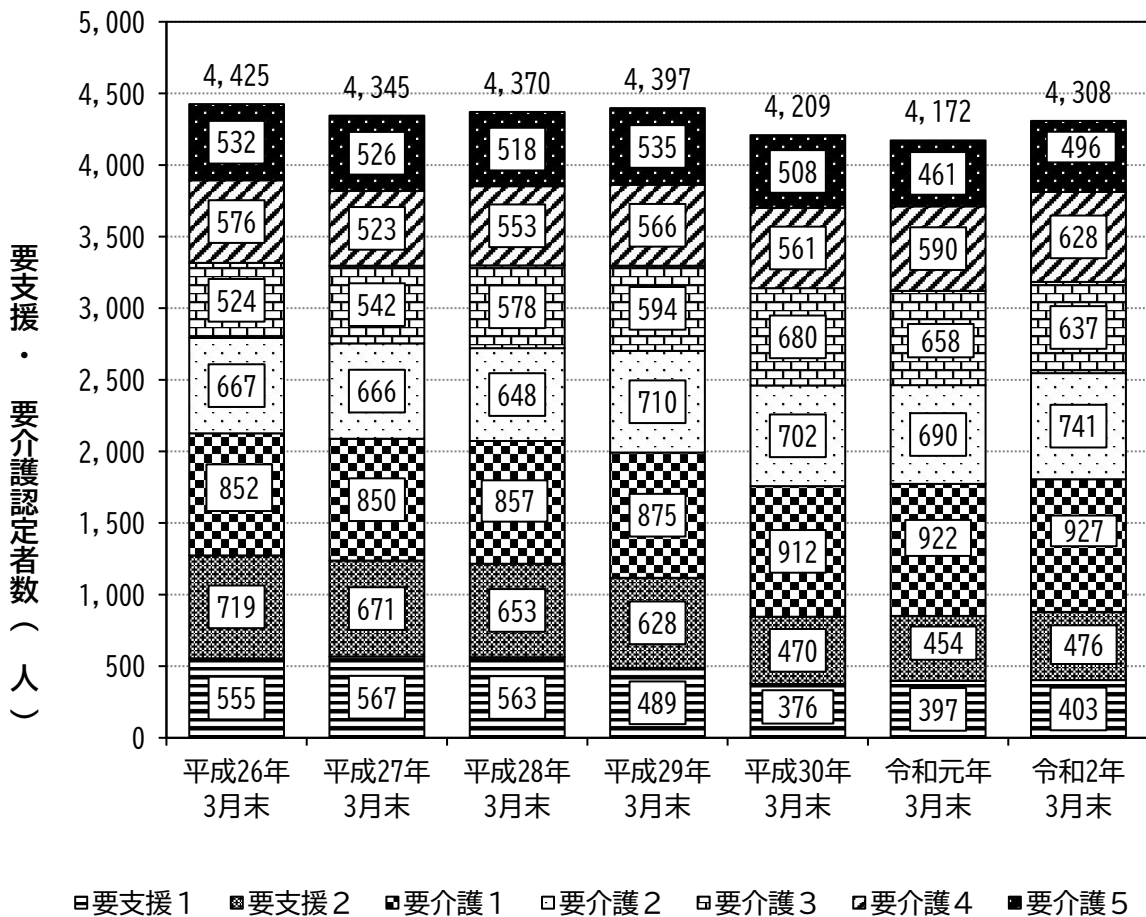


【資料】  
・国勢調査  
(各年10月1日現在)

## 2 要介護(要支援)認定者の現状

### (1) 認定者数の推移

第1号被保険者の認定者数の推移をみると、平成26年3月末から平成29年3月末まではほぼ横ばいでしたが、その後、令和元年3月末までは減少し、令和2年3月末には再び増加しています。令和2年3月末の要介護4及び要介護5の認定者は1,124人で、認定者数の約26%を占めています。また、要支援1及び要支援2の認定者は879人で認定者数の約20%を占めています。

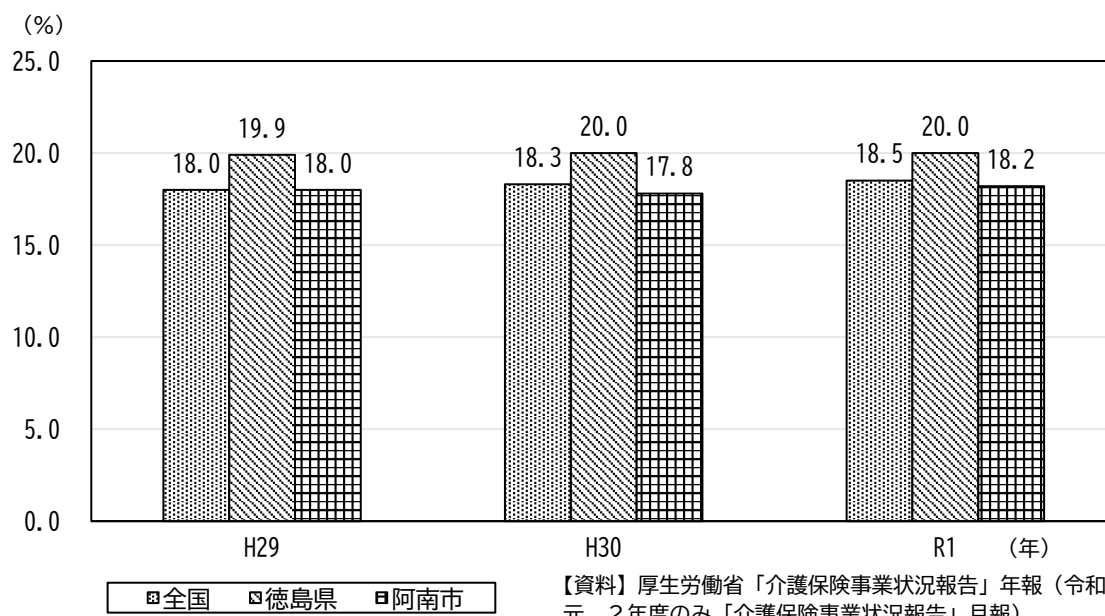


(基準地域) 阿南市

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

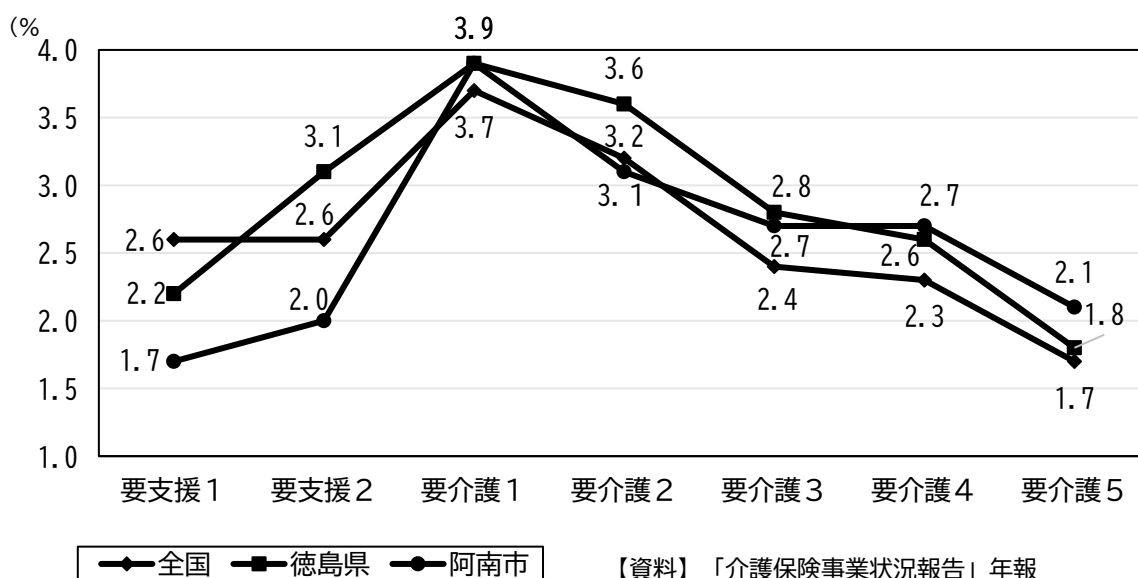
(2) 認定率の推移

第1号被保険者に占める認定率は、平成29年の18.0%から令和元年は18.2%と0.2ポイント増加しています。全国、県、市ともに認定率はほぼ横ばいです。



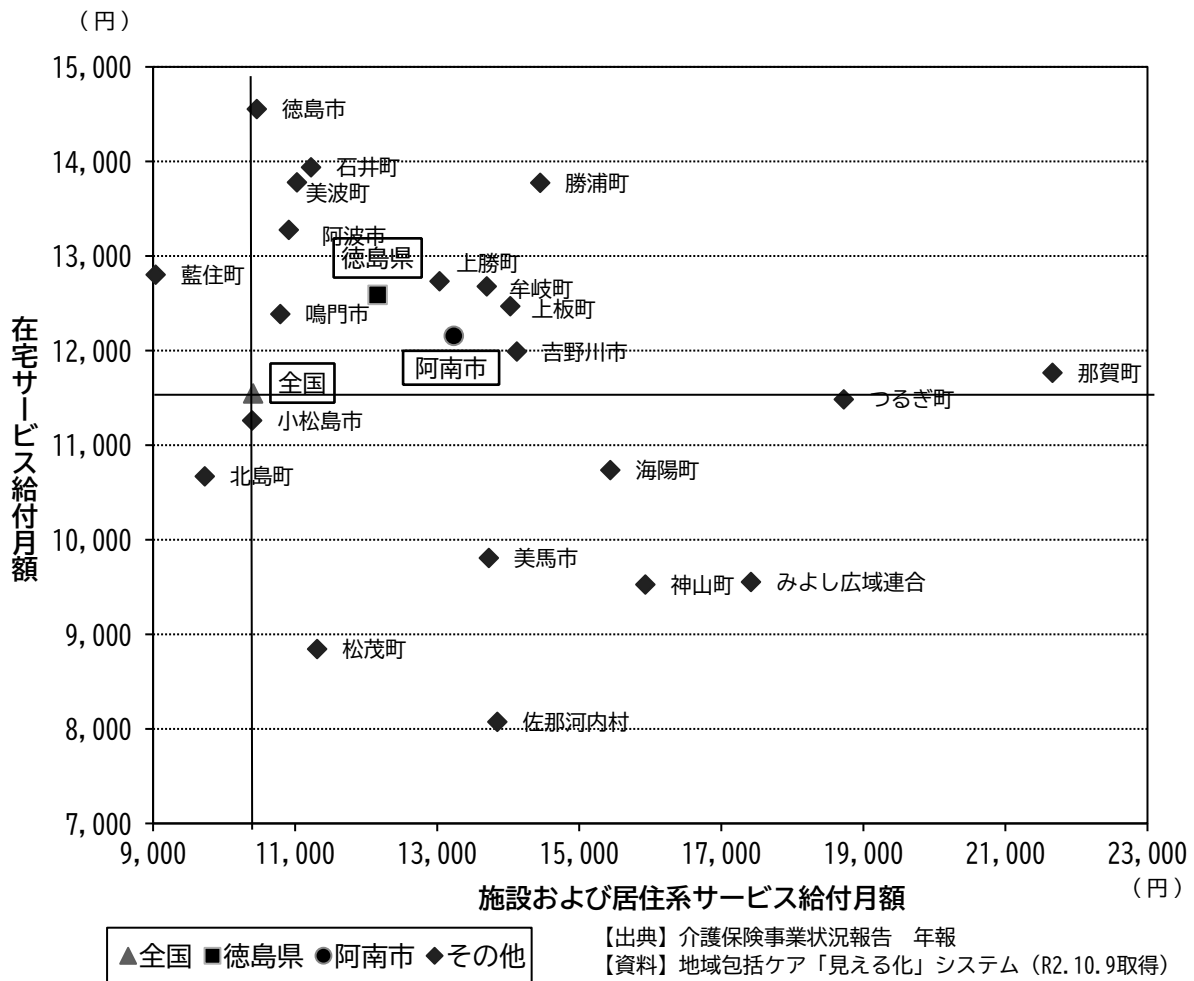
(3) 要介護度別の認定率

第1号被保険者の要介護度別にみた認定率の比較です。令和元年度の市は、全国と比較して、要支援1及び要支援2の認定率が低く、要介護5の認定率が高くなっています。



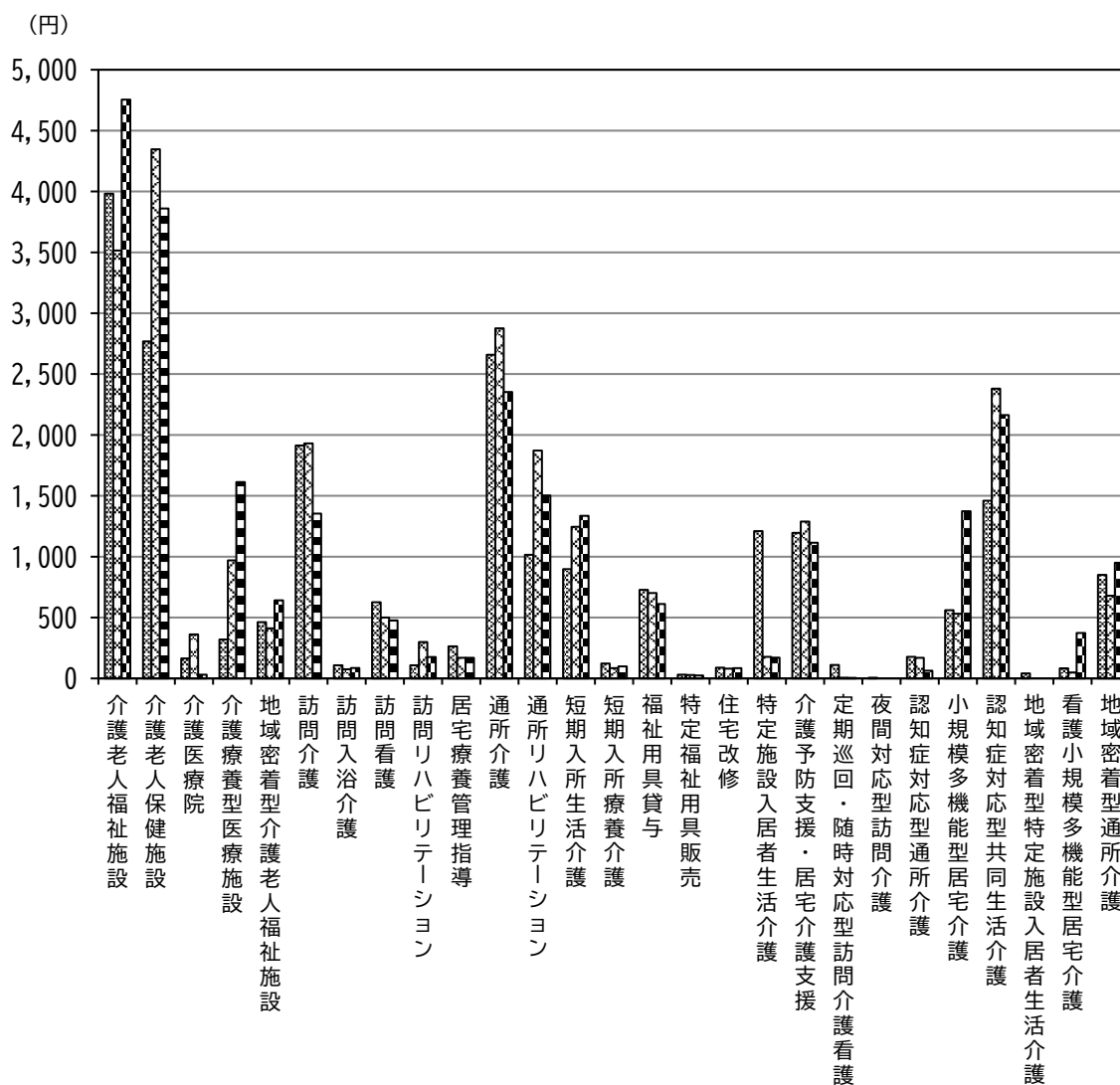
(4) 在宅サービス・施設及び居住系サービス給付月額

令和元年の第1号被保険者1人当たりの「在宅サービス」と「施設及び居住系サービス」の給付月額を、全国平均、県及び県内他市町村について散布図で比較しています。上に位置するほど在宅サービス給付が高く、右に位置するほど施設及び居住系サービス給付が高いことを示します。市は、在宅サービス給付月額が12,157円で県より低いものの、施設及び居住系サービス給付月額は13,233円で、全国平均、県を上回っています。



(5) サービス種類別第1号被保険者1人当たり給付月額

サービスの種類別に、令和元年の第1号被保険者1人当たり給付月額を比較しています。全国平均と比較しますと、介護療養型医療施設、看護小規模多機能型居宅介護が突出しています。次に、小規模多機能型居宅介護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護の割合も高くなっています。



■全国 ■徳島県 ■阿南市

【出典】介護保険事業状況報告 年報  
 【資料】地域包括ケア「見える化」システム (R2.10.9取得)

---

---

## 第3章 介護保険事業及び高齢者福祉サービスの実施状況

---

---

## 第3章 介護保険事業及び高齢者福祉サービスの実施状況

## 1 介護保険サービスの実施状況

## (1) 居宅サービス

平成30年度から令和元年度にかけては、サービスの種類により、それぞれ違った傾向を示している中、短期入所療養介護（老健）、通所リハビリテーションの伸びが高くなっています。

## 【実施状況】

サービス種類		平成30年度	令和元年度	伸び率
1	訪問介護	130,435 回	125,967 回	-3.4%
		6,848 人	6,792 人	-0.8%
2	訪問入浴介護	2,057 回	2,036 回	-1.0%
		424 人	368 人	-13.2%
3	訪問看護	27,109 回	29,700 回	9.6%
		2,784 人	2,909 人	4.5%
4	訪問リハビリテーション	20,732 回	17,745 回	-14.4%
		1,501 人	1,326 人	-11.7%
5	居宅療養管理指導	4,354 人	4,788 人	10.0%
6	通所介護	90,949 回	91,865 回	1.0%
		7,281 人	7,036 人	-3.4%
7	通所リハビリテーション	40,008 回	47,219 回	18.0%
		6,566 人	7,476 人	13.9%
8	短期入所生活介護	48,833 日	48,555 日	-0.6%
		2,517 人	2,575 人	2.3%
9	短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	1,998 日	2,548 日	27.5%
		264 人	331 人	25.4%
10	短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	219 日	186 日	-15.1%
		20 人	9 人	-55.0%
11	特定施設入居者生活介護	332 人	315 人	-5.1%
12	福祉用具貸与	16,491 人	16,795 人	1.8%
13	介護予防支援・居宅介護支援	26,308 人	26,465 人	0.6%
14	特定福祉用具販売	286 件	308 件	7.7%
15	住宅改修	336 件	336 件	0.0%

【資料】介護保険事業状況報告(年報)

(2) 地域密着型サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のサービス利用者数については、平成29年5月、平成30年4月にそれぞれ1事業所が開設したことにより、利用者数が増加しています。

【実施状況】

サービス種類		平成30年度	令和元年度	伸び率
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4 人	8 人	100.0%
2	地域密着型通所介護	34,679 回	37,824 回	9.1%
		3,560 人	3,905 人	9.7%
3	認知症対応型通所介護	2,128 回	1,901 回	-10.7%
		201 人	176 人	-12.4%
4	小規模多機能型居宅介護	2,367 人	2,379 人	0.5%
5	認知症対応型共同生活介護	2,339 人	2,475 人	5.8%
6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	554 人	688 人	24.2%
7	複合型サービス	495 人	496 人	0.2%

【資料】介護保険事業状況報告(年報)

(3) 施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設のサービス利用者数に大きな変化は見られませんが、介護医療院の利用者数が増加しており、介護療養型医療施設及び医療病床からの転換が原因であると考えられます。

【実施状況】

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	伸び率
1	介護老人福祉施設	5,371 人	5,254 人	-2.2%
2	介護老人保健施設	3,877 人	4,092 人	5.5%
3	介護療養型医療施設	1,349 人	1,301 人	-3.6%
4	介護医療院	13 人	22 人	69.2%

【資料】介護保険事業状況報告(年報)



(4) 介護認定審査

認定審査件数は、平成30年度2,736件、令和元年度4,198件でした。総合事業開始に伴い、平成29年4月から全ての更新申請における設定可能な認定有効期間の範囲の上限を12か月から24か月としているため、平成30年度の更新申請の件数が減少したと考えられます。

【実施状況】

区分		平成30年度	令和元年度
1	介護認定審査会の開催状況	110回	139回
2	認定申請件数	2,736件	4,198件
	(内訳) 新規申請	875件	1,027件
	更新申請	1,387件	2,739件
	区分変更申請	474件	432件

(5) 認知症高齢者の状況

平成27年度以降、主治医意見書による日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数は増加傾向になっており、令和元年度末には2,862人で、高齢者人口に占める割合は、12.1%となっています。

(人)

	H27	H28	H29	H30	R1
Ⅱ a	475	471	446	482	481
Ⅱ b	740	760	743	764	836
Ⅲ a	619	652	668	720	759
Ⅲ b	290	317	328	324	346
Ⅳ	422	413	415	378	371
M	62	71	69	57	69
Ⅱ以上	2,608	2,684	2,669	2,725	2,862
高齢者に占める割合(%)	11.4	11.6	11.4	11.6	12.1

備考 各年度3月末時点を基準にしている。主治医意見書による日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内で上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態がみられる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態がみられる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

## 2 地域密着型サービス事業所の現状

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために創設された地域密着型サービスの現状は次のとおりです。

なお、地域密着型サービスは原則として市の被保険者のみが利用できます。

### (1) 認知症対応型共同生活介護事業所

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護の日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

圏域	事業所名	事業所の所在地	法人名	ユニット	定員(人)	入居状況(人)
東部	グループホーム 阿南向日葵	日開野町筒路 10番地1	(有)中川開発	2	18	17
中部	高齢者グループ ホーム双壽園	見能林町南林 258番地5	社会福祉法人 双葉会	1	9	9
	グループホーム 青葉園	見能林町青木 75番地3	医療法人 是松医院	2	18	17
	グループホーム 無量寿	見能林町南林 396番地	医療法人 翠松会	2	18	18
南部	グループホーム 合歓の木	新野町西馬場 3番地3	医療法人 鴻伸会	2	18	18
北部	グループホーム 笑顔毎日	羽ノ浦町中庄大 知淵10番地	社会福祉法人 健祥会	3	27	27
	グループホーム あすか	羽ノ浦町宮倉原 ノ内40番地	(有)介護サービス 羽ノ浦看護婦家 政婦紹介所	1	9	9

グループホーム 花乃苑	羽ノ浦町中庄 大久保 78 番地	(有)慈恵会	2	18	18
グループホーム 那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦 宮面 71 番地 1	医療法人 敬和会	2	18	18
グループホーム なかがわ苑	那賀川町大京原 393 番地 1	(有)なかがわ苑	2	18	17
グループホーム スマイル家族	那賀川町原 245 番地	(有)すえひさ	2	18	18
グループホーム 高砂	那賀川町芳崎 366 番地 1	社会福祉法人 愛心会	2	18	16
合 計 (12 事業所)			23	207	202

備考 入居状況は、令和 2 年 9 月末現在

(2) 認知症対応型通所介護事業所

認知症対応型通所介護は、認知症高齢者を対象とした通所介護（デイサービス）です。事業所において入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話をしたり、心身の機能を維持・回復させる訓練を行ったりしています。

圏域	事業所名	事業所の所在地	法人名	形態	定員(人)
東部	グループホーム 阿南向日葵	日開野町筒路 10 番地 1	(有)中川開発	共用型	6
北部	介護老人保健施設 ロイヤルケアセン ター認知症対応型 通所介護事業所	羽ノ浦町中庄池 ノ上 55 番地 1	社会福祉法人愛 心会	老健 併設型	12
	グループホーム あすか	羽ノ浦町宮倉 原ノ内 40 番地	(有)介護サービス 羽ノ浦看護婦家 政婦紹介所	共用型	3
合 計 (3 事業所)					21

備考 グループホーム阿南向日葵は、平成 28 年 11 月 22 日付けで、グループホームあすかは、令和元年 11 月 1 日付けで休止しています。

(3) 小規模多機能型居宅介護事業所

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供しています。住み慣れた地域での生活を継続することができるように支援するサービスです。

圏域	事業所名	事業所の所在地	法人名	登録定員(人)	通い定員(人)	宿泊定員(人)	登録者数(人)
東部	多機能ホームキムラ	横見町高川原 29番地1	(有)ライフサポートキムラ	29	18	9	24
	シルバー小規模多機能ホーム	上中町岡 222番地1	(有)シルバー在宅介護	29	18	9	24
	小規模多機能型居宅介護セカンドハウスサクラ	原ヶ崎町居屋敷 156番地2	株式会社長谷	25	15	9	20
中部	ウィズ双葉	見能林町南林 260番地2	社会福祉法人双葉会	29	18	9	23
	小規模多機能型居宅介護事業所花畑	中林町蟹田1 番地2	社会福祉法人愛心会	29	18	9	28
西部	小規模多機能ホーム 緑風会登子	下大野町五反畑 126番地1	社会福祉法人緑風会	29	18	9	23
南部	菜の花小規模多機能ホーム	新野町妙見前 74番地12	菜の花介護(有)	29	18	9	18
北部	小規模多機能型居宅介護ホームいちご	那賀川町西原 248番地	(有)ホテル菊	29	16	9	26
	小規模多機能ホーム 健祥会セビリア	羽ノ浦町中庄 大知淵 31番地	社会福祉法人健祥会	25	15	9	18
合 計 (9事業所)				253	154	81	204

備考 登録者数は、令和2年9月末現在

(4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス）

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスです。

圏域	事業所名	事業所の所在地	法人名	登録定員(人)	通い定員(人)	宿泊定員(人)	登録者数(人)
中部	看護小規模多機能型居宅介護 たちばなの里	橘町吉升ケ森 12番地1	(合)たちばなの里	20	15	8	6
	看護小規模多機能型居宅介護 寿限無	見能林町南林 396番地	医療法人 翠松会	29	18	9	20
西部	複合型サービス なかよしホーム	長生町坊ノ前 5番地1	(有)マルトク	25	15	9	19
合 計 (3事業所)				74	48	26	45

備考 登録者数は、令和2年9月末現在

(5) 地域密着型通所介護事業所

地域密着型通所介護は、日中事業所において、食事・入浴・その他日常生活上の支援や、生活機能訓練を提供するサービスです。

通所介護事業所のうち、利用定員18人以下の事業所は、平成28年4月1日から地域密着型通所介護事業所に移行されました。

圏域	事業所名	事業所の所在地	法人名	単位
東部	リハビリcareらいず	富岡町玉塚 67番地 1	(株)友愛	2
中部	デイサービスセンター 杏の丘	内原町宮国 33番地	(有)すえひさ	1
	デイサービスらいず	見能林町ふちう 2番地3	(株)友愛	2

西部	デイセンター 緑風会尊氏	下大野町五反畑 126 番地 1	社会福祉法人 緑風会	1
南部	デイセンター モナ・リザ	福井町湊 1 番地 8	社会福祉法人 緑風会	1
	デイサービスセンター 悠和	新野町新里 65 番地	社会福祉法人 心和会	1
	デイセンター富士	新野町西馬場 3 番地 3	医療法人 鴻伸会	1
北部	デイサービスセンター 那賀川たんぽぽ	那賀川町今津浦宮面 71 番地 1	医療法人 敬和会	1
	デイサービスセンター なかがわ苑	那賀川町大京原 225 番地 1	(有)なかがわ苑	1
	デイセンター ワグナー	那賀川町苅屋 289 番地 2	社会福祉法人 健祥会	1
合 計 (10 事業所)				

(6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員29人以下である小規模な特別養護老人ホームにおいて、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けられるサービスです。

圏域	事業所名	事業所の所在地	法人名	定員 (人)
中部	地域密着型特別養護老人ホーム 双葉の丘	見能林町南林 30 番地 1	社会福祉法人 双葉会	29
	地域密着型特別養護老人ホーム 花宝	中林町蟹田 1 番地 2	社会福祉法人 愛心会	29
合 計 (2 事業所)				58

### 3 地域支援事業の実施状況

地域支援事業は、介護保険法第115条の45の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進しています。

市においては、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は全て介護予防・生活支援サービス事業に移行しています。

#### 【地域支援事業費の実績額】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	182,872,659円	166,952,698円	153,990,206円
(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）	31,383,848円	29,480,737円	28,990,404円
ア 訪問介護相当サービス	16,683,083円	878,287円	851,142円
イ 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	14,700,765円	28,397,950円	27,520,262円
ウ 訪問型サービスB（住民主体による支援）	0円	204,500円	619,000円
(2) 通所型サービス（第1号通所事業）	120,049,041円	105,548,801円	96,517,520円
ア 通所介護相当サービス	64,183,458円	407,175円	113,688円
イ 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	55,567,004円	103,948,099円	94,240,660円
ウ 通所型サービスB（住民主体による支援）	298,579円	1,193,527円	2,163,172円
(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号生活支援事業）	24,248,300円	25,112,370円	22,921,440円
(4) 審査支払手数料	1,129,565円	1,212,865円	1,110,525円
(5) 高額介護予防サービス費相当事業等	168,221円	172,703円	200,273円
(6) 一般介護予防事業	5,893,684円	5,425,222円	4,250,044円
ア 介護予防把握事業	0円	0円	0円
イ 介護予防普及啓発事業	381,500円	373,689円	173,900円
ウ 地域介護予防活動支援事業	5,002,184円	4,361,533円	3,146,144円
エ 一般介護予防事業評価事業	0円	0円	0円



	オ 地域リハビリテーション活動支援事業	510,000 円	690,000 円	930,000 円
2	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業	82,739,703 円	81,145,040 円	89,920,799 円
	(1) 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	80,421,667 円	78,776,200 円	86,678,471 円
	(2) 任意事業	2,318,036 円	2,368,840 円	3,242,328 円
	ア 介護給付費等費用適正化事業	0 円	119,000 円	249,000 円
	イ その他の事業	2,318,036 円	2,249,840 円	2,993,328 円
	(ア) 成年後見制度利用支援事業	98,280 円	55,140 円	851,368 円
	(イ) 認知症サポーター等養成事業	125,756 円	100,700 円	47,960 円
	(ロ) 地域自立生活支援事業	2,094,000 円	2,094,000 円	2,094,000 円
3	小計(1+2)	265,612,362 円	248,097,738 円	243,911,005 円
4	包括的支援事業(社会保障充実分)	6,128,620 円	6,334,558 円	6,600,915 円
	(1) 在宅医療・介護連携推進事業	4,535,706 円	5,000,000 円	5,000,000 円
	(2) 生活支援体制整備事業	574,234 円	555,400 円	569,453 円
	(3) 認知症初期集中支援推進事業	932,700 円	35,500 円	146,640 円
	(4) 認知症地域支援・ケア向上事業	3,380 円	0 円	0 円
	(5) 地域ケア会議推進事業	82,600 円	743,658 円	884,822 円
5	合計(3+4)	271,740,982 円	254,432,296 円	250,511,920 円

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(介護予防・生活支援サービス事業)と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う介護保険法第115条の45第1項第2号に規定する事業(一般介護予防事業)からなります。

#### ① 介護予防・生活支援サービス事業

##### ア 訪問型サービス(第1号訪問事業)

##### (ア) 阿南市介護予防訪問介護相当サービス

既存の訪問介護サービス事業所による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスを提供しています。

(イ) 阿南市訪問型生活応援サービス

既存の訪問介護サービス事業所による、生活援助のみのサービスを提供しています。

(ロ) 阿南市ご近所ヘルパー

地域のボランティアによる、住民主体の生活援助サービスを提供しています。ヘルパーの派遣調整等の事務については、阿南市社会福祉協議会への委託により行っています。

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(1) 阿南市介護予防通所介護相当サービス

既存の通所介護サービス事業所による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービスを提供しています。

(2) 阿南市はつらつデイサービス

既存の通所介護サービス事業所による、デイサービスを提供しています。

(3) 阿南市ご近所デイサービス

地域のボランティアによる、住民主体のデイサービスを提供しています。

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号生活支援事業）

事業対象者及び要支援者に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施しています。

エ 審査支払手数料

第1号事業の指定事業者に対して、国保連経由で第1号事業支給費を支給しています。

オ 高額介護予防サービス費相当事業

介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス利用に係る利

用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施しています。

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

保健センター等の関係機関や小地域見守りネットワークとの連携により収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、アウトリーチ等を行うことで住民主体の介護予防活動へつなげています。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発することを目的に、パンフレットの作成及び配布、ケーブルテレビや You Tube での動画配信、有識者等による講演会の開催等を行っています。また、地域住民の関心の高い運動、栄養、口腔等についての普及啓発を促進するため、各高齢者お世話センターの地域単位において介護予防教室を開催しています。

【実施状況】

内 容	実施状況	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
講 演 会	開催回数	3 回	1 回	0 回
	参加者延人数	175 人	84 人	0 人
介護予防教室	開催回数	35 回	36 回	21 回
	参加者延人数	994 人	1,097 人	507 人

ウ 地域介護予防活動支援事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の通いの場等の介護予防活動の地域展開を目指し、活動の立ち上げや継続に係る支援を実施しています。

運動器の機能向上を目的とした体操を実施する事業（介護予防体操事業）として「いきいき100歳体操」を、趣味活動を通じ

た日中の居場所づくり、定期的な通いの場を提供する事業（高齢者サロン活動事業）として「あななんサロン」を市内の各地域において展開しています。

また、高齢者が介護施設等でのボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励し支援することにより、高齢者自身の介護予防を推進する「介護支援ボランティア事業」を実施しています。

【地域での介護予防活動の状況】

内 容	実施状況	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
いきいき 100 歳体操	登録箇所数	73 箇所	81 箇所	81 箇所
あななんサロン	登録箇所数	52 箇所	58 箇所	58 箇所

【介護支援ボランティア事業の実施状況】

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受け入れ施設数	26 箇所	26 箇所	26 箇所
ボランティア登録者数	15 人	11 人	8 人

エ 一般介護予防事業評価事業

「いきいき 100 歳体操」における効果・測定を行い、運動機能の維持・改善評価を行うなど、一般介護予防事業の効果的な実施に取り組んでいます。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化することを目的に、住民主体の通いの場である「いきいき 100 歳体操」へ理学療法士を派遣し、介護予防に関する技術的助言を行っています。

【理学療法士の派遣状況】

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
派遣回数	34 回	46 回	62 回

(2) 包括的支援事業

① 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

阿南高齢者お世話センター（地域包括支援センター）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関であり、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的かつ継続的な支援を行う「地域包括ケア」を推進することを目的として設置しています。

平成31年4月には、高齢者お世話センター間の総合調整や技術支援、指導監督等を行う「基幹型阿南高齢者お世話センター」を阿南市社会福祉協議会への委託により設置し、センターの更なる機能強化を図っています。

【高齢者お世話センター（地域包括支援センター）の設置状況】

高齢者お世話センター名	所在地	受託法人名
基幹型 阿南高齢者お世話センター	富岡町北通 33 番地 1	阿南市社会福祉協議会
阿南東部 高齢者お世話センター	宝田町今市金剛寺 43 番地	阿南福社会
阿南中部 高齢者お世話センター	見能林町南林 260 番地 7	双葉会
阿南西部 高齢者お世話センター	羽ノ浦町中庄大知淵 8 番地 1	健祥会
阿南南部 高齢者お世話センター	新野町信里 65 番地	心和会

阿南北部第1 高齢者お世話センター	那賀川町 苅屋 357 番地 1	阿南市社会福祉協議会
阿南北部第2 高齢者お世話センター	羽ノ浦町 中庄大知 8 番地 1	健祥会

【高齢者お世話センター（地域包括支援センター）の担当区域】

高齢者お世話センター	高齢者お世話センターの担当区域	圏域
基幹型 阿南高齢者お世話センター	市内全域	全圏域
阿南東部 高齢者お世話センター	富岡町 学原町 日開野町 七見町 領家町 住吉町 原ヶ崎町 西路見町 出来町 豊益町 福村町 畷町 黒津地町 向原町 辰己町 宝田町 上中町 柳島町 横見町	東部圏域
阿南中部 高齢者お世話センター	才見町 中林町 見能林町 大湊町 津乃峰町 橘町 阿瀬比町 山口町 桑野町 内原町	中部圏域
阿南西部 高齢者お世話センター	長生町 上大野町 中大野町 下大野町 楠根町 熊谷町 吉井町 加茂町 深瀬町 十八女町 水井町 大井町 大田井町 細野町	西部圏域
阿南南部 高齢者お世話センター	新野町 福井町 椿町 椿泊町	南部圏域
阿南北部第1 高齢者お世話センター	伊島町 那賀川町 羽ノ浦町（中庄及び宮倉を除く）	北部圏域
阿南北部第2 高齢者お世話センター	羽ノ浦町（中庄及び宮倉）	

備考

利用者の生活の継続性、利用者意思等を勘案して「特別な理由」がある場合には、担当区域外の高齢者お世話センターを利用することができる。

【包括的支援事業の内容】

包括的支援事業	事業の内容
第1号介護予防支援事業	<p>介護予防ケアマネジメントとして実施するものとし、被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う事業。</p>
総合相談支援業務	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う業務。</p>
権利擁護業務	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う業務。</p>
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多種職相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが実施できるよう、個々の介護支援専門員に対する支援を行うとともに、地域における連携・協働の体制づくりを行う業務。</p>

【高齢者お世話センターの相談件数等】

件数	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合相談	1,451件	1,327件	1,598件
権利擁護 (成年後見制度等)相談	233件	236件	191件
高齢者虐待 (相談・通報受理)	13件	19件	16件

② 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証等を行うために、市内の居宅介護支援事業所等で勤務する介護支援専門員を対象としたケアプラン点検を実施しています。

【実施状況】

内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施件数	-	87件	79件

イ 成年後見制度利用支援事業

市長申立て等に係る低所得の高齢者を対象に、成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行っています。

【実施状況】

内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申立助成	0件	1件	4件
報酬助成	0件	0件	4件

ウ 認知症サポーター等養成事業

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター等を養成し、認知症の人や家



族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進しています。

【実施状況】

年代 年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	計
平成29年度	57	80	66	119	168	195	256	941
平成30年度	73	110	105	120	144	260	256	1,068
令和元年度	97	48	36	46	34	62	170	493
合計	227	238	207	285	346	517	682	2,502

エ 高齢者住宅等安心確保事業

高齢者向けにバリアフリー化された県営春日野住宅6号棟及び7号棟に居住するひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、生活援助員を派遣し、日常生活上の相談・指導、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助等のサービスを提供しています。

【実施状況】

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入居者数	30戸（37人）	30戸（35人）	30戸（34人）

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

① 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等

の関係者の連携を推進することを目的とした事業であり、市では社会福祉法人健祥会への委託により、平成29年8月から実施しています。

【実施状況】

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
在宅医療・介護 連携推進会議の 開催回数	4 回	4 回	3 回
相談窓口の設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談員の配置	2 人	2 人	2 人
他職種連携研修 の開催回数	3 回	2 回	2 回
市民公開講座の 開催回数	1 回	1 回	1 回

② 生活支援体制整備事業

地域住民に身近な存在である市が中心となって、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手となって参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っています。

【実施状況】

内 容	体 制
第1層生活支援コーディネーター	1人
第1層生活支援体制整備協議体	1箇所
第2層生活支援コーディネーター	高齢者お世話センターごとに各1人配置 合計6人
第2層生活支援体制整備協議体	14箇所

【開発した資源・サービス】

- ・一般介護予防事業における住民主体の「通いの場」の制度設計
- ・通所型サービスB（ご近所デイサービス）
- ・訪問型サービスB（ご近所ヘルパー）
- ・阿南市版エンディングノート「たまたま箱」

③ 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「ファーストケアチーム」）を平成28年4月から設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

平成31年4月からは、本事業を「基幹型阿南高齢者お世話センター」の業務に位置付け、阿南市社会福祉協議会への委託により実施しています。

【実施状況】

内 容	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	8件	3件	36件

④ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関等の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置しています。

認知症地域支援推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を目指しています。

【実施状況】

内 容	体 制
認知症地域支援推進員	高齢者お世話センターごとに各1人配置 保健師又は看護師 合計6人

⑤ 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。

市では、地域ケア会議の5つの機能である「個別課題解決機能」、「ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」、「政策形成機能」に応じ、4種類の地域ケア会議を開催し、それらの定着と推進に向けて取り組んでいます。

【実施状況】

内 容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域ケア個別会議	7回	23回	29回
小地域ケア会議	0回	10回	7回
地域ケア推進会議	1回	2回	1回
自立支援ケア会議	1回	11回	12回

## 4 高齢者福祉サービスの実施状況

## (1) 生活支援事業

## ① 生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上の要介護（支援）認定者以外で基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らし在宅高齢者等に対し、養護老人ホームの空室を利用して一時的に養護し、短期宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう支援しています。

また、家族からの虐待回避や自然災害等の一時避難所としても利用しています。

## 【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	2 人	4 人	4 人
利用日数	37 日	31 日	68 日

委託先施設名	所在地
老人ホーム福寿荘	阿南市畷町亀崎 93 番地 7
養護（盲人）老人ホーム羽ノ浦荘	阿南市羽ノ浦町明見 135 番地 1
養護老人ホーム松寿園	小松島市日開野町加々ミ松 91 番地 1
養護老人ホームヒワサ荘	海部郡美波町西河内字丹前 99 番地

## ② 生きがい活動支援事業

伊島地区に居住する65歳以上の要介護（支援）認定者以外で、ひとり暮らし等で家に閉じこもりがちな高齢者に対し、健康、生きがい関係の教養講座を開催することで、孤独感の解消や安否確認を行い、生きがいを持ったうるおいのある在宅生活を継続していくよう支援しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	16 人	16 人	16 人
利用回数	3 回	3 回	3 回

③ 日常生活用具給付等事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、安心して在宅生活が継続できるよう、3万円を超えない範囲内で電磁調理器を現物給付しています。

なお、直近年度の市民税が非課税であることなどの条件があります。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	4 人	1 人	4 人

④ 高齢者住宅改造促進事業

65歳以上の身体の虚弱な高齢者のいる世帯に対し、高齢者の生活の質の向上を図り、在宅生活の継続を支援するため、廊下等への手すりの設置、浴槽の低床化、和式から洋式トイレへの変更など高齢者向きに住宅を改造する費用の一部を助成しています。

徳島県長寿社会づくり支援費補助金の交付を受けて実施する事業であり、要介護（要支援）者については、介護保険制度（住宅改修）と連携しながら利用者の便宜を図っています。

なお、世帯全員の前年度所得税が非課税であることなどの条件があります。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用件数	1 件	1 件	1 件

⑤ ひとり暮らし高齢者支援事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、在宅での不安解消及び緊急時の対応を図るため、利用者本人の位置検索及び緊急通報機能が付されたGPS端末機器を貸与し、その初期費用のみ全額助成しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続利用者数	8 人	8 人	9 人
新規申込者数	0 人	2 人	0 人

⑥ はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業

65歳以上の高齢者に対し、精神的及び肉体的疲労の回復を促し、心身機能の維持向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用回数	131 回	146 回	152 回

⑦ 配食サービス事業

おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯であって食事の調理が困難な人に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認を行い、在宅生活の維持継続を支援しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	121 人	44 人	53 人
延配食数	2,503 食	1,501 食	1,133 食

委託先事業所名	所在地
デイセンターモナ・リザ	阿南市福井町湊1番地8
デイセンターカルメン	阿南市羽ノ浦町中庄大知淵8番地1

⑧ 寝たきり高齢者見舞金

65歳以上の在宅寝たきり高齢者に対し、福祉の増進に寄与することを目的に見舞金を支給しています。

なお、市内に1年以上住所を有し、3か月以上在宅で寝たきり状態が続いている人で、要介護状態区分が要介護3から要介護5までの人であることなどの条件があります。

【実施状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支給人数	81人	63人	60人

⑨ 家族介護用品支給事業

寝たきり又は認知症の状態であって、要介護4又は要介護5の認定を受けている65歳以上の在宅高齢者を介護する同一世帯の介護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、介護用品（紙おむつ等）の現物支給を行っています。

なお、世帯全員の直近年度の市民税が非課税であることなどの条件があります。

【実施状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	21人	30人	33人

⑩ 徘徊<sup>はいかい</sup>高齢者家族支援サービス事業

65歳以上の徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対し、安心して介護できる環境を確保するため、徘徊時に早期発見できるよう位置検索が付されたGPS端末機器を貸与し、その初期費用のみ全額助成しています。



【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続利用者数	0 人	1 人	0 人
新規申込者数	1 人	0 人	0 人

⑪ 徘徊高齢者等 S O S ネットワーク事業

徘徊がみられ、又は徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合、本人又はその家族の同意に基づき、介護・ながいき課、高齢者お世話センター、阿南市消防本部その他地域の協力関係機関等から構成する阿南市徘徊高齢者等 S O S ネットワーク間で情報共有を行い、徘徊高齢者等の早期発見を図っています。

また、平成 3 1 年 2 月には、阿南警察署との間で協定を締結し、認知症高齢者等の早期発見と保護及び支援等を効果的に行うための連携協力体制を構築しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続利用者数	0 人	4 人	15 人
新規申込者数	4 人	11 人	24 人

⑫ 高齢者等見守りキーホルダー事業

6 5 歳以上の認知症高齢者及び 6 5 歳未満の若年性認知症の人に対し、徘徊等により行方不明になった場合において、身元の確認を容易にし、早期発見につなげることを目的としたキーホルダーを交付しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
継続利用者数	0 人	4 人	16 人
新規申込者数	4 人	14 人	12 人

(2) 生きがづくり・社会参加の推進事業

① 社会貢献活動等の推進

阿南市社会福祉協議会と協力し、ボランティア活動の活性化を図るとともに、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように定期的に友愛訪問員（地域のボランティア）が訪問し、安否確認や孤独感の解消を図ることを目的とした友愛訪問活動を支援しています。

【友愛訪問の状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施クラブ数	103 クラブ	102 クラブ	99 クラブ
友愛訪問員数	172 人	181 人	188 人

② 阿南市社会福祉協議会との連携

地域福祉活動の充実を目指すために、その中核的役割を担う「社会福祉協議会」と連携・協働し、多様化する福祉ニーズに対応した地域福祉の推進を図っています。

③ 老人クラブの活動促進

高齢者相互の交流やボランティア活動を通して、積極的に地域づくりへ貢献し、生きがいと健康づくりのためなど、高齢者の自主的・積極的な活動の場として大きな役割を果たしている「セニヤクラブ」の支援を行っています。

【セニヤクラブの状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
クラブ数	103 クラブ	102 クラブ	99 クラブ
会員数	4,696 人	4,537 人	4,251 人

【セニヤクラブの実施状況（令和元年度）】

実施事業		実施回数	参加人数	事業内容
趣味 教養 講座	生きがい教室 （15部会）	290回	5,000人	俳句、書道、短歌、川柳、 詩吟、芸能、囲碁、漢詩、 カラオケ、新舞踊、 大正琴、絵手紙、 エンピツクラブ
	ゲートボール	75回	523人	
	グラウンドゴルフ	13回	300人	
交通安全教室 （市内14地区）		各1回	565人	
文化継承事業		8回	2,007人	
ラダーゲッター 開催事業		1回	15人	
生活習慣予防 料理教室		9回	282人	
老人体育大会		1回	1,000人	富岡東中学・高等学校
セニヤ祭		1回	800人	
女性部グランド ゴルフ大会		0回	0人	
ラダーゲッター大会		0回	0人	
カローリング大会		1回	90人	
阿南市セニヤ 健康づくり大会		1回	600人	
その他		機関紙「セニヤ」の発行 社会奉仕活動、教養講座開設事業、 健康増進事業		

④ 高齢者福祉特定回数乗車（船）券の交付

70歳以上の高齢者の社会参加、生きがいづくり等を促進するため、市内を運行する路線バス・連絡船で利用できる無料バス（船）券を交付しています。

なお、前年度市民税所得割額が5万円以下であることなどの条件があり、船券の交付は伊島町に住所を有する高齢者のみを対象としています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付者数	2,291 人	2,199 人	2,140 人
利用枚数	49,339 枚	44,941 枚	42,896 枚

⑤ 高齢者の就労支援

高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進により地域社会の活性化を図るため、高齢者のニーズに応じ、高齢者の意欲や能力に応じた就業機会の確保・提供する等重要な役割を果たしている「阿南市シルバー人材センター」に対し、支援を行っています。

また、高齢者が地域で就業できる場や地域社会を支える活動ができる場の拡大を図るため、地域に応じた就業機会の確保・創出に積極的に取り組んでいます。

【阿南市シルバー人材センターの会員数】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
会 員 数	845 人 (男性 501 人、 女性 344 人)	811 人 (男性 485 人、 女性 326 人)	851 人 (男性 513 人、 女性 338 人)

【請負・委任等事業実績】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受注件数	総 件 数	3,948 件	4,185 件	4,175 件
	うち公共分	228 件	205 件	246 件
契約金額	総 金 額	298,595,023 円	303,276,297 円	303,644,494 円
	うち公共分	87,719,279 円	88,182,158 円	87,716,155 円
就 業 実 人 員		601 人	596 人	565 人
就 業 延 人 員		60,267 人	60,207 人	59,466 人
受注単価 (契約総金額÷就業延人員)		4,955 円/人・日	5,037 円/人・日	5,106 円/人・日
就業率 (就業実人員÷会員数)		71.1%	73.5%	66.4%

【派遣事業実績】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受注件数	総 件 数	37 件	40 件	35 件
	うち公共分	8 件	7 件	7 件
契約金額	総 金 額	28,766,127 円	28,362,284 円	28,653,516 円
	うち公共分	10,201,730 円	8,131,990 円	8,470,032 円
派遣就業実人員		76 人	68 人	67 人
派遣就業延人員		4,954 人	5,005 人	5,210 人
受注単価 (契約総金額÷派遣就業延人員)		5,807 円/人・日	5,667 円/人・日	5,500 円/人・日

⑥ 学習機会の提供と地域社会への還元

60歳以上の人を対象に、専門的な講座での知識と実践力を身に付けて地域福祉を推進するリーダーとして活躍する人材の養成や仲間づくりを促進するため、徳島県シルバー大学校阿南校を運営している「阿南市社会福祉協議会」と連携し、社会貢献活動を推進する人材を養成しています。

⑦ 高齢者の多様な交流の場の提供

高齢者の健康増進や外出促進、生きがいづくりを支援するため、健康づくり教室や趣味活動に気軽に参加できる交流の場の起点施設として老人いこいの家等を提供しています。施設老朽化のため、令和2年4月に寿老人ルームを廃止しました。

【実施状況】

施 設 名	設 置 数
阿南市老人いこいの家	15 施設
阿南市老人ルーム	10 施設
阿南市高齢者交流センター	1 施設

⑧ 敬老意識の向上

多年にわたり社会の発展に尽力された高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、敬老理念の普及並びに高齢者福祉等への関心を高めるた

めの事業を実施しています。

【実施状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
敬老記念品贈呈 (75歳以上の人)	11,692人	11,720人	11,824人
100歳誕生日の慶祝訪問 (祝状と祝金)	23人	17人	22人
長寿者福祉金(77歳)	800人	811人	950人
長寿者福祉金(88歳)	465人	487人	413人
長寿者福祉金 (90歳以上100歳未満)	1,371人	1,382人	1,518人
長寿者福祉金 (100歳以上の人への慶祝訪問)	47人	45人	46人

(3) 施設福祉サービス事業

① 養護老人ホーム

65歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づく入所措置を行っています。

市内には、2施設設置されています。

【実施状況】

施設名	入所定員数	令和2年4月1日現在入所者数
老人ホーム福寿荘	70人	52人
養護（盲人）老人ホーム 羽ノ浦荘	80人	44人

【阿南市の措置実施状況】

区分	平成29年度 （4月）	平成30年度 （4月）	令和元年度 （4月）
措置数	48人	40人	47人
措置施設数	5施設	5施設	6施設

② ケアハウス

60歳以上で、身体機能の低下等が認められ、又は、高齢のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による援助が困難な人が入所する施設です。入所については、施設と入所者本人の直接契約になります。

市内には、3施設設置されています。

【実施状況】

施設名	入所定員数
ケアハウスタラサ双葉	30人
ケアハウス悠和館	45人
ケアハウス健祥会アングルシア	50人

(4) 安心して暮らせる生活環境の整備

① 相談支援体制の充実

高齢者の生活上の不安や悩みの解消を図り、必要なサービスを受けられるように高齢者お世話センターと連携しながら支援を行っています。

② 地域における見守り体制の構築

高齢者お世話センターを中心に、民生委員児童委員や自治会等地域住民・関係機関と連携を図り、高齢者の見守りを行っています。

また、日頃から高齢者の生活状況を見守り、必要な情報を市又は警察等へ提供していただけるよう、市内事業者等と高齢者等見守り活動に関する協定を締結しています。

県においても、令和2年5月現在、22機関と見守り協定を締結し、市町村と連携しながら円滑な見守り活動が行われるよう体制整備を図っています。

【高齢者等見守り活動に関する協定の締結状況】

締結先	締結日
阿南郵便局	平成14年6月27日
徳島新聞阿南市販売店会	平成21年10月9日
株式会社とくし丸	平成28年1月8日
生活協同組合とくしま生協	平成28年1月18日
第一生命保険株式会社徳島営業支社	令和2年2月25日
阿南信用金庫	令和2年6月22日
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社中四国支店	令和2年6月24日
明治安田生命保険相互会社徳島支社	令和2年8月25日
総合警備保障株式会社	令和3年1月27日

③ 災害時要援護者支援対策の充実

災害発生時において、災害時要援護者への支援を迅速かつ適正に実施するために、阿南市防災計画に基づき、地域の避難行動要支援名簿を作成し、地域の避難支援者等と情報共有を行っています。



## 【避難行動要支援者】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録者数	7,991 人	8,081 人	8,339 人

## ④ 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

高齢者に対する虐待防止や早期発見、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護に必要な援助等について、高齢者お世話センター及び関係機関と連携しながら速やかな対応を図っています。

社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業において、判断能力に不安のある高齢者等に対し、介護・福祉サービスの利用支援や日常生活の金銭管理、通帳預かりサービスを行っています。

## ⑤ 救急医療情報キット配布事業

ひとり暮らし高齢者等の安心・安全を確保するため、かかりつけ医、服用薬、緊急連絡先等の救急処置に必要な情報を容器（救急医療情報キット）に収め、冷蔵庫に保管しておくことにより、緊急時に救急隊がその情報を活用し、適切かつ迅速な救命活動を行えることを目的とした事業を行っています。

## 【救急医療情報キット配付状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
配布世帯数	21 世帯	5 世帯	9 世帯

## 5 介護保険事業費の現状と評価

### (1) 第7期計画と実績

保険給付費の3か年の実績を対事業計画比で見ると、平成30年度は97.6%、令和元年度は98.4%、令和2年度は98.5%（見込み）と、ほぼ計画どおりの実績値となっています。

また、地域支援事業費については、平成30年度は69.5%、令和元年度は68.4%、令和2年度は69.6%（見込み）と計画内の執行となっています。

#### 【第7期計画】

(千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合 計
保険給付	7,643,443	7,858,823	8,021,350	23,523,616
介護給付	7,460,960	7,673,938	7,832,231	22,967,129
予防給付	182,483	184,885	189,119	556,487
地域支援事業	366,000	366,000	365,000	1,097,000
介護予防・日常生活支援総合事業	256,000	256,000	255,000	767,000
包括的支援事業・任意事業	110,000	110,000	110,000	330,000
合計	8,009,443	8,224,823	8,386,350	24,620,616

#### 【実績】

(千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	合 計 (見込み)
保険給付	7,461,723	7,729,932	7,898,081	23,089,736
介護給付	7,289,870	7,547,887	7,728,011	22,565,768
予防給付	171,853	182,045	170,070	523,968
地域支援事業	254,432	250,512	253,900	758,844
介護予防・日常生活支援総合事業	166,953	153,990	154,028	474,971
包括的支援事業・任意事業	87,479	96,522	99,872	283,873
合計	7,716,155	7,980,444	8,151,981	23,848,580

- 備考
- 1 R2見込はR2.9月現在
  - 2 高額介護サービス等費、特定入居者介護サービス等費及び審査支払手数料は、介護給付費に計上。

## 6 第7期計画基本目標の取組評価と第8期計画に向けての課題

### (1) 第7期計画基本目標

#### ① 高齢者の介護予防と社会参加の推進

高齢者の生きがいあふれる生活を支援するため、介護予防事業及び健康増進事業を展開するとともに、就労やクラブ活動等を通じた社会参加の機会の充実を図ります。

#### 【評価】

##### (1) 介護予防の推進と健康の保持について

一般介護予防事業においては、地域住民が自主的に介護予防活動を行う「通いの場」である「いきいき100歳体操」グループ及び「あななんサロン」の立ち上げについて、高齢者お世話センターを中心に重点的に行うことで、県内市町村において屈指の箇所数を市内全域に整備しています。また、活動に係る経費の一部を市が補助することや、新しい介護予防プログラムの提供、交流会の開催等により、活動の継続支援についても積極的に推進しています。

##### (2) 社会参加と生きがいづくりについて

前期計画期間から引き続き、阿南市社会福祉協議会及び阿南市シルバー人材センターとの連携により、阿南市セニヤクラブの活動支援や就労を通じた高齢者の社会参加への支援を行っています。

#### 【第8期に向けての課題】

##### (1) 介護予防の推進と健康の保持について

「通いの場」の効果を的確に検証するための評価指標及び評価手法を確立する必要があります。

「介護予防普及啓発事業」においては、講演会等の参加者が固定化していることや、ウィズコロナ時代における「新しい生活様式」

が求められていることから、ケーブルテレビや You Tube 等を活用した普及啓発をより一層推進していく必要があります。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が令和3年4月から開始されることに伴い、保健部局及び三師会をはじめとする専門職団体等との連携をこれまで以上に強化し、現役世代の生活習慣病対策等と併せて実施することが求められています。

#### (2) 社会参加と生きがいづくりについて

高齢者数が増加する一方で、阿南市セニヤクラブ及び阿南市シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあることから、社会参加に対するニーズの把握や広報等を活用した高齢者の加入促進についての支援を推進する必要があります。

高齢者が「支え手」「受け手」といった関係を超えて繋がり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組の一つとして、総合事業における住民主体のサービス（B型サービス等）を充実させる必要があります。

### ② 地域包括ケア体制の深化・推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター等と連携しながら生活支援体制の基盤を強化し、住民同士が共に支え合う地域づくりを推進します。

#### 【評価】

##### (1) 地域包括支援センターの機能強化について

高齢者お世話センター間の総合調整や技術支援、指導監督等を行う「基幹型阿南高齢者お世話センター」を、平成31年4月から阿南市社会福祉協議会への委託により設置し、センターの更なる機能強化を図っています。

##### (2) 生活支援サービス・高齢者福祉サービスについて

総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」については、従前の相当サービス及び緩和した基準によるサービスは維持しつつ、住民主体による訪問型サービスB（ご近所ヘルパー）及び通所型サービスB（ご近所デイサービス）を平成30年度に立ち上げ、地域における有償ボランティアによる支援体制の構築を図っています。

高齢者福祉サービスについては、前期計画期間と同様の内容により各種サービスを提供しています。

### （3）安心・安全の確保について

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターをはじめとする相談支援機関の機能強化及び地域住民への周知を行うとともに、各地域における見守り・支え合いの体制づくりを推進しています。特に、第7期計画期間においては、市内の民間事業所との「見守り協定」を推進するとともに、「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」等と連携しながら、より効果的な見守り体制の構築に向け取り組んでいます。

### （4）地域の支え合い体制づくりについて

生活支援体制整備事業において、「介護予防・生活支援サービス事業」をはじめとする新たな資源及びサービスの開発に取り組むとともに、それらを担う住民ボランティアの育成についても積極的に推進しています。

### （5）地域ケア会議の充実について

地域ケア会議が有する5つの機能を念頭に置き、「地域ケア個別会議」、「小地域ケア会議」、「地域ケア推進会議」及び「自立支援ケア会議」の4種類の会議を積極的に開催しています。

地域ケア会議を通じて把握された地域課題等については、生活支援体制整備事業をはじめ地域支援事業における他の事業とも連携しながら、その解決等に努めています。

(6) 権利擁護の推進について

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、複合的な課題を抱える高齢者等の増加に伴い、成年後見制度に対するニーズが年々増えていることから、地域ケア会議等を通じたニーズの的確な把握や市長申立てを活用した制度への迅速なつなぎを行っています。

高齢者虐待防止及び消費者被害の防止については、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携を密にし、対応にあたっています。

(7) 認知症施策の推進について

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の取組を通じ、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援の充実や、「認知症カフェ」等の開催を通じた認知症の人にやさしい地域づくりを推進しています。

認知症サポーターの養成に積極的に取り組むとともに、企業及び学校におけるサポーター数の拡大や、サポーターが地域で活躍できる仕組みづくりに向けた検討を行っています。

(8) 在宅医療・介護連携の推進について

平成29年8月から社会福祉法人健祥会への委託により「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護を一体的かつ効率的に提供できる体制づくりと市民への普及啓発等を推進しています。

(9) 高齢者向け住まいの適切な確保について

高齢者お世話センターや医療機関等との連携を通じ、環境上及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者を把握し、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

## 【第8期に向けての課題】

## (1) 地域包括支援センターの機能強化について

「基幹型阿南高齢者お世話センター」の設置により、事業の進捗の平準化や困難事例への対応力の向上等が図られている一方、総合相談件数の増加や地域支援事業における事務事業の拡大等により、センターの職員の負担は年々増加しています。

また、各センターが担当する地区における高齢者数の格差が拡大しており、職員1人当たりが担当する高齢者数において最大2倍程度の格差があることから、引き続きセンターの人員配置等を含めた体制の見直しを行い、その機能強化に努める必要があります。

## (2) 生活支援サービス・高齢者福祉サービスについて

総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」については、従来の専門職によるサービスの提供体制は維持しつつ、住民主体のサービスの更なる拡大を図る必要があります。特に、高齢者の通院や買い物等へのニーズに対応するため、住民主体の移送支援サービス事業（訪問型サービスD）の早期開始が求められています。

高齢者福祉サービスについては、利用者が年々減少していることから、サービス内容の見直しを行うとともに、市民及び介護支援専門員等に対する広報・周知を強化する必要があります。

## (3) 安心・安全の確保について

今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震や近年増加傾向にある豪雨災害等から高齢者の生命を守るため、避難行動要援護者支援制度をより実効性のあるものにする必要があります。そのためには、介護支援専門員等の専門職と連携した個別計画の策定や小地域における災害時見守りネットワークの構築、避難訓練の実施等について計画的に取り組む必要があります。

## (4) 地域の支え合い体制づくりについて

生活支援コーディネーターによる地域の支え合い体制づくりについては、これまでも一定の成果をあげられていますが、地域包

括支援センターの業務量が増加し続けていることから、専従の生活支援コーディネーターの配置について検討する必要があります。

(5) 地域ケア会議の充実について

地域ケア会議の積み重ねにより、本市における地域課題は相当数把握されていますが、今後はそれらの解決に向けた多機関の協働を強かに推進していく必要があります。

高齢者の自立支援と介護予防の観点を踏まえた地域ケア会議として実施する「自立支援ケア会議」については、会議がその機能を最大限発揮できるよう、ケアプランの選定のあり方等を見直す必要があります。

(6) 権利擁護の推進について

令和2年9月に「阿南市成年後見制度利用促進基本計画」が策定されたことを踏まえ、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築等に積極的に取り組んでいく必要があります。

複合した課題を抱える世帯が増加し、高齢者虐待発生のリスクが高まっていることから、障がい分野及び生活困窮分野との連携を強化する必要があります。

(7) 認知症施策の推進について

認知症施策推進大綱に掲げられる「共生」と「予防」の考え方を踏まえ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結び付けるための「チームオレンジ」の立ち上げに向けた検討を行う必要があります。

認知症の人やその家族の不安の解消のため、「認知症ケアパス」の充実を図る必要があります。

認知症の理解促進に関する市民への普及啓発活動について、認知症当事者の声を踏まえながら実施する必要があります。

(8) 在宅医療・介護連携の推進について



前期計画期間における取組により、介護分野における連携については一定の成果をあげられているものの、医療分野に対するアプローチは不十分となっています。阿南医療センターの開院を契機として、医療分野におけるネットワークの構築に注力していく必要があります。

(9) 高齢者向け住まいの適切な確保について

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の必要数について、県から提供を受けた情報等を活用し、推計する必要があります。

③ 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

介護保険サービスの質の向上を図り、介護保険事業の適正化を推進することで、介護保険制度の持続可能性を確保し、高齢者の自立した日常生活を支えます。

【評価】

(1) 介護保険サービスの質の向上

利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、市が指定権者である介護保険事業者に対して、実地指導や講習会等による集団指導を計画的に実施しました。

また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通所サービスと入所系サービスを併用している事業者に対し、施設内感染拡大防止のチェック項目の確認や感染防止に有効な改善等の助言を行う巡回指導を実施し、介護保険事業者の適正な運営とサービスの質の向上に取り組みました。

(2) 介護保険事業の適正な運営

要介護認定の適正化について、まず認定調査については、保険者と認定調査員とが共通認識を持ち適切に認定調査が行われるよう認定調査員の研修を実施しました。提出された調査票を全件点検

し、基本調査の誤りや特記事項との整合性等についても確認を行い、個別に認定調査員への指導を行いました。また、認定審査会については、合議体間のばらつきをなくするため審査会委員の研修を実施しました。令和元年度においては、厚生労働省の要介護認定適正化事業の技術的助言事業により、審査会における議事進行方法など、適正化専門員からアドバイスを受けることができました。

ケアプラン点検について、要介護者等の自立支援・重度化防止に向けた「介護支援専門員の自立に資するケアマネジメント」の実施を目的に、点検を実施しました。令和2年度は地域包括支援センターと連携し、確認検証として点検後のケアプラン返却を面談方式で行うことにより、介護支援専門員の「気づき」を促し、給付適正化に繋げることができました。

縦覧点検及び医療情報との突合については、徳島県国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しました。

#### 【第8期に向けての課題】

##### (1) 介護保険サービスの質の向上

実地指導は、事業所における基準、サービスの提供状況、報酬請求等を直接確認することで、事業者の気づきを促すことができ、サービスの向上や介護給付の適正化を図るために有効です。そのため、国では指定の有効期限内に1回以上は実地指導を行うことが望ましいとされています。市が指定権者である介護保険事業所の、実地指導について、指導の標準化による事務負担の軽減を図り、効率的・効果的に実施することが求められています。

##### (2) 介護保険事業の適正な運営

介護サービスを必要とする人を適正に認定する取組を推進することや、適切なケアマネジメントにより、利用者が真に必要なサービスを利用できるよう普及・啓発を行うため、認定調査票の点検やケアプラン点検等をはじめとする介護給付の適正化事業を引き続き推進していきます。

---

---

## 第4章 計画の基本方針

---

---

## 第4章 計画の基本方針

### 1 基本理念

**住み慣れた地域で支え合い  
すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられる  
あたたかい地域社会の実現**

第7期計画では、「住み慣れた地域で支え合い、すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられるあたたかい地域社会の実現」を基本理念に定め、その実現を目指し取組を進めてきました。

本計画においても、引き続き、団塊の世代が75歳以上になる令和7（2025）年に向けて、超高齢社会に対応できる地域包括ケアシステムをより一層深化、推進する必要があります。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年頃を見据え、サービス提供体制の充実や基盤づくりに意識を向ける必要があります。

第7期計画における基本理念の考え方は、このような課題対応にも通底するものであり、地域共生社会の実現を目指しているものです。このため、本計画においては、基本理念を踏襲し、高齢者の自立と尊厳を支えるケアを確立することや、さらに地域包括ケアシステムを強化する観点から、地域共生社会の実現を見据えた取り組みを推進してまいります。

### 2 基本目標

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域で暮らす高齢者を取り巻くニーズや課題を把握し、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築してまいります。

また、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進させ、高齢者だけではなく、障がい者、児童、生活困窮者等を含めた地域や個人が抱える生活課題に対応していくため、多様な主体との協働により「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備し、「地域共生社会」の実現を目指します。

以上を踏まえ、「住み慣れた地域で支え合い、すべての人がいきいきと輝き暮らし続けられるあたたかい地域社会の実現」に向け、次の基本目標を定め取り組んでいきます。

### 基本目標1 介護予防事業と社会参加の推進

高齢者が可能な限り自立し、いきがいを感じ、活力に満ちた生活を送れるよう、介護予防事業及び健康増進事業を展開するとともに、高齢者の就労やクラブ活動等を通じた社会参加を促進します。

### 基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心に、様々な主体や住民同士が連携し、「地域共生社会」の実現を目指します。また、高齢者の移動支援体制の整備に取り組めます。

### 基本目標3 安定的な介護保険制度の運営

介護保険サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを受けられるよう、介護保険事業の適正化を推進し、安定的な介護保険事業の運営に努めます。

---

---

## 第5章 介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの計画

---

---

## 第5章 介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの計画

### 1 被保険者数の推計

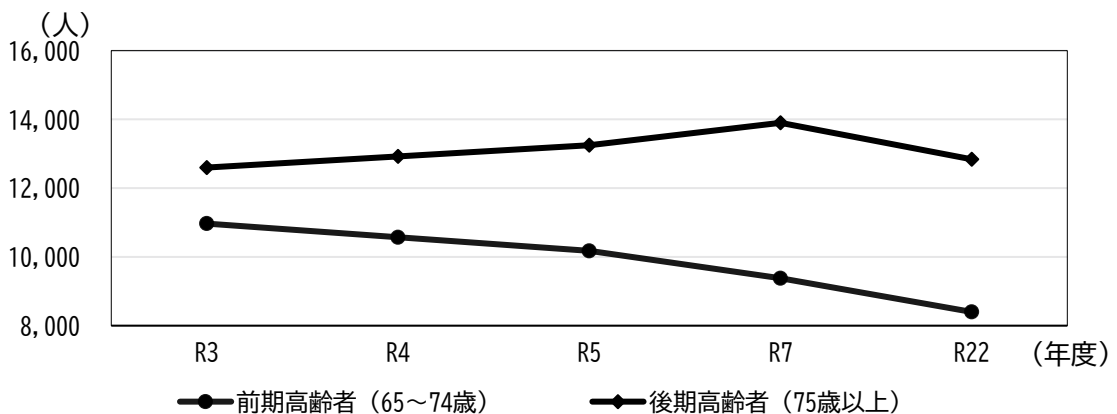
市の被保険者数を推計すると、第8期計画期間中の第1号被保険者は、緩やかに減少傾向にあり、令和3年度の23,567人から令和5年度の23,423人へと144人減少すると推計されます。一方、第1号被保険者のうち、65歳から74歳までの前期高齢者は減少傾向にあるものの、75歳以上の後期高齢者は増加傾向にあり、令和5年度においては、後期高齢者が前期高齢者を3,075人上回ると推計されます。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年度の第1号被保険者数は23,279人に、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年度には、21,239人に減少すると推計されます。

(単位:人)

年齢区分	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
第2号被保険者(40~64歳)	21,912	21,702	21,492	21,071	16,635
第1号被保険者(65歳以上)	23,567	23,494	23,423	23,279	21,239
前期高齢者(65~74歳)	10,968	10,571	10,174	9,379	8,399
後期高齢者(75歳以上)	12,599	12,923	13,249	13,900	12,840

阿南市の推計: 国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口(平成30年3月推計)を補正したデータ」により推計

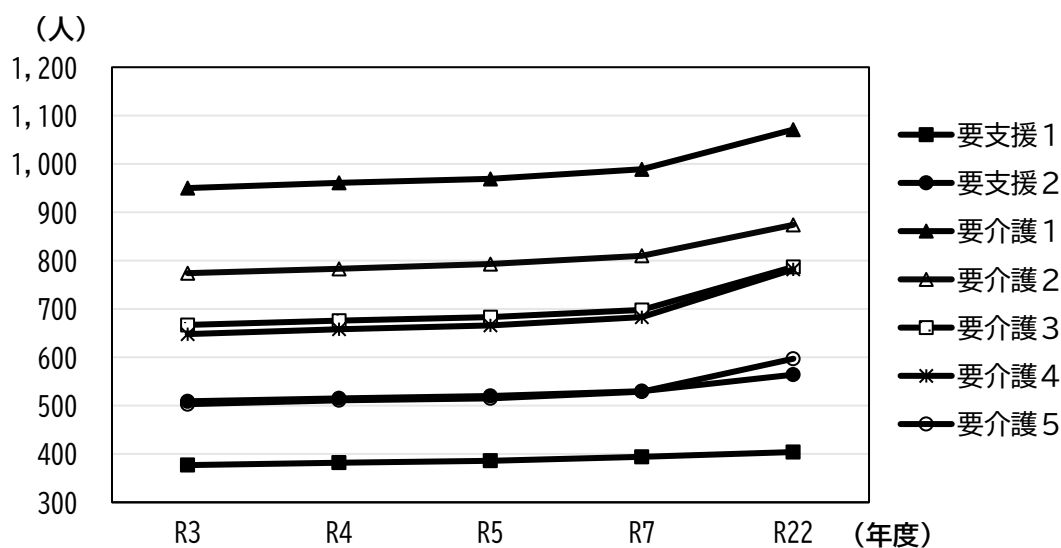


## 2 要介護（要支援）認定者数の推計

平成30年度から令和元年度の認定率を基に、認定者数を推計しています。令和3年度から令和5年度にかけては104人（2.3%）増加すると推計されます。また、令和7（2025）年度にかけては205人（4.6%）の増加、令和22（2040）年度には651人（14.7%）増加すると推計されます。

（単位：人）

区分	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
要支援1	377	382	386	394	404
要支援2	509	515	520	530	564
要介護1	950	961	969	989	1071
要介護2	774	783	793	810	874
要介護3	667	676	683	698	787
要介護4	648	658	666	683	782
要介護5	503	511	515	529	597
合計	4,428	4,486	4,532	4,633	5,079





### 3 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量

本事業運営期間に係る介護給付等対象サービスについて、次のとおり各年度の見込量を推計しました。

#### (1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

第8期計画期間（令和3年度から令和5年度まで）、令和7（2025）年度及び令和22（2040）年度のサービス種類ごとの利用量を推計しました。施設サービスについては、県全体の枠組みの中で考えなければならない課題であり、その整備については県と協議しながら検討していきます。

（単位：人）

区 分	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1) 居宅サービス	27	27	27	27	31
特定施設入居者生活介護	27	27	27	27	31
(2) 地域密着型サービス	265	265	265	309	347
認知症対応型共同生活介護	207	207	207	241	269
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	58	58	58	68	78
(3) 施設サービス	921	921	921	942	1,061
介護老人福祉施設	450	450	450	455	513
介護老人保健施設	367	367	367	384	431
介護医療院	58	58	81	103	117
介護療養型医療施設	46	46	23		

\* 国のワークシートにより推計

#### ① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホームなどに入居しながら、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援や介護を受けるサービスです。市には広域的な施設としての特定施設が1箇所整備されており、定員数は30人となっています。

#### ② 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、入所定員30人以上の特別養護老人ホームで、要介護者3から5までの方に対し、入浴・排せつ・食事等の介護その

他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

本計画期間においては、既存施設の有効利用に努めます。

③ 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護老人保健施設は、病状が安定し、機能訓練が必要とされる要介護者1から5までの方に対し、在宅復帰を目指して看護や医学的管理下での介護を行うことを目的とした施設です。

本計画期間においては、既存施設の有効利用に努めます。

④ 介護医療院

介護医療院は、主として長期の療養が必要である要介護者1から5までの方に対し、療養上の管理や看護、医学的管理の下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行うことを目的とした、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

本計画期間においては、既存施設の有効利用に努めます。

⑤ 介護療養型医療施設（介護療養病床）

介護療養型医療施設は、病状が安定期にある長期療養を必要とする要介護者1から5までの方に対し、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療を行う施設です。

なお、介護療養型医療施設の転換期限が令和5（2023）年度末まで延長されており、県の調査により把握している介護医療院への転換数を、順次見込んで推計しています。

(2) 居宅サービス等利用量の見込み

計画期間である第8計画期間(令和3年度から令和5年度まで)、令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の居宅サービス等種類ごとの利用量について、次のとおり推計しました。

【介護給付】

区 分	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1)居宅サービス					
訪問介護	9,348 回 584 人	9,436 回 592 人	9,559 回 601 人	9,620 回 604 人	10,649 回 661 人
訪問入浴介護	174 回 28 人	176 回 28 人	184 回 29 人	184 回 29 人	199 回 31 人
訪問看護	2,803 回 263 人	2,963 回 269 人	3,033 回 272 人	3,050 回 274 人	3,372 回 302 人
訪問リハビリテーション	767 回 86 人	800 回 88 人	808 回 89 人	822 回 89 人	919 回 99 人
居宅療養管理指導	428 人	449 人	460 人	463 人	511 人
通所介護	7,294 回 609 人	7,264 回 614 人	7,294 回 620 人	7,292 回 621 人	8,036 回 683 人
通所リハビリテーション	4,778 回 537 人	4,830 回 546 人	4,877 回 555 人	4,877 回 556 人	5,343 回 608 人
短期入所生活介護	4,358 日 225 人	4,525 日 232 人	4,655 日 236 人	4,639 日 236 人	5,157 日 261 人
短期入所療養介護(老健)	228 日 29 人	238 日 31 人	236 日 31 人	241 日 32 人	267 日 35 人
短期入所療養介護(病院等)	0 日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人
短期入所療養介護(介護医療院)	0 日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人	0 日 0 人
福祉用具貸与	1,129 人	1,164 人	1,197 人	1,198 人	1,320 人
特定福祉用具販売	23 件	23 件	23 件	23 件	25 件
住宅改修	23 件	22 件	22 件	22 件	24 件
(2)地域密着型サービス					
地域密着型通所介護	3,746 回 372 人	3,901 回 386 人	3,994 回 392 人	4,001 回 393 人	4,352 回 427 人
小規模多機能型居宅介護	163 人	166 人	170 人	171 人	189 人
看護小規模多機能型居宅介護	45 人	45 人	46 人	46 人	52 人
認知症対応型通所介護	201 回 14 人	201 回 14 人	217 回 15 人	217 回 15 人	232 回 16 人
(3)居宅介護支援	1,814 人	1,846 人	1,873 人	1,878 人	2,061 人

\* 人は1月当たりの利用者数、回(日)は1月当たりの利用回(日)数。

\* 国のワークシートにより推計

【予防給付】

区 分	第8期期間			令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
(1)介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防訪問看護	193 回	201 回	211 回	211 回	221 回
	24 人	25 人	26 人	26 人	27 人
介護予防訪問リハビリテーション	221 回	224 回	227 回	232 回	246 回
	20 人	20 人	20 人	21 人	22 人
介護予防居宅療養管理指導	27 人	26 人	26 人	26 人	28 人
介護予防通所リハビリテーション	191 人	196 人	201 人	205 人	215 人
介護予防短期入所生活介護	6 日	6 日	6 日	6 日	6 日
	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
介護予防短期入所療養介護(老健)	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防福祉用具貸与	352 人	354 人	359 人	366 人	384 人
特定介護予防福祉用具販売	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件
介護予防住宅改修	6 件	6 件	6 件	6 件	6 件
(2)地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
介護予防小規模多機能型居宅介護	39 人	38 人	39 人	40 人	41 人
(3)介護予防支援	461 人	466 人	473 人	482 人	507 人

\*人は1月あたりの利用者数、回(日)は1月あたりの利用回(日)数。

\*国のワークシートにより推計

① 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつなどの身体介護、掃除や買い物などの生活援助を行うサービスです。在宅生活を支援する基幹サービスであり、利用者の状態に応じた適切なケアマネジメントに基づくサービスの提供を促進します。

介護予防訪問介護については、平成30年度以降介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は、居宅を移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

重度の介護を要する高齢者を在宅で支援する重要な役割を担っており、利用者のニーズに応じた供給体制の確保に努めます。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護は、医師の指示により看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診察の補助を行うサービスです。

今後、安心して在宅生活を送れるよう、医療ニーズの高い利用者へのニーズに応じた柔軟なサービス供給体制の確立を図ります。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身機能の維持や回復、日常生活の自立支援のためのリハビリテーションを行うサービスです。病院から在宅に戻った人のケアに必要なサービスであり、訪問看護、通所リハビリテーションとの連携を図り、適正なサービスの供給に努めます。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

引き続き利用者のニーズを把握しながらサービスの供給に努めます。

⑥ 通所介護

通所介護は、デイサービスセンターで入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けるサービスです。

平成28年4月から、通所介護事業所のうち利用定員18人以下の小規模な事業所は、地域密着型通所介護に移行されたこと等により、要介護者の需要は減少傾向と見込んでおり、今後もサービスの供給量は確保できると考えます。

介護予防通所介護については、平成30年度以降介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設や医療施設などで、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を促すために、理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを受けるサービスです。

要介護・要支援者の増加を勘案しても、既存の事業所数で需要に応じたサービス供給量を確保できると見込んでいます。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護・要支援者の在宅生活を継続する観点から、介護老人福祉施設などに短期間入所して利用者の心身機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。短期入所サービスであるものの、長期利用の方も多く、利用者の状態に応じた自立支援に資するサービスの提供が課題となっています。

要介護・要支援者の増加を勘案しても、既存の事業所数で需要に応じたサービス供給量を確保できると考えています。

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理下での看護や機能訓練等及び日常生活の世話を受けることで、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

要介護・要支援者の増加を勘案しても、既存の事業所数で需要に応じたサービス供給量を確保できると考えています。

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

要介護・要支援者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、特殊寝台や車椅子等の用具を貸し出すサービスです。制度の周知に伴い、利用者が希望するニーズの高いサービスとなっています。

適正価格での貸与を確保するため、貸与事業者には、利用者に商品の全国平均貸与価格と事業者の貸与価格の両方の提示や機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が義務付けられています。

⑪ 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

入浴や排せつなどに使用する福祉用具（貸与に適さないもの）を購入したとき、1年度につき10万円を上限に、利用者負担分を除いた額を介護保険から支給するサービスです。現在でも、需要に対して十分な供給ができており、今後も、「介護保険における福祉用具選定の判断基準」に即した適切なサービス利用の普及と啓発に努めます。

⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

要介護・要支援者の居宅における日常生活の自立支援を目的として、住居の段差解消、廊下や浴室の手すり設置といった小規模な改修を行ったときは、原則20万円を上限に利用者負担分を除いた額を介護保険から支給するサービスです。

居宅において安全に安心して暮らすために、利用ニーズの高いサービスで、利用者の身体状況に応じ、適切で効果的な改修が行われるよう普及と啓発に努める必要があります。

⑬ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援・介護予防支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置した居宅介護支援事業者等が、在宅サービスを円滑に受給するための介護（予防）サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス事業者等の連絡調整及び給付管理等を行うものです。利用者の自立支援に向けて、適切で質の高いケアプランの作成を促進し、給付の適正化を図っていきます。

### (3) 地域密着型サービス量の見込みと計画

#### 【施策の方向】

市の高齢化率は、令和2年11月末現在で約33%となっています。今後においても高齢化率は上昇すると見込まれ、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加が予想されます。

そのため、要介護状態を防止する施策の推進を図りながら、第8期計画においては、団塊の世代全てが75歳となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えた中長期的な人口構造の変化を見通し、介護給付サービスを適切に提供する体制を確保することが必要です。

第6期計画における地域密着型サービスの整備状況は、特別養護老人ホームの待機待ちの状況を改善するため「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」や、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型通所介護」の整備に取り組み、第7期計画では、利用者が必要な介護サービスを適切に受けられるよう取り組んできました。

市における介護保険施設の整備状況については、全国水準を上回っており、施設サービスの基盤はおおむね達成されていると考えられます。また、市が行った地域密着型サービス事業所への実態調査では、施設サービス等において待機者数が増加傾向であるものの、待機者の多くは小規模多機能型居宅介護などの在宅サービスを利用しながら現在の生活の継続が可能との回答でした。

このような状況を踏まえ、第8期計画における具体的な取組については、引き続き、在宅介護の継続を可能とする体制の構築を図り、地域包括ケアの推進に資するサービスの充実を計画的に推進していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 地域密着型サービスの整備

地域密着型サービス事業所の整備状況については、次のとおりです。



【圏域ごとの整備状況（令和2年12月1日現在）】（指定事業所数）

事業所の種別 \ 圏域	東部	中部	西部	南部	北部	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	2	3
小規模多機能型居宅介護	3	2	1	1	2	9
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1	3	0	1	7	12
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	2	0	0	0	2
看護小規模多機能型居宅介護	0	2	1	0	0	3
地域密着型通所介護	1	2	1	3	3	10
合計	6	11	3	5	14	39

備考 認知症対応型通所介護は、東部圏域、北部圏域において休止中の事業所を含んでいます。

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的又は密接に連携しながら定期巡回と随時の対応を行うサービスで、地域で24時間安心して暮らすためには、今後需要が見込まれるサービスであると考えられます。

このようなことから、今後においては、在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と利用者のニーズを見極めながら、計画的な事業所整備を行う必要があると考えています。

イ 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間において定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用

者の通報に応じて調整対応するオペレーションサービスで、代替サービスとされる定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況を踏まえながら、今後においては、事業所の体制の確保と利用者のニーズを見極めながら、計画的な事業所整備を行う必要があると考えています。

ウ 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、現在のニーズと利用状況から判断し、今期においては、基本的には新たな整備は行わないこととします。

エ 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせた一体的サービスで、地域包括ケアの推進に資する拠点の一つとして第4期計画から整備を行ってきました。現在、9箇所整備され、登録定員253人、通い定員154人、泊まり定員81人が確保されています。登録定員の総数は253人で、令和5年度の登録者見込数は209人です。今期においては、基本的には新たな整備は行わないこととします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	9	9	9
登録定員数	253	253	253
登録者（見込）数	202	204	209

オ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護の日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

現在、12箇所整備され、利用定員の総数は207人で、令和5年度の利用者見込数は207人です。今後の高齢化の一層の進展により、認知症高齢者の増加が見込まれることから、今期においては、

サービス利用状況等を見極めながら、施設整備を行う必要があると考えています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	12	12	12
定員数	207	207	207
利用者（見込）数	207	207	207

カ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員29人以下の小規模な有料老人ホーム等）

地域密着型特定施設入居者生活介護は、介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等において、入居している利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の必要な支援を行うサービスです。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員29人以下の特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、第6期計画期間中に、特別養護老人ホームの待機待ちの状況を改善するため整備された施設で、地域密着型の特別養護老人ホームの2箇所の整備が行われました。現在の利用定員の総数は58人で、令和5年度の利用者見込数は58人です。今期においては、基本的には新たな整備は行わないこととします。今後は、サービス利用状況等を見極めながら、計画的な施設整備を行う必要があると考えています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	2	2	2
定員数	58	58	58
利用者（見込）数	58	58	58

ク 看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できるサービスで、地域包括ケアの推進に資する拠点の1つとして今後需要が見込まれるサービスであると考えられます。登録定員の総数は74人で、令和5年度の登録者見込数は46人です。今期においては、新たな整備は行わないこととします。

今後は、サービス利用状況等を見極めながら計画的な施設整備を行う必要があると考えています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	3	3	3
登録定員数	74	74	74
登録者（見込）数	45	45	46

ケ 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、現在のニーズと利用状況から判断し、基本的には新たな整備（通所介護から地域密着型通所介護への移行は除く）は行わないこととします。

【地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの必要利用定員総数】

(単位：人)

日常生活圏域	認知症対応型共同生活介護		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東部圏域	43	43	43
中部圏域	50	50	50
西部圏域	19	19	19
南部圏域	27	27	27
北部圏域	68	68	68
合計	207	207	207

(単位：人)

日常生活圏域	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
東部圏域	8	8	8
中部圏域	33	33	33
西部圏域	4	4	4
南部圏域	4	4	4
北部圏域	9	9	9
合計	58	58	58

---

---

## 第6章 施策の展開

---

---

## 第6章 施策の展開

基本目標1 介護予防事業と社会参加の推進	
(1) 介護予防の推進と健康の保持	①一般介護予防事業
	②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
	③健康増進事業
	④はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業
(2) 社会参加と生きがいがづくり	①高齢者の就業支援
	②セニヤクラブ（老人クラブ）活動の促進
	③生涯学習等の支援
	④災害時ボランティア活動の支援
	⑤高齢者福祉特定回数乗車（船）券の交付
	⑥高齢者の多様な交流の場の提供
	⑦敬老記念事業
基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備	
(1) 地域包括支援センターの機能強化	①地域包括支援センターの設置
	②地域包括支援センターの業務
	③基幹型阿南高齢者お世話センターの役割
	④地域包括支援センターの運営の在り方
(2) 生活支援サービス・高齢者福祉サービス	①介護予防・生活支援サービス事業
	②生活管理指導短期宿泊事業
	③生きがい活動支援事業
	④日常生活用具給付事業
	⑤高齢者等住宅改造費助成事業
	⑥配食サービス事業
	⑦寝たきり高齢者見舞金支給事業
	⑧家族介護用品支給事業
(3) 安心・安全の確保	①相談支援体制の充実
	②高齢者見守り活動事業
	③ひとり暮らし高齢者支援サービス事業
	④友愛訪問活動の支援

	⑤避難行動要援護者支援制度
	⑥救急医療情報キット配布事業
	⑦交通安全対策
(4) 地域の支え合い体制づくり	①生活支援体制整備事業
	②阿南市社会福祉協議会との連携
	③民生委員・児童委員との連携強化
	④介護支援ボランティア活動
(5) 地域ケア会議の充実	①地域ケア会議の5つの機能の意識共有
	②市の地域ケア会議の体制
(6) 権利擁護の推進	①成年後見制度の普及・利用の促進
	②高齢者虐待の防止
	③消費者被害・特殊詐欺の防止
(7) 認知症施策の推進	①認知症初期集中支援チームの設置
	②認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置
	③認知症地域支援推進員の配置
	④認知症サポーター等養成事業
	⑤チームオレンジによる活動の展開
	⑥高齢者見守りキーホルダー事業
	⑦徘徊高齢者等SOSネットワーク事業
	⑧徘徊高齢者家族支援サービス事業
(8) 在宅医療・介護連携の推進	①事業の実施体制
	②現状分析・課題抽出・施策立案
	③対応策の実施
(9) 高齢者向け住まいの適切な確保	①養護老人ホーム
	②軽費老人ホーム（ケアハウス）
	③高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
	④サービス付き高齢者向け住宅
	⑤有料老人ホーム



基本目標3 安定的な介護保険制度の運営	
(1) 介護保険サービスの質の向上	①利用者の苦情、相談への対応
	②福祉サービス評価事業（第三者評価）の推進
	③介護保険事業者に対する指導・監査
	④サービス情報の提供
(2) 福祉・介護人材の確保・定着・育成及び業務効率化	①介護人材の確保・定着・育成
	②業務効率化の取組
(3) 介護保険事業の適正な運営	①介護給付の適正化
(4) 感染症対策	①感染症の予防と感染拡大防止対策
	②サービス提供に関する対策

## 基本目標 1 介護予防事業と社会参加の推進

### (1) 介護予防の推進と健康の保持

#### 【施策の方向】

本市における高齢者数は、令和2年をピークに緩やかな減少に転ずる見込みですが、75歳以上の後期高齢者数については、その後も上昇を続け、令和12年にピークを迎えると予測されています。「人生100年時代」にあって、高齢者が健康でいきいきと暮らし続けられるよう本施策を展開することは、人口減少・少子高齢化が急速に進行する本市にとって、介護保険事業のみならず地域社会そのものの持続可能性を確保する上で大変重要な意義を持っています。

この事業計画期間においては、前期から引き続き、「一般介護予防事業」における5事業を中心に、高齢者が主体的に介護予防に取り組み、人と人とのつながりにより支え合う地域づくりを推進するとともに、令和3年度から開始する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、高齢者の心身の特性に応じたきめ細かな保健事業を展開していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 一般介護予防事業

###### ア 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、民生委員をはじめとする地域住民からの情報提供や保健部局との連携等により効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的とした事業です。

この事業計画期間においては、市と高齢者お世話センターが連携し、従来の「小地域見守りネットワーク」により把握された世帯に加え、国保データベース（KDB）システムにより把握された健康リスクの高い世帯や介護保険料未納世帯等を積極的に戸別訪問し、地域における「通いの場」等への参加やその他支援に

つなげることを目標に実施します。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
戸別訪問件数	60件	60件	60件
支援等につなげた件数	5件	10件	15件

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防普及啓発事業は、講演会及び介護予防教室の開催や介護予防に関するパンフレットの配布等を通じ、運動、口腔、栄養、認知症予防等の知識の普及啓発を行う事業です。

この事業計画期間においては、市と高齢者お世話センター、各種職能団体が連携し、「ニーズ調査」の結果により把握された「自宅でできる運動や体操（56.1%）」、「バランスのよい食事（15.4%）」、「口や歯のお手入れ（9.3%）」といった高齢者の関心事をテーマに、介護予防教室を各地域で開催するとともに、介護予防講演会を定期的で開催し、ケーブルテレビやYou Tube等で動画配信することで効果の拡大を図ります。

また、スマートフォンやタブレット端末等のIT機器を活用した介護予防教室等を積極的に開催し、ウィズコロナ時代におけるSNSを通じた地域のつながり、住民同士の見守り体制づくりに新たに取り組めます。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講演会の開催回数	1回	1回	1回
介護予防教室の開催回数	30回	30回	30回
パンフレットの配布部数	200部	300部	400部

ウ 地域介護予防活動支援事業

地域介護予防活動支援事業は、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる

介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の「通いの場」等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する事業です。

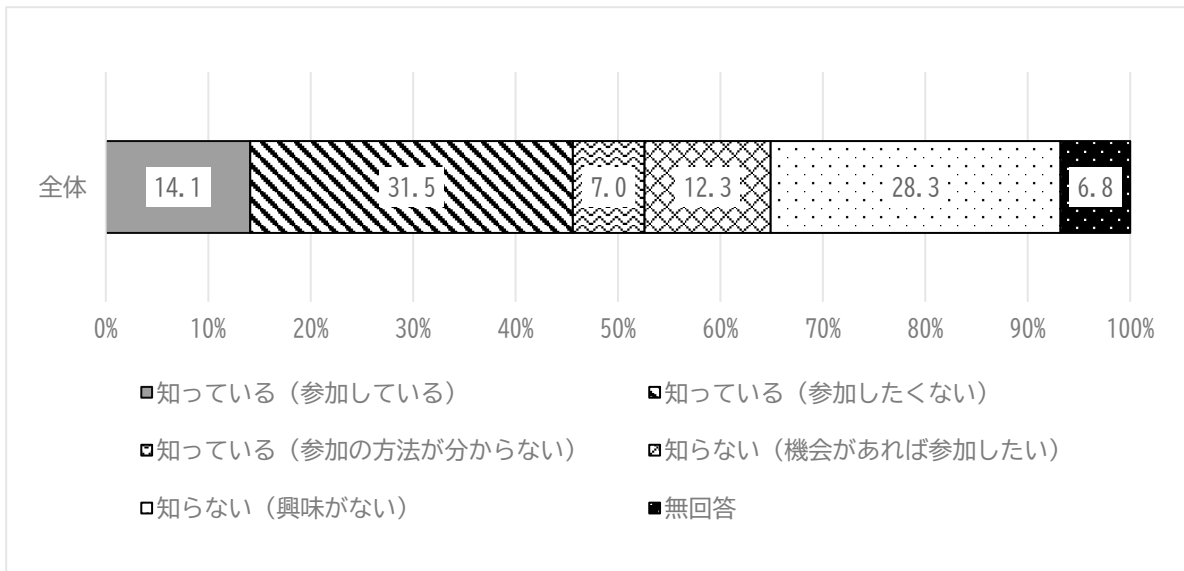
第7期計画期間の最終年度である令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、「通いの場」の活動を制限・縮小せざるを得ない状況となり、各地区で活動を廃止する「通いの場」が発生しました。「介護支援ボランティア事業」についても、ボランティアの受け入れ施設が外部からの出入り禁止措置を採るなど、本事業における様々な活動が停滞しました。

また、「ニーズ調査」においても、外出を控えている高齢者の割合が、前回から23.8ポイント増の51.9%となっており、うち42.2%の回答者がその理由を「新型コロナウイルス感染症による自粛」としています。

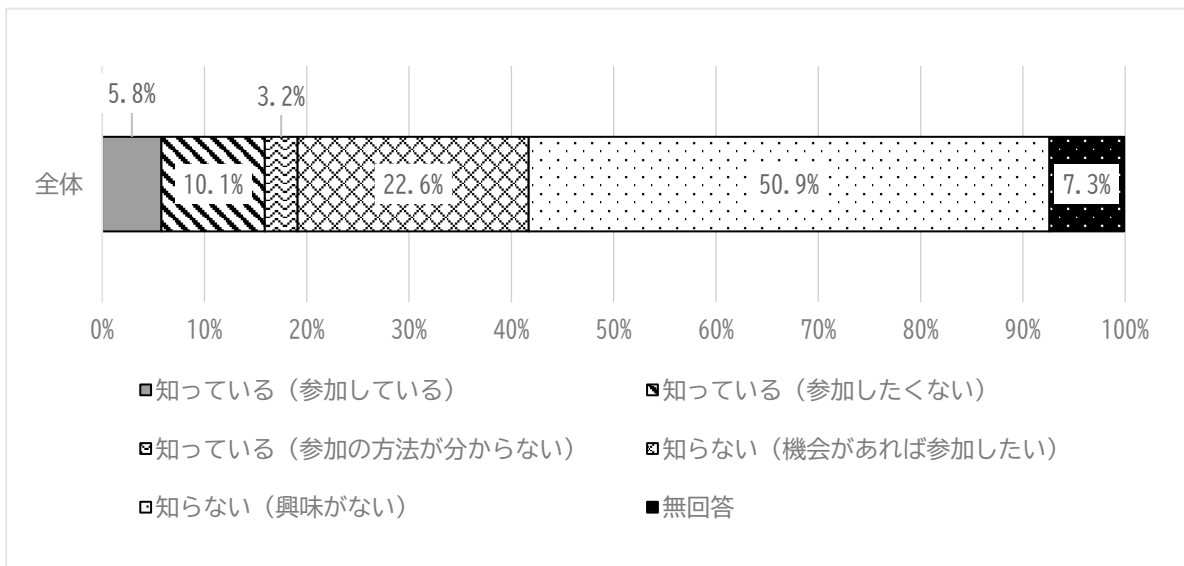
新型コロナウイルス感染症は高齢者にとって致命的な結果をもたらすことがあります。その一方で、高齢者の外出自粛についても、フレイル（健康と要介護状態の間にある虚弱の状態）や生活不活発病のリスクを高め、高齢者の健康寿命やQOL（生活の質）の低下を招くだけでなく、高齢者の交流を通じた地域の助け合いを弱体化させることにもつながります。

この事業計画期間においては、市と高齢者お世話センターが連携し、感染症予防対策を適切に講じた上で、引き続き「通いの場」の周知啓発と活動の継続支援、介護支援ボランティアの参加促進に取り組めます。

【いきいき 100歳体操の認知度】



【あななんサロンの認知度】



【いきいき100歳体操】

地区名	グループ数	参加人数 (人)	65歳以上 高齢者人数 (人)	参加率 (%)
富岡地区	11	171	3,115	5.5%
中野島地区	5	63	1,492	4.2%
宝田地区	2	56	867	6.5%
見能林地区	15	260	3,156	8.2%
橘地区	1	32	876	3.7%
桑野地区	2	27	1,435	1.9%
長生地区	4	84	1,047	8.0%
大野地区	5	100	842	11.9%
加茂谷地区	4	70	835	8.4%
新野地区	4	59	1,438	4.1%
福井地区	1	20	857	2.3%
椿地区	2	39	626	6.2%
那賀川地区	17	304	3,263	9.3%
羽ノ浦地区	8	86	3,813	2.3%
伊島地区	1	18	69	26.1%
合計	82	1,389	23,731	5.9%

【あななんサロン】

地区名	グループ数	参加人数 (人)	65歳以上 高齢者人数 (人)	参加率 (%)
富岡地区	4	55	3,115	1.8%
中野島地区	0	10	1,492	0.7%
宝田地区	2	23	867	2.7%
見能林地区	4	50	3,156	1.6%
橘地区	3	35	876	4.0%
桑野地区	1	8	1,435	0.6%
長生地区	4	79	1,047	7.5%
大野地区	2	44	842	5.2%
加茂谷地区	5	71	835	8.5%
新野地区	7	108	1,438	7.5%
福井地区	6	76	857	8.9%
椿地区	3	67	626	10.7%
那賀川地区	3	67	3,263	2.1%
羽ノ浦地区	9	132	3,813	3.5%
伊島地区	0	0	69	0.0%
合計	53	825	23,731	3.5%

(令和3年1月31日現在の状況)

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき100歳体操グループ数	85 グループ	90 グループ	95 グループ
あななんサロングループ数	55 グループ	60 グループ	65 グループ
介護支援ボランティアの人数	10 人	15 人	20 人

エ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る事業です。

この事業期間においては、市と高齢者お世話センターが連携し、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく「総合事業の事業評価指標」により、事業内容の検証、評価を行います。

### ○プロセス指標

事業を効果的かつ効率的に実施するための企画立案、実施過程等のプロセスについて、適切にできているかどうか年度ごとに評価します。

また、以下の定量的指標を用いて、年度ごとに実施状況の評価を行います。

- ・住民主体の通いの場への65歳以上の参加者数及び割合（参加者割合＝参加者数÷高齢者数）
- ・住民主体の通いの場の状況（地域の展開状況）の評価（地区別に状況把握）
- ・介護予防に関する講演会等の開催回数・参加者数

### ○アウトカム指標

以下の定量的指標を用いて総合事業による効果の評価を行います。

- ・65歳以上新規認定申請者数及び割合
- ・65歳以上新規認定者数及び割合（要支援・要介護度別）
- ・65歳以上要支援・要介護認定率（要支援・要介護度別）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の費用額

### オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、リハビリテーションに関する知見を有する専門職が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する事業です。

この事業計画期間においては、前期から引き続き、「いきいき100歳体操」を行うグループに理学療法士を派遣し、体操の意義や効果の説明、体操の指導等を行うとともに、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチすることを目的に、作業療法士や言語聴覚士等の専門職を「通いの場」に派遣し、住民主体の介護予防活動を総合的に支援します。

## 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき100歳体操グループへの理学療法士の派遣回数	170回	180回	190回
「通いの場」へのその他リハビリ職の派遣回数	5回	10回	15回

## ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

我が国の医療保険制度においては、75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度から後期高齢者医療制度の被保険者に異動することになっています。この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、74歳までの国民健康保険制度の保健事業（特定健康診査、特定保健指導、健康教育、健康相談等）と75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が、これまで適切に継続されてこなかったといった課題が指摘されています。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかしながら、後期高齢者の保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防の取組は市町村が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていないという課題もありました。

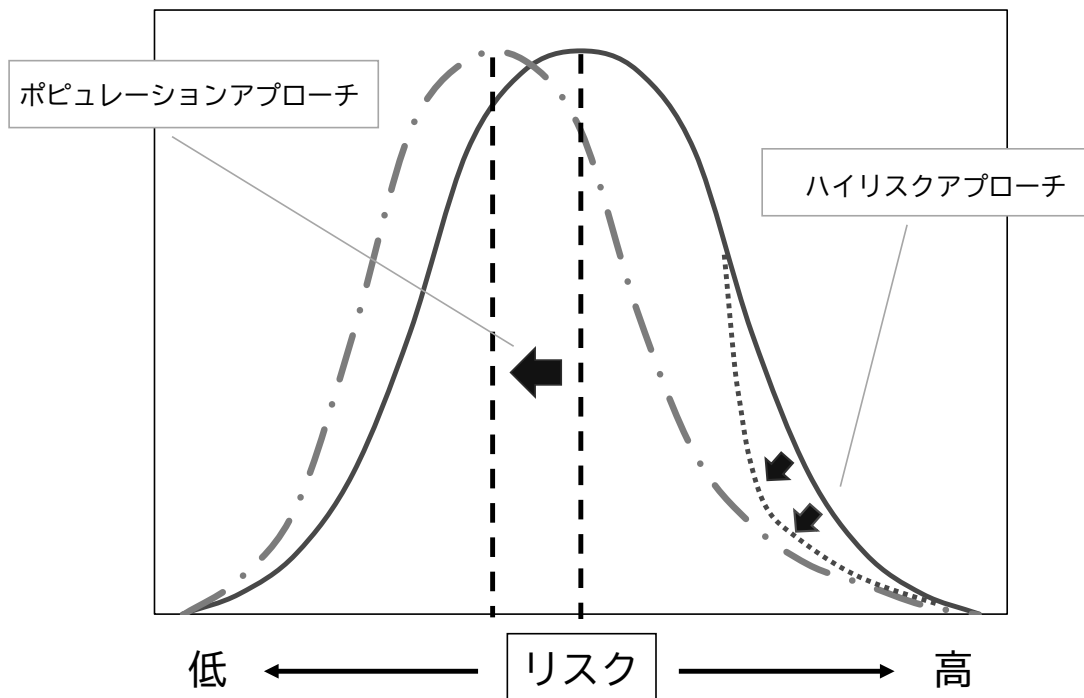
このような課題について、市町村は、住民に身近な立場からきめ細かな住民サービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有していること等から、高齢者の心身の特性に応じてきめ細かな保健事業を進めるため、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」として、広域連合から市町村への委託により実施されることとなっています。

本事業の実施時期については、厚生労働省の「健康寿命延伸プラン」において、令和6年度までにすべての市町村で展開することと



されていますが、後期高齢者医療をはじめとした社会保障制度の安定的な運営を早期に実現するため、本市では令和3年4月から事業を開始することとします。

本事業では、高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）の2つの手法により高齢者に対する支援に取り組むこととされています。この事業計画期間においては、「介護予防把握事業」とも連携しながら、事業に従事する保健師等の専門職を確保しつつ段階的に取り組んでいくこととします。



【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ハイリスクアプローチの実施件数	750件	1,500件	2,250件
ポピュレーションアプローチの実施件数	5件	10件	20件

③ 健康増進事業

ア 生活習慣病対策

「ニーズ調査」の「健康について」の項目によると、健康状態が「とてもよい」又は「まあよい」と回答している人の割合は73.1%となっており、前回調査時から改善がみられます。一方、「現在治療中、又は後遺症のある病気はありますか」の項目では、「高血圧」と回答している人の割合は45.0%と、前回調査時から3.7ポイント上昇しています。高血圧は脳血管疾患や心疾患、腎臓病といった要介護状態となる原因疾患のリスク要因であることから、国民健康保険加入者に対する特定健診や個別の保健指導、現役世代を対象とした「介護予防講演会」の開催等を通じて生活習慣の改善に取り組みます。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現役世代を対象とした介護 予防講演会の開催回数	1回	1回	1回

イ 各種検診事業

健康診査やがん検診などの健康増進事業の充実により、生活習慣病などの早期発見・早期治療を行い、健康の保持・増進を図ります。

事業名	取組内容
がん検診	がんを早期に発見し、早期治療につなげるため、胃・肺・子宮・乳・大腸の各種がん検診、前立腺がん（PSA）検診を実施
肺炎ウイルス検査	肝硬変や肝がんに行進する可能性の高い、B・C型肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、早期治療につなげるため、B・C型肝炎ウイルス検査を実施
歯周病検診	生活習慣病と歯周病の関係から40歳、50歳、60歳、70歳の節目の人に歯周病の検診を実施
健康診査	40歳以上の生活保護世帯の人を対象に生活習慣病を早期に発見するために健康診査を実施

#### ④ はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、精神的及び肉体的疲労の回復を促し、心身機能の維持向上を図るため、はり・きゅう・マッサージ費用の一部を助成します。

### (2) 社会参加と生きがいつくり

#### 【施策の方向】

高齢者がこれまでの人生の中で培ってきた豊かな知識・経験を活かし、地域社会の担い手として活躍することにより、日々の暮らしに生きがいを実感できる環境づくりを推進します。特に、定年退職後の男性は役割や居場所の不足から閉じこもりになる傾向があるため、阿南市シルバー人材センターとの連携により、就業を通じた社会参加の支援を行います。

また、阿南市社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、老人クラブ活動や生涯学習活動をはじめとする社会参加の支援を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ① 高齢者の就業支援

「ニーズ調査」における「地域での活動について」の項目によると、「収入のある仕事」に参加していると回答した人は21.2%であり、前回調査時からほぼ横ばいの結果となっています。

高齢者が役割のある形で社会参加することは、高齢者自身の生きがいつくりはもとより、地域全体の活性化にもつながることから、市は引き続き「阿南市シルバー人材センター」との連携を強化し、その事業運営についての支援を行うことで、豊かな経験と知識を持っている多数の高齢者の社会参加を促します。また、阿南市シルバー人材センターでは、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として、育児分野等における就業の開拓、労働市場から順次退出する団塊世代に対し、就業機会のマッチングを図り、女性を含む現役世代の活躍を下支えしています。

「生活支援体制整備事業」においては、就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター」の配置について検討します。

阿南市シルバー人材センターでは次のとおり取り組みます。

- ・ 就業を通じた生きがい対策と地域社会貢献
- ・ 高齢者が地域で就業できる場や地域社会を支える活動ができる場の拡大を図るため、地域に応じた就業機会の確保及び創出
- ・ シルバー人材センター事業への理解と協力を更に広めていくためのPR活動の推進

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
阿南市シルバー人材センターの会員数 (直近3年度の平均)	836人	836人	836人

② セニヤクラブ（老人クラブ）活動の促進

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として活動しているセニヤクラブに対し支援を行います。近年セニヤクラブの参加者は減少傾向にあり「ニーズ調査」における「老人クラブ」への参加状況においても、年に数回以上参加していると回答した人の割合が8.8%と、前回調査時よりさらに低下していたことから、市はホームページや広報誌等を通じた積極的な情報提供等を行うことにより、セニヤクラブへの参加促進を図ります。

セニヤクラブでは次のとおり取り組みます。

- ・ 仲間づくりを通じて、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動の実施
- ・ その知識や経験を活かして、世代間交流を図り、地域を豊かに

## する社会活動の実施

- ・ 明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上

### 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
阿南市セニヤクラブの会員数	3,900人	3,900人	3,900人

#### ③ 生涯学習等の支援

高齢者の生涯にわたって学び続けたいという意欲に応え、高齢者がその知識や能力をボランティア活動等を通じた社会貢献に活かしていくことにより、健康で生きがいあふれる毎日を送ることができるよう、趣味、スポーツ、教養等を中心とした生涯学習の機会の充実を図ります。

「ニーズ調査」の回答結果によると、「学習・教養サークル」へ年に数回以上参加していると回答した人の割合が8.3%と低いことから、地域の公民館における市民向けの講座の開講や阿南市社会福祉協議会が運営する「徳島県シルバー大学校」事業等、多様な実施主体と連携した学習機会の創出や情報提供を行います。

#### ④ 災害時ボランティア活動の支援

阿南市シルバー人材センター及び阿南市社会福祉協議会と連携し、市内において地震、豪雨等により甚大な被害が発生した場合における災害時ボランティア活動について、高齢者の積極的な参加を支援します。大工仕事、瓦礫<sup>れき</sup>の撤収、清掃作業、ひとり暮らし高齢者に対する話し相手等、元気な高齢者がそれぞれの役割において地域貢献できるよう、体制整備を推進していきます。

#### ⑤ 高齢者福祉特定回数乗車（船）券の交付

70歳以上の高齢者の社会参加、生きがいづくり等を促進するため、市内を運行する路線バス・連絡船で利用できる無料バス（船）券を交付します。

なお、前年度市民税所得割額が5万円以下の人などの条件があります。

⑥ 高齢者の多様な交流の場の提供

高齢者の心身の健康の増進、閉じこもりの防止、生きがいづくりの支援等を目的に、気軽に参加できる交流の場として次の施設を提供します。

施設名	施設数
阿南市老人いこいの家	15施設
阿南市老人ルーム	10施設
阿南市高齢者交流センター	1施設

【本計画期間における目標・指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の交流の場の提供数	26施設	26施設	26施設

⑦ 敬老記念事業

多年にわたり社会の発展に尽力された高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、敬老理念の普及と高齢者福祉等への関心を高めるため、次の事業を行います。また、令和3年度中に敬老記念事業の実施方法を見直し、令和4年度からは、新たな枠組みでの事業を行います。

敬老記念品贈呈（75歳以上の人）
100歳誕生日の慶祝訪問（祝状と祝金）
長寿者福祉金（77歳）
長寿者福祉金（88歳）
長寿者福祉金（90歳以上100歳未満）
長寿者福祉金（100歳以上の人へ慶祝訪問）
最高齢者の慶祝事業
敬老会の開催（市内14地区）

【本計画期間における目標・指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老会の開催	14地区	14地区	14地区

## 基本目標2 地域での暮らしを支える体制整備

### (1) 地域包括支援センター（高齢者お世話センター）の機能強化

#### 【施策の方向】

高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現につなげるためには、その中核となる高齢者お世話センターの機能強化について絶え間なく取り組んでいく必要があります。

そのため、市は高齢者お世話センターの事業評価に基づく各種事業の実施方針の見直しや職員の資質向上等に引き続き取り組むとともに、人口減少・少子高齢化に伴う日常生活圏域間の高齢者人口の格差を踏まえ、センターの運営体制の再編を含めた今後のあり方について早急に検討を行います。

#### 【具体的な取組】

##### ① 地域包括支援センター（高齢者お世話センター）の設置

本市では社会福祉法人への委託方式により高齢者お世話センターを設置しています。平成31年4月から従来の6センターに加え、特定の担当区域を持たず、センター間の総合調整や技術支援、指導監督等を行う「基幹型阿南高齢者お世話センター」を阿南市社会福祉協議会への委託により設置しています。

【高齢者お世話センター（地域包括支援センター）の担当区域】

センター名	担当区域	高齢者数 (R2.4.30)	圏域
基幹型阿南 高齢者お世話センター	市内全域	23,782人	全圏域
阿南東部 高齢者お世話センター	富岡地区、宝田地区、 中野島地区	5,493人	東部圏域
阿南中部 高齢者お世話センター	見能林地区、橘地区、 桑野地区	5,501人	中部圏域
阿南西部 高齢者お世話センター	長生地区、大野地区、 加茂谷地区	2,728人	西部圏域
阿南南部 高齢者お世話センター	新野地区、福井地区、 椿地区	2,963人	南部圏域
阿南北部第1 高齢者お世話センター	伊島地区、那賀川地区 羽ノ浦地区（宮倉、中庄を 除く）	5,606人	北部圏域
阿南北部第2 高齢者お世話センター	羽ノ浦地区（宮倉、中庄）	1,491人	

備考 被保険者の生活の継続性や意思等を勘案して「特別な理由」があると認められる場合には、担当区域外の高齢者お世話センターを利用することができます。



## ② 地域包括支援センター（高齢者お世話センター）の業務

	事業名	事業内容
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）	基本チェックリストを実施し、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施できるよう必要な援助を行います。
	総合相談支援業務	保健、医療及び福祉等関係機関とのネットワークの構築、高齢者及びその家族の状況等についての実態把握並びに総合相談支援を行います。
	権利擁護業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する情報提供等を行います。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの活用、日常的個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言を行います。
	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行います。
	地域ケア会議の開催	関係者及び関係機関等により構成される地域ケア会議を開催することにより、個別ケースの検討や課題分析を通じて包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施を図ります。
	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者等に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための事業を実施するに当たり、市と連携します。

	生活支援体制整備事業	元気な高齢者の社会参加の促進と併せて生活支援サービスの担い手を育成し、住民主体の生活支援・介護予防サービスの充実を目指すために、第2層生活支援コーディネーターを中心として、積極的に第2層生活支援体制整備協議会を開催し、市及び第1層生活支援コーディネーターと協力しながら事業を推進します。
	認知症総合支援事業	認知症の早期における症状の悪化を防止するための支援及び認知症の疑いがある高齢者とその家族に対する総合的な支援を行います。 市が設置する認知症初期集中支援チームと連携を図り、認知症状のある人の早期発見・早期治療につなげます。
その他の事業	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成し、認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するための活動を行います。
	一般介護予防事業	65歳以上の全ての高齢者を対象に、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業を実施します。

③ 基幹型阿南高齢者お世話センターの役割

基幹型阿南高齢者お世話センターは、その固有の業務として、以下の業務を行います。基幹型阿南高齢者お世話センターのみでの実施が困難な一部業務については、阿南北部第1高齢者お世話センター職員の協力の下、実施することとします。

## ア 基幹型地域包括支援センターとしての機能

困難事例への対応	<p>金銭虐待や支援拒否など、各高齢者お世話センターが単独で対応することが困難な事例について、助言や同行訪問等によりその解決に向けた支援を行うことで、各高齢者お世話センター職員の問題解決能力の向上を図ります。</p> <p>阿南市社会福祉協議会が設置する「阿南市権利擁護センター」と連携しながら、高齢者お世話センターが持つ権利擁護業務の強化を推進します。</p>
センター間の総合調整	<p>「高齢者お世話センター連絡会」の事務局として会議を月1回開催し、高齢者お世話センター間の情報共有を行いながら活動方針の統一化及び課題の明確化を図ります。</p> <p>「阿南市地域包括支援センター運営協議会」の委員として、高齢者お世話センターの運営に参画します。</p>
技術支援及び指導・監督	<p>それぞれの高齢者お世話センターにおいて重点的に取り組むべき課題を洗い出し、その達成に向けた助言を行うことで、サービスの質の底上げ及び均質化を図ります。</p> <p>生活支援体制整備事業や地域ケア会議など、地域づくりのノウハウが必要となる業務について、阿南市社会福祉協議会が持つネットワーク等を活用しながら支援を行います。</p>

## イ 機能強化型地域包括支援センターとしての機能

阿南市自立支援ケア会議の開催	<p>阿南市自立支援ケア会議の事務局として、会議を月1回開催し、専門職の立場から指導及び助言を行うことで、介護支援専門員の自立支援に向けた資質の向上とサービス事業所のサービスの質の向上を図ります。</p>
認知症初期集中支援推進事業	<p>認知症初期集中支援チームの窓口を設置し、市民からの相談を受け付けます。</p> <p>認知症地域支援推進員との連携会議を開催し、支援体制の充実を図ります。</p>
包括的支援体制の構築	<p>「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向け、阿南市社会福祉協議会を中心に高齢者お世話センターや医療・福祉関係団体、民間団体等からなる「地域包括支援ネットワーク」を構築します。</p>

- ④ 地域包括支援センター（高齢者お世話センター）の運営の在り方  
 本市の地域包括支援センター（高齢者お世話センター）は、平成18年度の立ち上げ当初から、「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の主要4業務に加え、「小地域見守りネットワーク」の構築をはじめ、「地域づくり」に重点を置いた活動方針を掲げています。また、センターの設置数においても県内最多であり、それぞれの地域に根ざしたきめ細かな活動を行える体制を整備しています。

これらは本市の特色であり、「地域共生社会」の実現を目指す上での強みである一方、地域支援事業の拡大に伴う業務量の増加や総合相談件数、困難事例への対応件数の増加により、センター職員の負担は増加の一途を辿っています。加えて、各センターの担当区域ごとの高齢者数についても、近年格差が拡大しており、厚生労働省が定める指標である「センターの三職種1人当たり高齢者数の状況が1,500人以下」を満たさないセンターが半数となっています。

以上のことから、この事業計画期間においては、センター職員の負担の軽減やセンターが提供するサービスの均質化、障がい分野や生活困窮分野など他分野との連携強化を図ること等を目的に、センターの一本化を含めた抜本的な運営体制の見直しに取り組むこととします。

センター名	高齢者数	職員数	職員1人当たり高齢者数
阿南東部高齢者お世話センター	5,493人	3人	1,831人
阿南中部高齢者お世話センター	5,501人	3人	1,834人
阿南西部高齢者お世話センター	2,728人	3人	909人
阿南南部高齢者お世話センター	2,963人	3人	988人
阿南北部第1高齢者お世話センター	5,606人	3人	1,869人
阿南北部第2高齢者お世話センター	1,491人	1.5人	994人
合計	23,782人	16.5人	1,441人

（高齢者数は R2.4.30 現在）

## 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小地域見守りネットワーク 会議の開催回数	110回	120回	130回

## (2) 生活支援サービス・高齢者福祉サービス

## 【施策の方向】

地域包括ケアシステムの構成要素の1つである「生活支援」とは、民間企業や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア等が主体となり、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、家事援助や見守り、外出支援といった様々なサービスを提供することを指し、従前の「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」に相当するサービスも含めた幅広い概念です。

本市では、介護予防・日常生活支援総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の開始から4年が経過し、介護サービス事業者等が提供するサービスについては提供体制が確保されていますが、一方で住民主体によるサービスについては、その実施主体数や利用状況に地域差が大きく、十分な提供体制が整備されていない現状にあります。さらに、家族形態やライフスタイルの変容等に伴い、主に中山間地域において、交通手段の不足から通院や買い物等に不便を感じている高齢者数が増加していることから、「生活支援体制整備事業」と連携し、「移送支援サービス」を早急に整備する必要があります。

高齢者福祉サービスについては、十分に活用されているとは言えない現状であることから、高齢者お世話センター等と連携し、介護支援専門員への周知に積極的に取り組みます。

## 【具体的な取組】

## ① 介護予防・生活支援サービス事業

市においては、平成29年4月から介護予防・生活支援サービスを開始し、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する専門職によるサービスと、人員等の指定基準を緩和した基準によ

るサービスを実施しています。

また、各高齢者お世話センターは、利用者の状態像や意向等を踏まえたアセスメントの実施により、介護保険制度の基本理念である自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントを行っています。

現在、介護予防・生活支援サービスの利用者については、ADL（日常生活動作）は自立しており、日常的な生活支援に何らかの支援を必要としながらも、介護サービスは必要としない人が少なくないことから、この事業計画期間においては、住民主体による訪問型・通所型サービスの利用をより一層推進します。そのため、令和4年度を目途に、事業対象者及び要支援1の認定者に対する訪問型・通所型サービスの新規利用については、住民主体によるサービスを原則とする方向で調整します。このことにより、介護専門職によるサービスの提供をより重度な高齢者にシフトし、限られた資源を有効に活用するとともに、住民主体によるサービスに従事する一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援していきます。

#### 【介護予防・生活支援サービス事業】

◎対象者 要支援1又は2の認定を受けている人、基本チェックリスト該当者

類型	サービス種別	サービス内容	提供者
訪問型 サービス	阿南市介護予防訪問介護相当サービス (予防給付の基準)	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護事業者
	阿南市訪問型生活応援サービス (人員等を緩和した基準)	訪問介護員、市が実施する研修修了者による生活援助 ※身体介護を除く。	訪問介護事業者
	阿南市ご近所ヘルパー (住民主体による支援)	住民主体による生活援助	有償ボランティア
	阿南市ご近所ドライブパートナー (住民主体による支援)	住民主体による移送支援	有償ボランティア
通所型 サービス	阿南市介護予防通所介護相当サービス (予防給付の基準)	通所介護事業者の従事者によるデイサービス	通所介護事業者

	阿南市はつらつデイサービス (人員等を緩和した基準)	市が実施する研修修了者による生活機能の改善を目標に支援を行うデイサービス	通所介護事業者
	阿南市ご近所デイサービス (住民主体による通いの場)	住民主体によるデイサービス	有償ボランティア
介護予防ケアマネジメント		介護予防・生活支援サービス等が適切に提供されるようにするためのケアマネジメント	高齢者 お世話センター

※阿南市ご近所ドライブパートナーについては、この事業計画期間中のサービス提供開始を目指しています。

#### 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
阿南市ご近所デイサービス事業の実施グループ数	20 グループ	23 グループ	27 グループ
阿南市ご近所ドライブパートナー事業の実施グループ数	1 グループ	1 グループ	2 グループ
阿南市ご近所ドライブパートナー事業の運転ボランティア登録数	10 人	15 人	18 人
交通手段の不足から外出に不便を感じている高齢者の割合	25.0%	24.5%	24.0%

#### ② 生活管理指導短期宿泊事業

65歳以上の要支援・要介護認定者以外で基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らし在宅高齢者等に対し、養護老人ホームの空き室を利用して一時的に養護し、7日以内の短期宿泊により日常生活に対する指導等を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう支援します。また、家族からの虐待回避や自然災害等の一時避難所としても利用します。

③ 生きがい活動支援事業

65歳以上の事業対象者・要支援・要介護認定者以外で家に閉じこもりがちな高齢者に対し、健康、生きがい関係の教養講座を開催することで、孤独感の解消や安否を確認し、生きがいを持ったうまいのある在宅生活を継続していくために支援を行います。なお、この事業は介護保険サービスの提供を受けることが困難な地域（伊島地区）を対象として実施しています。

④ 日常生活用具給付事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、安心して在宅生活が継続できるよう3万円を超えない範囲内で現物給付します。なお、前年度所得税非課税世帯であることなどの条件があります。

⑤ 高齢者等住宅改造費助成事業

65歳以上の身体の虚弱な高齢者のいる世帯に対し、高齢者の住環境の向上を図り、在宅生活の継続を支援するため、廊下等の手すり設置・浴槽の低床化・トイレの洋式化など高齢者向きに住宅を改造する費用の一部を助成します。なお、世帯全員が前年度所得税非課税であることなどの条件があります。要支援・要介護認定者については、介護保険制度（住宅改修）と連携しながら利用者の便宜を図っていきます。

⑥ 配食サービス事業

おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯であって食事の調理が困難な人に対し、定期的に居宅を訪問し、栄養バランスの取れた食事を提供するとともに安否確認を行い、在宅生活の維持向上を支援します。

⑦ 寝たきり高齢者見舞金支給事業

65歳以上の在宅で生活する高齢者に対し、福祉の増進に寄与することを目的に見舞金を支給します。なお、市内に1年以上住所を有し、3か月以上在宅で寝たきり状態が続いている人のうち要介護



状態区分が3以上の人等が対象となります。

#### ⑧ 家族介護用品支給事業

65歳以上の寝たきり又は認知症の状態であって、要介護状態区分が4又は5の人を在宅で介護する世帯に対し、経済的負担の軽減を図るため、家族介護用品（紙おむつ等）の現物支給を行います。なお、世帯全員が市民税非課税であることなどの条件があります。

### （3）安心・安全の確保

#### 【施策の方向】

高齢化と価値観の多様化が急速に進む現在、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、それぞれの地域において、継続的に信頼できる相談体制を強化するとともに、地域で見守り支え合える住民同士のつながりが形成されていることが不可欠です。このことを念頭に置き、高齢者の安心・安全を確保するための各種事業を推進します。

#### 【具体的な取組】

##### ① 相談支援体制の充実

高齢者お世話センターは、地域におけるワンストップサービスの相談拠点としての役割を担っており、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職がそれぞれの専門性をいかしながら、介護保険制度をはじめとする各種相談への対応から介護・福祉・保健サービス等の調整までを行い、高齢者の生活上の不安や悩みの解消を図っています。

この事業計画期間においては、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築を見据え、センター職員のスキルアップを図りながらその専門性をいかしたチームアプローチの向上を目指すとともに、生活困窮者自立相談支援機関（あなんパーソナル・サポート・センター）や相談支援事業所など他分野における相談支援機関との連携をさらに強化し、複雑化・複合化したニーズに対応できる「地

域包括支援ネットワーク」の構築を図ります。

② 高齢者見守り活動事業

高齢化と核家族化が急速に進行する中、ひとり暮らし高齢者等の安心と安全を確保することが大きな課題となっています。市においては、市内の民間事業所との間で高齢者の見守りに関する協定を締結し、協定締結事業所が日常の業務の中で高齢者の異変に気付いた場合には、市又は警察等の関係機関へ情報提供していただける体制を整備しています。さらに、協定締結事業所のうち、趣旨に賛同いただいた事業所には「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」にも協力いただくことで、認知症施策とも連携した重層的な見守り体制の構築を図っています。

また、県においても同様の協定を県内事業所との間で締結しており、同協定に基づき、市内の見守り活動協力機関と市との協力体制が整備されています。

③ ひとり暮らし高齢者支援サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、在宅での不安解消及び緊急時の対応を図るため、近隣の協力者を確保していただいた人へ利用者本人の位置検索及び緊急通報機能が付されたGPS端末機器を貸与し、その初期費用のみを全額助成します。

④ 友愛訪問活動の支援

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や定期的な見守りを目的に、その居宅を訪問し、世間話や日常生活における悩みごとの相談等を行う友愛訪問活動について、その活動主体であるセニヤクラブに対する支援を行い、活動の活性化を図っています。

⑤ 避難行動要援護者支援制度

災害発生時において、災害時要援護者への支援を迅速かつ適切に実施するためには、平常時から支援体制を整えておく必要があります。そのため、阿南市地域防災計画に基づき、地域の避難支援者等

と情報を共有するとともに、日頃から災害に備えた地域における自主的な支え合い体制づくりを推進します。

この事業計画期間においては、制度をより実効性のあるものとするため、「避難行動個別計画」の策定について、介護支援専門員をはじめとする介護・福祉の専門職の協力を得ながら推進する仕組みづくりに取り組むとともに、小地域を単位とする「避難支援ネットワーク」の構築についても併せて取り組むこととします。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難行動個別計画の策定割合	5%	15%	30%
小地域における避難支援ネットワークの構築割合	5%	50%	80%

⑥ 救急医療情報キット配布事業

救急医療情報キットとは、高齢者が緊急連絡先やかかりつけの病院や持病などを記入したシートを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時に救急隊員がその情報を活用し、適切な救命活動を行えるようにするものです。ひとり暮らし高齢者等の安心・安全な暮らしを確保するため、救急医療情報キットの更なる普及に取り組めます。

⑦ 交通安全対策

我が国の令和元年中の交通事故死者数は3,215人であり、3年連続で戦後最少を更新していますが、交通事故死者数に占める高齢者の割合は55%前後と高い水準で推移しています。平成29年3月には、75歳以上高齢者が運転免許を更新する際や一定の違反行為をした際における認知機能検査の結果により認知症のおそれがあると判断された、場合における臨時適正検査又はかかりつけ医等の診断書の提出が、道路交通法により義務付けられています。

少子高齢化及び人口減少が進行する本市においては、高齢者の日常の移動手段である自動車等を安全に運転していただくことは、高

高齢者のQOL（生活の質）に直結するため、この事業計画期間においては、前期に引き続き高齢者お世話センターや警察等と連携しながら、運転継続や運転免許の更新等の支援体制を整備するとともに、運転免許を自主返納した高齢者に対する支援として「阿南市ご近所ドライブパートナー」の普及を図ります。

併せて、高齢者の交通事故予防及び交通安全に対する意識向上に向けた活動を行っているセニヤクラブに対し、引き続き支援を行っていきます。

### （4）地域の支え合い体制づくり

#### 【施策の方向】

市における地域包括ケアの基本的な方針として、介護保険による専門的サービスを必要とする人にはそのサービスが確実に提供され、それ以外の人には個人ごとのニーズに適したサービス（生活支援等）がフォーマル、インフォーマルを問わず提供されることにより、高齢者のそれまでの生き方や地域での営みを尊重した支援が行われるべきであると考えています。

そのため、市においては地域住民をはじめ阿南市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等、地域における多様な活動主体と連携しながら、地域に不足する資源やサービスを把握し、それらの創出に向けて取り組みます。

高齢者が介護や生活支援が必要となっても、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができるよう、地域全体で支え合う「地域コミュニティ」の再生を目標に、各事業を推進していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 生活支援体制整備事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予想されています。従来の介護保険制度の枠組みでは多様化する高齢者のニーズに

対応することが困難であるため、市が中心となって、多様な主体がそれぞれの地域において「生活支援・介護予防サービス」等を担うサービス提供体制の構築を図ります。また、高齢者自身がサービス等の提供主体となることで、高齢者の社会参加を促し、生きがいのある生活が送られることもこの事業の目的としています。

この事業を推進するため、市では、「生活支援コーディネーター」を市域の担当として1人、各高齢者お世話センターに1人ずつの計7人を配置し、それぞれの活動区域ごとに不足する資源の開発やネットワークの構築といった取組を行っています。さらに、市内14地区において、生活支援コーディネーターと地域住民、地域で活動する団体等が自分たちの住むまちづくりについて意見交換する場である「協議体」を設置しており、それぞれの地域におけるニーズと資源の把握、企画・立案・方針策定等を通じて生活支援コーディネーターの活動を地域で補完する体制を整えています。

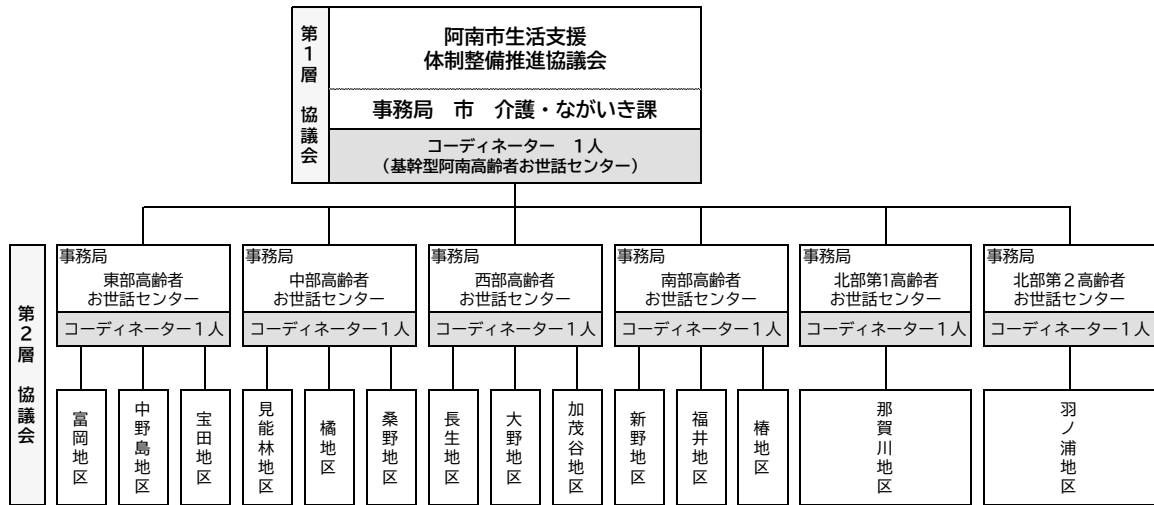
この事業計画期間においては、これまでに「第2層協議会」及び「地域ケア会議」等を通じて把握された様々な課題やニーズに対応するため、「阿南市ご近所ドライブパートナー」や「身元保証サービス」等、新たな地域資源・サービスの開発に段階的に取り組んでいきます。

また、地域のボランティアによる住民主体のデイサービスである「阿南市ご近所デイサービス」を地域福祉の拠点と位置付け、立ち上げ支援と運営支援、機能強化に注力していきます。

【業務内容】

<p>生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）の 配置</p> <p>○第1層協議会 ・1人配置</p> <p>○第2層協議会 ・各お世話センターに1 人配置</p>	<p>地域における生活支援等サービス体制の 整備を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源開発（関係者間の情報共有、サービス 提供主体間の連携体制づくり等）</li> <li>・ネットワーク構築（関係者間の情報共有、 サービス提供主体間の連携体制づくり等）</li> <li>・ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニ ーズとサービス提供主体の活動のマッチン グ）</li> </ul>
<p>協議体の設置</p> <p>○第1層協議会 ・市に設置</p> <p>○第2層協議会 ・市内14地区に設置</p>	<p>定期的な情報共有・連携強化の場として の役割を担い、多様な主体によるサービ スの提供や資源開発等を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターの組織的な補完</li> <li>・地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び 情報の見える化の推進（実態調査の実施 や地域資源マップの作成等）</li> <li>・企画、立案及び方針策定</li> <li>・地域づくりにおける意識統一</li> <li>・情報交換</li> <li>・働きかけ（問題提起、他団体への協力依頼等）</li> <li>・その他生活支援サービスの体制整備に必 要と認める事項についての検討、協議及 び調整</li> </ul>

【体制図】



【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新たな資源・サービスの開発（通算件数）	3件	4件	5件
阿南市ご近所デイサービス事業の実施グループ数	20グループ	23グループ	27グループ

② 阿南市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動の推進を目的とした非営利の民間組織であり、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域の人々や様々な関係機関と連携しながら地域福祉の増進に取り組んでいます。

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会（地域共生社会）の実現を目指すためには、阿南市社会福祉協議会はその中核を担う組織であると考えられることから、市と阿南市社会福祉協議会は、連携を更に強化し、地域福祉の向上を目指します。

③ 民生委員・児童委員との連携強化

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当区域における高齢者や障がい者世帯等の見守り、安否確認、

福祉・サービス等の情報提供、相談・助言その他の援助、行政等関係機関との「パイプ役」といった重要な役割を担っています。今後、地域の支え合い体制づくりを進めていく上で、様々な機会を通して協働体制を築いていきます。

④ 介護支援ボランティア活動

高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励し、支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を目的として実施しています。高齢者が地域密着型サービス事業所等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、活動実績を評価した上で、商品券と交換できるポイントを付与します。

介護支援ボランティアの活動内容は、レクリエーション等の指導や参加支援、利用者の話し相手、散歩の付添い、お茶出しや食堂内の配膳・下げ膳等の補助などです。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護支援ボランティアの人数	10人	15人	20人

(5) 地域ケア会議の充実

【施策の方向】

地域ケア会議は、介護保険法第115条の48に規定する「介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議」のことであり、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の1つです。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

(1) 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること。



- (2) 個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること。
- (3) 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、更には介護保険事業計画への反映など政策形成につなげることを目的とする会議であるとされています。

市は、地域ケア会議が持つ機能が最大限発揮されるよう、高齢者お世話センターをはじめ関係機関と目的意識を共有し、地域ケア会議の更なる定着と推進に取り組みます。

### 【具体的な取組】

#### ① 地域ケア会議の5つの機能の意識共有

個別課題解決機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援に資するケアマネジメントの支援</li> <li>・ 支援困難事例等に関する相談・助言</li> </ul>
ネットワーク構築機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援ネットワークの構築</li> <li>・ 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識</li> <li>・ 住民との情報共有</li> <li>・ 課題の優先度の判断</li> <li>・ 連携・協働の準備と調整</li> </ul>
地域課題発見機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜在ニーズの顕在化</li> <li>・ 顕在ニーズ相互の関連付け</li> </ul>
地域づくり・資源開発機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効な課題解決方法の確立と普遍化</li> <li>・ 関係機関の役割分担</li> <li>・ 社会資源の調整</li> <li>・ 新たな資源開発の検討、地域づくり</li> </ul>
政策形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要に見合ったサービスの基盤整備</li> <li>・ 事業化、政策化</li> <li>・ 介護保険事業計画等への位置付け</li> <li>・ 国・都道府県への提案</li> </ul>

② 市の地域ケア会議の体制

・阿南市自立支援ケア会議

阿南市自立支援ケア会議は、自立支援・介護予防の観点をつまえた地域ケア個別会議として、市が主催し、開催するものです。高齢者お世話センター職員をはじめ介護支援専門員、理学療法士、栄養士等の多職種の助言を得ながら、要支援者等の生活行為の課題を解決することで自立を促し、QOL（生活の質）を向上させることを目的としています。また、訪問介護における生活援助中心型サービスを位置付けるケアプランについて、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの是正を促します。

この事業計画期間においては、会議で取り上げるケアプランの選定基準や会議に参加いただくアドバイザーの職種等について見直しを行うとともに、会議後には可能な限りモニタリングを行うことにより、本会議が有する「個別課題解決機能」、「地域課題発見機能」の強化を図ります。併せて、オンラインによる傍聴を推進し、自立支援に資するケアマネジメントの普及と介護支援専門員間における地域課題の情報共有を支援します。

・地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、個別ケースの検討や課題分析を行うことを目的に、各高齢者お世話センターが主催し、それぞれの担当地区において開催するものです。「個別課題解決機能」、「ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」を有する地域ケア会議として、個別ケースの検討を通じた地域の支援体制づくり、地域課題の把握・共有、介護支援専門員の課題解決力の向上を図ります。

この事業計画期間においては、高齢者お世話センターの「総合相談支援業務」及び「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」を通じ、地域住民や介護支援専門員からの支援困難事例等に関する情報を早期に把握し、地域ケア個別会議の開催につなげる体制づくりに取り組みます。

### ・小地域ケア会議

小地域ケア会議は、各高齢者お世話センターが主催し、おおむね民生委員の担当地域ごとに、地域に共通する課題の解決に向けた検討を行う会議です。地域課題がその地区（市内14地区）に共通する課題である場合には、「生活支援体制整備事業」と連携し、第2層協議会における検討につなげます。

この事業計画期間においては、本会議が有する「ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」が十分発揮されるよう、各高齢者お世話センターと地域で活動する様々な活動主体との連携強化や地域への積極的な情報発信を通じ、会議の定着を図ります。

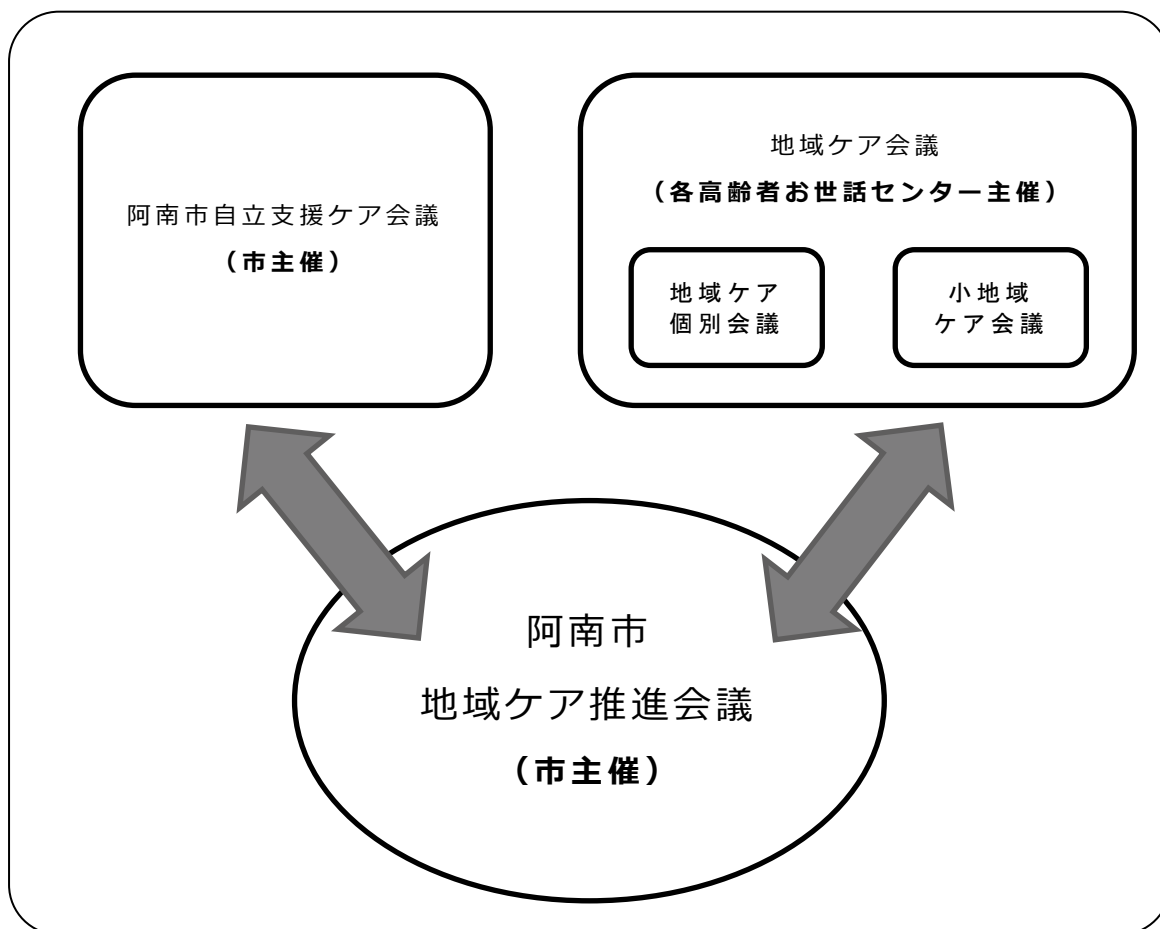
### ・阿南市地域ケア推進会議

阿南市地域ケア推進会議は、社会基盤の整備によって地域課題を解決することを目的に、市が主催し、開催するものです。

個別ケースの検討により把握された地域課題を共有し、その解決に向けた協議を行うことで、地域に不足する資源の開発や地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進します。

前期計画期間における地域ケア個別会議等の積み重ねにより、本市における地域課題は相当数把握されていますが、その多くは具体的な解決策に結びついていないことから、この事業計画期間においては庁内及び関係機関の協働を強力に推進し、「生活支援体制整備事業」とも連携しながら新たな資源・サービスの創出に取り組みます。

さらに、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築を見据え、障がい分野や生活困窮分野など他分野との協議の場としても本会議を活用します。



【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア個別会議の開催回数	45回	50回	55回
小地域ケア会議の開催回数	6回	10回	14回
地域ケア推進会議の開催回数	1回	2回	3回
新たな資源・サービスの開発（通算件数）	3件	4件	5件

## (6) 権利擁護の推進

## 【施策の方向】

高齢になると、判断力の低下や認知症等の症状により、虐待や社会的孤立、消費者被害といった権利侵害に遭いやすくなります。高齢者をこのような権利侵害から守り、高齢者の尊厳を保持しながらその人らしく暮らし続けていくことができるようにすることが権利擁護です。

市においては、高齢者お世話センター及び阿南市社会福祉協議会等と連携しながら、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行います。

## 【具体的な取組】

## ① 成年後見制度の普及・利用の促進

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に、後見人等を選任し、財産管理及び意思決定支援、身上保護を行うことでその人の権利を保護し支えるための制度です。

後見開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のために必要がある場合には、市長が適切に申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人等への報酬を助成しています。

この事業計画期間においては、令和2年9月に策定した「阿南市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」、「不正防止の徹底と利用しやすきの調和」を基本施策とした制度の利用促進に取り組みます。

## 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徳島家庭裁判所阿南支部における高齢者に係る後見等開始審判の件数	15件	20件	25件

## ② 高齢者虐待の防止

高齢者虐待の背景には、社会的孤立、認知症への無理解・無関心、

老老介護やダブルケア、ニーズとサービスのアンマッチなど様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出機会の減少は、家庭内での精神的ストレスや介護負担の増大を要因とする高齢者虐待につながることを懸念されています。

虐待を受けている高齢者自身は、自分から助けを求めにくい状況に置かれていることが多く、高齢者虐待を早期に発見し対応していくためには、高齢者の身近にいる人や相談機関等との連携を図る必要があります。この事業計画期間においては、高齢者お世話センターを中心に、地域住民や介護支援専門員の協力を得ながら、「地域ケア会議」の開催を通じた高齢者虐待の未然防止に取り組んでいきます。

### ③ 消費者被害・特殊詐欺の防止

近年、高齢者が訪問販売等による消費者被害に遭うケースが急増しています。また、振り込め詐欺や還付金詐欺といった特殊詐欺の被害も後を絶たないのが現状です。特に、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者はこのような被害に遭うことが多いため、地域において日頃から見守っていく体制の構築に取り組みます。

また、消費者被害の拡大を予防するため、高齢者お世話センターや消費生活センターと連携しながら、消費者被害に関する情報を把握するとともに、様々なメディアを活用した消費生活に関する知識の啓発と注意喚起を行います。

## (7) 認知症施策の推進

### 【施策の方向】

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中、国では、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で、で

きる限り自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。さらに、令和元年6月には、新オレンジプランを発展させる形で、団塊の世代が75歳以上となる令和7年までを対象期間とした「認知症施策推進大綱」がとりまとめられ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが定められています。

本市においても、認知症施策の推進が地域包括ケアシステムを深化・推進し、「地域共生社会」を実現する上での最重要課題の1つであるとの認識の下、認知症施策推進大綱の趣旨を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域社会の実現を目指します。

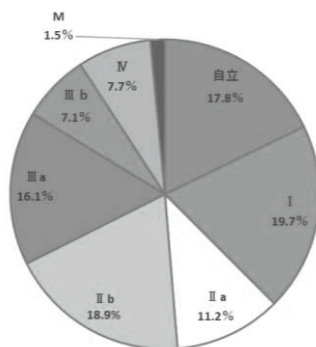
※認知症施策推進大綱において、

- ・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味です。
- ・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

### 阿南市の要介護認定者の認知症高齢者自立度

【表1】令和元年度要介護認定申請者の主治医意見書による

	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	合計
人数(人)	720	800	454	766	652	287	314	62	4,055
割合(%)	17.8	19.7	11.2	18.9	16.1	7.1	7.7	1.5	100



#### 【表1から】

- ・要介護認定者の約82%の人に、何らかの認知機能低下（自立度I以上）がみられます。
- ・認知症高齢者の自立度II以上の見守りが必要な人は、約62%となっています。

【具体的な取組】

① 認知症初期集中支援チームの設置

市においては、平成28年4月から、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム（ファーストケアチーム）」を設置し、初期段階のうちに認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期集中支援体制を整備しています。平成31年4月からは、基幹型阿南高齢者お世話センターの業務の1つに位置付けることで、高齢者お世話センターとの更なる連携強化を図っています。

「ニーズ調査」の回答によると、チームを「知っている」と回答した人の割合が2.4%と非常に低く、チームによる支援が十分に活用されているとは言えない状況にあることから、ケーブルテレビ等の様々なメディアを通じた広報・周知に積極的に取り組みます。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム の相談対応件数	40件	40件	40件

② 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

市が設置している「認知症初期集中支援チーム検討委員会」において、ファーストケアチームの設置及び活動状況等について定期的に検討するとともに、認知症初期集中支援事業に関する施策を地域における医療・保健・福祉の関係機関等と一体的に推進できるよう、合意形成及び連携強化を図ります。

また、ファーストケアチームの取組の質及び水準を確保するためには、事業の実施状況等に対する評価が必要だと考えられることから、評価基準を明確に設定し、現状の課題の把握と次の計画につなげるPDCAサイクルに沿った評価を行います。



## 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チーム 検討委員会の開催回数	1回	1回	1回

## ③ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」を各高齢者お世話センターに配置しています。

認知症の人やその家族等から相談があった場合には、「認知症ケアパス」等を活用することにより、認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関等、適切なケアの流れを示すことで相談者の不安の解消を図るとともに、ファーストケアチームやその他関係機関とも連携しながら、認知症の状態に応じたサービスが提供されるよう支援を行います。

また、認知症の人とその家族、地域住民や専門職等誰もが気軽に集える場として「認知症カフェ」を開催し、介護者の負担軽減を図っています。

## 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症ケアパスの配布部数	100部	150部	200部
認知症カフェの設置数	5箇所	6箇所	7箇所

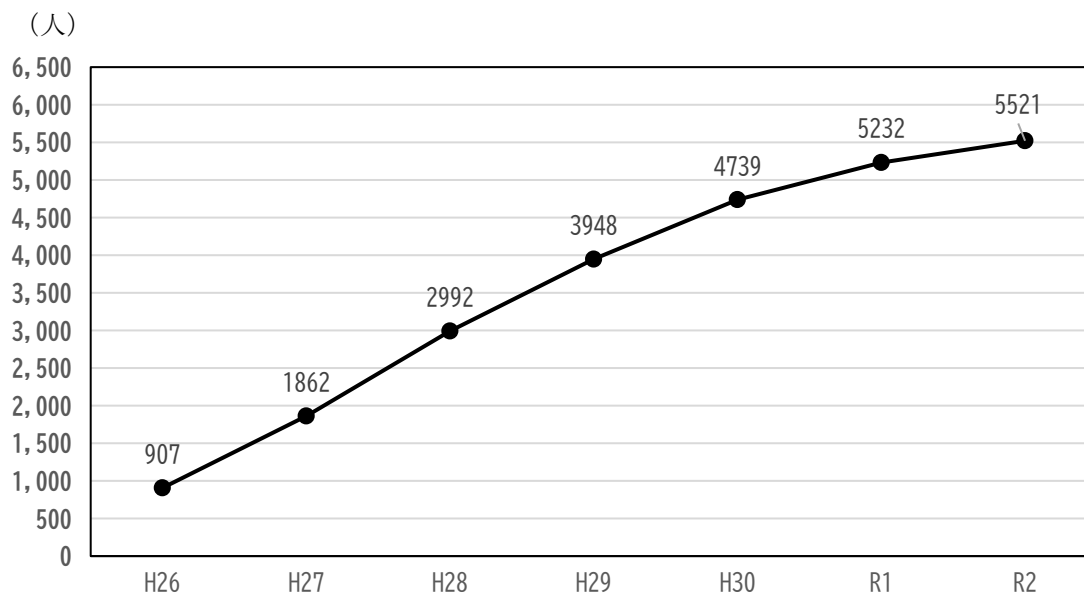
## ④ 認知症サポーター等養成事業

認知症の人や家族が地域で安心して暮らせるためには、認知症への理解を深めるための普及・啓発が不可欠であることから、認知症サポーター養成講座を各地域で開催し、見守り支え合えるあたたかい社会の実現を目指します。

この事業計画期間においては、企業、学校等での認知症サポーター養成講座の開催に向けて重点的に取り組むとともに、「認知症サポーターステップアップ講座」を定期的で開催し、「チームオレンジ」

の活動が市内各地で展開されるよう担い手の育成を行います。

【市の認知症サポーター数の推移】 令和2年2月28日現在



【本計画期間における目標・指標】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーターの養成人数	520人	550人	580人
認知症サポーターステップアップ講座の受講者数	30人	35人	40人
認知症サポーターキャラバン・メイトの人数	125人	135人	145人

⑤ チームオレンジによる活動の展開

市ではこれまでに「認知症サポーター等養成事業」を推進し、各地域及び職域において5,500人以上の認知症サポーターを養成してきました。認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、それぞれの地域において認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人であり、何か特別なことを求められるものではありませんが、地域貢献意識の高い認知症サポーターに活躍の場を提供し、もって認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進することを目的に「チームオレンジ」による活動を展開します。

この事業計画期間においては、「認知症サポーターステップアップ講座」の受講者が各地域の「ご近所デイサービス」等と連携し、認知症の当事者の参画を得ながら、認知症カフェの開催や見守り訪問活動を行う仕組みづくりとその普及展開に取り組めます。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
チームオレンジの結成状況	1箇所	2箇所	4箇所

⑥ 高齢者見守りキーホルダー事業

高齢者見守りキーホルダー事業は、認知症状のある高齢者等に対し、登録番号を付した「高齢者見守りキーホルダー」を身に付けていただくことで、徘徊等で行方不明になった場合に、キーホルダーにより身元の確認が可能となり、早期発見につながることを目的とした事業です。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者見守りキーホルダー事業の利用者数	30人	40人	50人

⑦ 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

徘徊高齢者等SOSネットワーク事業は、徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報をあらかじめ市及び消防本部に登録しておくことで、行方不明発生時における早期発見と家族等への支援を図るための事業です。行方不明事案が発生した場合には、消防本部や高齢者お世話センター及び地域の協力関係機関から構成する「徘徊高齢者等SOSネットワーク」を設置し、徘徊高齢者等の情報を協力関係機関に電子メールで送信するなど、早期発見・保護を目指した支援体制を構築します。

【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
徘徊高齢者等SOSネット ワーク事業の利用者数	40人	50人	60人
徘徊高齢者等SOSネット ワーク事業の協力事業者数	5事業者	8事業者	10事業者

⑧ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対し、安心して介護できる環境を確保するため、徘徊時に早期発見できるよう位置検索機能が付されたGPS端末機器を貸与し、その初期費用のみ全額助成します。

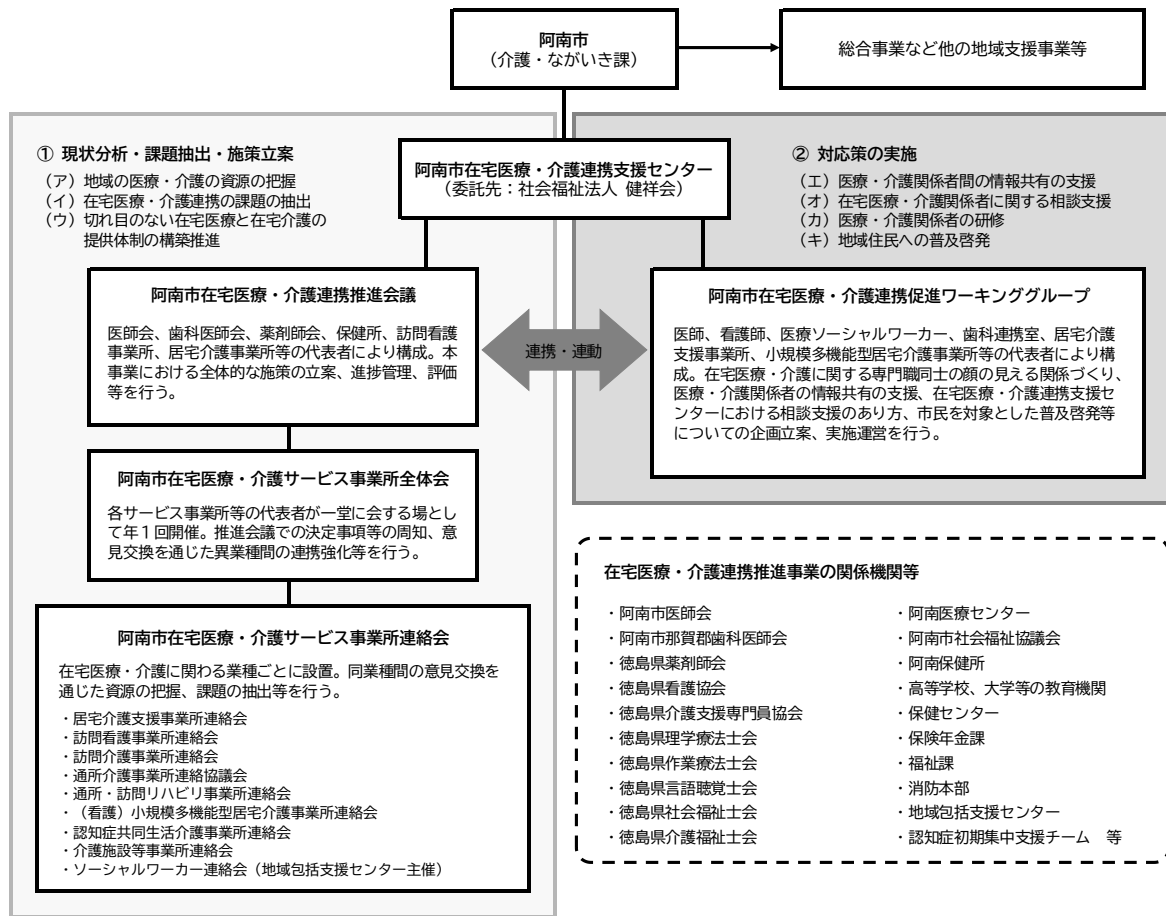
(8) 在宅医療・介護連携の推進

【施策の方向】

高齢者の増加とともに、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護を一体的かつ効果的に提供する必要があります。そのため、支援を必要とする対象者を的確に把握し、関係者間で有効な情報連携を行うとともに、市の目指すべき医療・介護提供体制の姿を各関係機関と協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策展開を図ります。市においては、平成29年8月から社会福祉法人健祥会に業務を委託しており、毎月定期的に事業の進捗について協議を行いながら実施しています。

【具体的な取組】

① 事業の実施体制



② 現状分析・課題抽出・施策立案

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

令和2年度から阿南市公式ホームページで公開している『医療機関・介護サービス事業所マップ』の定期的な更新と市民及び関係者への提供、地域包括ケア「見える化システム」による各種サービスの利用状況の把握、認知症地域支援推進員と連携した「認知症ケアパス」の作成及び普及展開などに取り組みます。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出

各種データを活用した将来ニーズの推計、「阿南市在宅医療・介護サービス事業所連絡会」を通じた課題の抽出、利用者とその家族、介護支援専門員及び「通いの場」を対象としたアンケート調査、「地

域ケア会議」と連動した課題の抽出などに取り組みます。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

「阿南市在宅医療・介護連携推進会議」を通じた対応策の検討、「阿南市在宅医療・介護サービス事業所全体会」の開催を通じた異業種間の連携強化等に取り組みます。

③ 対応策の実施

(エ) 医療・介護関係者間の情報共有の支援

専門職を対象とした「ケアカフェ」の開催、入退院時における情報共有の支援、情報共有ツールの普及啓発と新たなツールの開発に向けた検討、ICTを活用した情報共有の推進検討等に取り組みます。

(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

社会福祉法人健祥会ケアハウスアンダルシア内に設置する「阿南市在宅医療・介護連携支援センター」に介護支援専門員及び看護師等を配置し、在宅医療・介護関係者に対する相談支援を行います。

(カ) 医療・介護関係者間の研修

阿南市医師会、阿南市那賀郡歯科医師会、徳島県薬剤師会等との連携により、医療・介護専門職を対象とした「多職種連携研修会」を開催します。オンラインや動画配信による研修等、「新しい生活様式」に対応した研修会の開催に積極的に取り組みます。また、関係市町村との連携の観点から、他市町村からの参加についても促進します。

(キ) 地域住民への普及啓発

阿南市公式ホームページ及びLINEアカウントを活用した事業の取組内容の情報発信、市民公開講座の開催、ケーブルテレビ番組の制作及び放映等に取り組みます。

## 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
阿南医療センターにおける医療ニーズの高い患者の在宅復帰率	94.7%	94.8%	94.9%
阿南市在宅医療・介護連携支援センターにおける相談対応件数	30件	35件	40件
多職種連携研修会の参加者数	210人	220人	230人
市民公開講座の参加者数	320人	320人	320人
利用者及び家族、介護支援専門員を対象としたアンケート調査の実施件数	30件	30件	30件
「通いの場」におけるアンケート調査の実施件数	50件	80件	100件

## (9) 高齢者向け住まいの適切な確保

## 【施策の方向】

団塊の世代が高齢化することに伴い、ひとり暮らし又は夫婦のみの高齢者世帯の大幅な増加が見込まれる中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと在宅生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされています。

「ニーズ調査」における、住まいの状況調査によると「持家（一戸建て）」の人が91.9%を占め、家族構成では高齢者のひとり暮らし又は夫婦2人暮らしの世帯が54.1%という結果となっています。

このことから、高齢者が安心して暮らせるための住まいの確保については、量的な充足だけでは十分でなく、バリアフリー化をはじめとするハード面及び在宅生活を支える福祉サービスといったソフト面での質の向上が求められていると考えています。

また、高齢者の住まいの問題については、福祉部局単独での施策展開には限界があることから、住まいの確保が困難な人の民間賃貸住宅

への円滑な入居を促進するため、徳島県居住支援協議会と連携しながら、情報提供等の支援を実施します。

【具体的な取組】

① 養護老人ホーム

65歳以上で身体的に自立しているものの、環境上及び経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者が入所できる施設です。施設への入所は市の措置により行われ、入所に係る費用は入所者の収入及び扶養義務者の課税状況に応じて負担していただきます。

施設名	定員数
老人ホーム福寿荘	70人
養護（盲人）老人ホーム羽ノ浦荘	50人

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の人で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる人が入所できる施設です。施設の利用は、利用者と施設の契約となり、費用は生活費、事務費（収入に応じて負担）及び管理費が必要となります。

施設名	定員数
ケアハウスタラサ双葉	30人
ケアハウス悠和館	45人
ケアハウス健祥会アングルシア	50人

③ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

市のシルバーハウジングでは、県営住宅春日野団地に整備された高齢者向けの住宅50戸に入居している60歳以上の高齢者を対象に、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助等の緊急時の対応を行い、入居者が安心して生きがいのある豊かな生活を送れるよう支援して



います。なお、入居の決定について徳島県住宅供給公社が行っています。

#### ④ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定を確保することを目的とした住宅で、国の補助制度を利用した主に民間事業者が運営するバリアフリー対応の賃貸住宅です。

主として身体的に自立している又は自立に近い60歳以上の高齢者を対象としており、日中は生活相談員が施設に常駐し、入所者の安否確認や生活相談を行います。なお、サービス付高齢者向け住宅の登録権者は県であることから、その整備については県と協議しながら検討していきます。

この事業計画期間においては、「ニーズ調査」により把握された持ち家率や各種介護サービスの整備状況等を考慮の上、積極的な供給誘導は行わないこととします。

施設名	定員数
サービス付き高齢者向け住宅イツモ阿南	30人
シニアレジデンスなごみ	41人
シニアレジデンスなごみⅡ	40人

#### ⑤ 有料老人ホーム

有料老人ホームは、民間事業者が運営する高齢者向けの住宅であり、施設との契約に基づいて食事の提供や家事援助、入浴・排せつ・食事の介護等のサービスを受けることができます。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住まいを確保する上での選択肢の1つとなります。この有料老人ホームについては、老人福祉法上、県に対する届出が義務付けられており、事業の適正運営の確保や入居者保護の充実が求められていることから、県と連携しながら入居者が安心して生活することができる適切なサービス提供を確保します。

この事業計画期間においては、サービス付き高齢者向け住宅と同

様に、積極的な供給誘導は行わないこととします。

施設名	定員数
とみおかの里有料老人ホーム	36人
有料老人ホームなかがわ苑	22人

## 基本目標3 安定的な介護保険制度の運営

### (1) 介護保険サービスの質の向上

#### 【施策の方向】

高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大が見込まれる中、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、利用者がサービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言及び指導・監査を実施することにより、利用者に必要なサービスを提供し、サービスの質の向上と業務の効率化に向けた取組を推進します。

また、利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、サービス内容や事業者について情報提供の充実を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### ① 利用者の苦情、相談への対応

介護保険サービスに関する利用者からの苦情及び相談に対し、市と関係機関が連携して迅速かつ的確な対応が行えるよう、以下のとおり複数の相談窓口を設置しています。

相 談 窓 口
担当の介護支援専門員
市 介護・ながいき課
高齢者お世話センター
徳島県国民健康保険団体連合会

##### ② 福祉サービス評価事業（第三者評価）の推進

福祉サービス評価事業は、福祉サービスを提供する事業者を公正・中立な第三者機関が客観的・専門的な立場から評価する事業であり、県が実施しています。

この事業は、福祉サービス事業者が客観的・専門的な評価を受けることにより、事業者自らが個々の強みを確認するとともに、抱え

る課題を具体的に把握することで、サービスの質の向上に向けて取り組むための支援を行うことを目的としています。また、評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するための有効な情報を得ることができるものとなっています。市においては、情報提供等を行うことによりこの事業の普及を図ります。

### ③ 介護保険事業者に対する指導・監査

地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者や介護予防・日常生活支援総合事業事業者に対し、介護保険サービスの質の向上を図り、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、指導・助言に努めます。

また、指導にあたっては、実地による指導・監査体制の強化に努めるとともに、講習会等の方法による集団指導を定期的を実施し、効果的・効率的な介護給付の推進に努めます。

### ④ サービス情報の提供

「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所の情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。介護保険制度では、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、その選択に基づいてサービスを利用することが原則であることから、利用者がニーズにあった事業所・施設を適切に選択できるよう、「介護サービス情報公表システム」の活用促進と普及に向け取り組みます。

## (2) 福祉・介護人材の確保・定着・育成及び業務効率化

### 【施策の方向】

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、生産年齢人口が減少し、地域における介護サービスの需要の増加が更に見込まれることから、福祉・介護人材を確保等することは、介護保険サービスを必要とする人に確実に提供できる体制を構築し、地

域包括ケアシステムを深化・推進していく上で、喫緊の課題の1つとなっています。

市が行った地域密着型サービス事業所への実態調査によると、事業所における介護人材の確保の項目では、「確保できている又はおおむね確保できている」と回答した事業所が大半を占めているものの、「あまり確保できていない」と回答した事業所がその理由として「希望する条件の求職者が少なく、採用が困難」、「介護職員自体への関心の無さ」、「若い職員の離職率が高い」などを挙げています。

このような状況を踏まえ、今後は介護サービスを安定的に供給することができるよう、介護職員等の働きやすい環境づくりの支援や若者の定着を図るための施策、外国人労働者の受入れの検討等、人材確保に資する事業を展開していきます。

#### 【具体的な取組】

##### ① 介護人材の確保・定着・育成

市においては、県が実施している「介護助手」として高齢者の介護現場への参入促進制度「アクティブ・シニア生涯活躍促進事業」の積極的な活用やハローワーク、シルバー人材センターなど関係機関との連携強化を図ります。

また、介護職への育成・定着を図るため、介護職に対する奨学金等の制度の導入に加えて、将来の介護人材となりうる中高生を含む若者への出前講座や介護現場への体験学習など介護職のやりがいや魅力を伝える情報発信等に取り組んでいきます。

##### ② 業務効率化の取組

介護サービス事業者の事務に係る負担軽減のため、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式等の活用による標準化を推進するとともに、県と連携しながら介護ロボットやICTの導入の支援など、業務の効率化の強化を図っていきます。

### (3) 介護保険事業の適正な運営

#### 【施策の方向】

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には、市民の3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みであることから、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援していくためには、市が保険者機能を十分に発揮し、全ての基盤である介護保険制度そのものの安定化を図ることが最重要課題の1つとなっています。

そこで、この事業計画期間においては「介護給付適正化」を強力に推進していくことにより、介護保険料の上昇を抑制し、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、将来にわたって持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

また、事業の実施に当たっては、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針」及び県の「介護給付適正化計画」との整合性を図ります。

#### 【具体的な取組】

##### ① 介護給付の適正化

認定調査においては、提出された調査票を全件点検し、基本調査の誤りや特記事項との整合性等について確認を行い、調査項目の選択状況のばらつきの改善を図り、平準化に努めます。また、認定審査会においては、厚生労働省「要介護認定適正化事業（業務分析データ）」を活用し、一次判定から二次判定の軽重度変更率等の分析を行い、合議体間における審査判定の偏りの是正に努めます。

次に、第7期計画に引き続き、要介護者等の自立支援・重度化防止に向けた「介護支援専門員の自立に資するケアマネジメント」の実施を目的とするケアプランの点検を実施します。ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援・重度化防止」に資する適切なものになっているかを、介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の普遍化を図り、

介護給付の適正化につなげるものです。本市では、ケアプラン点検を徳島県介護支援専門員協会及び高齢者お世話センターと連携して行っています。今後もケアプラン点検の実施結果等を活用し、ケアプラン作成における留意点等を研修等で周知することで、「自立支援・重度化防止」に資するケアプランの作成やケアマネジメントの質の向上を図っていきます。

さらに、縦覧点検及び医療情報との突合については、費用対効果が最も期待できることから、徳島県国民健康保険団体連合会への業務委託により引き続き実施するとともに、他市町村の取組における好事例を参考にしながら、介護給付適正化システムにより提供される給付実績の情報の活用を推進し、より適正なサービス提供と介護給付の適正化を進めます。

この事業計画期間においては、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検及び医療情報との突合、給付実績の活用による適正化を重点的に実施し、必要に応じて住宅改修の点検、介護給付費通知等の事業を行いながら介護給付の適正化を推進していきます。

#### 【本計画期間における目標・指標】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検の実施件数	90件	90件	90件

#### (4) 感染症対策

##### 【施策の方向】

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行は、感染によって高齢者が重症化しやすいことや介護施設等においてクラスターが発生したこと等を背景に、介護・福祉事業の在り方に変化をもたらしました。

本市においても、感染症対策用品の不足が生じたことから、一時的に入手が困難になったマスクや消毒液を介護サービス事業者や、通いの場は無償提供するなど支援を行いました。

今後においても、サービス事業者や高齢者に対して安定的な介護保険サービスの提供が図られるよう、正しい知識の普及や対策にかかる支援を行っていきます。

### 【具体的な取組】

#### ① 感染症の予防と感染拡大防止対策

保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めます。また、サービス事業所に対する助言を行います。

#### ② サービス提供に関する対策

地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、物資の備蓄に備えるとともに、事業所に対しても備蓄に対する啓発や支援を行います。また、事業者に対し、サービスの継続が困難になった場合を想定し、代替事業等の事前検討、事業者間の連携を行うよう促します。



---

---

## 第7章 介護保険事業費及び第1号被保険者保険料の見込み

---

---

## 第7章 介護保険事業費及び第1号被保険者保険料の見込み

## 1 計画期間における事業費

第8計画期間（令和3年度から令和5年度まで）、令和7（2025）年度及び令和22（2040）年度の介護保険事業費について、第5章介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの計画に基づき、各年度の介護保険事業費を次のように推計しました。

【介護保険事業費の推計】 ※額は国のワークシートによる推計

(単位:千円)

区分	第8期期間				令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計		
保険給付	8,093,133	8,148,869	8,237,480	24,479,482	8,469,665	9,438,928
介護給付	7,910,852	7,964,348	8,048,474	23,923,674	8,277,630	9,237,050
予防給付	182,281	184,521	189,006	555,808	192,035	201,878
地域支援事業	253,900	253,900	253,900	761,700	252,838	224,794
介護予防・日常生活支援総合事業	154,028	154,028	154,028	462,084	154,381	134,311
包括的支援事業・任意事業	99,872	99,872	99,872	299,616	98,457	90,483
合計	8,347,033	8,402,769	8,491,380	25,241,182	8,722,503	9,663,722

備考 介護給付には、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、算定対象審査支払手数料が含まれています。

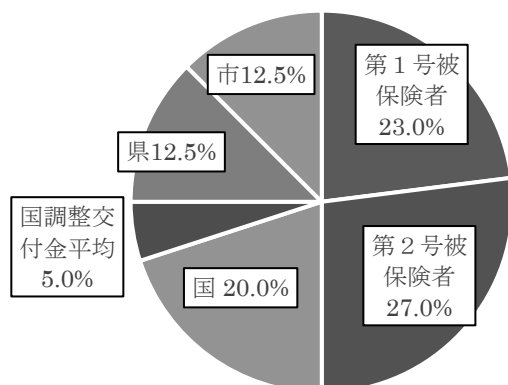
【各事業費の財源構成】

第8期計画期間の介護（予防）給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る財源負担については、40歳以上の方が納める保険料で50%、国・県・市の公費で50%を負担します。また、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は23%、第2号被保険者（40～64歳の方）の負担割合は27%となっています。

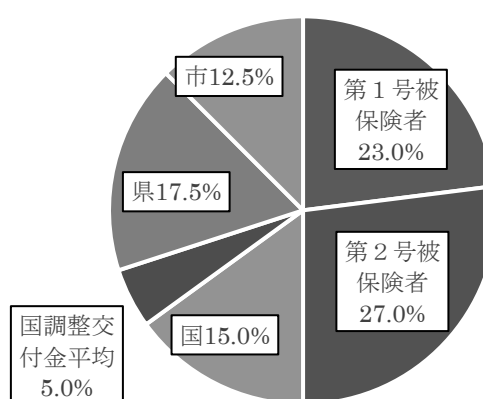
なお、包括的支援事業費・任意事業については、第2号被保険者の負担はなく、その分が公費で補填されます。

<介護（予防）給付費の負担割合>

居宅給付費

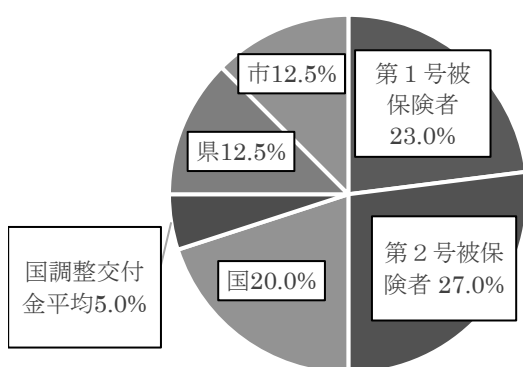


施設給付費

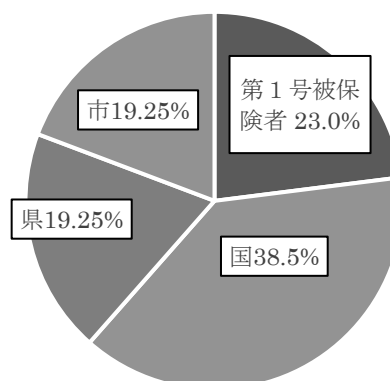


<地域支援事業費の負担割合>

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



## 2 第1号被保険者保険料

第8期計画期間における第1号被保険者保険料は、介護保険事業にかかる費用を基に算出を行い、保険料の段階を、第7期計画期間と同様の10段階区分とし、各段階の保険料額は次のとおりとします。

(単位:円)

段階	対象者	算定割合 (基準保険料×)	年額保険料	月額保険料 (参考)
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で 市民税世帯非課税の方 ・市民税世帯非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	(0.30)	(23,500)	(1,958)
		0.50	39,300	3,275
第2段階	市民税世帯非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円超120万円以下の方	(0.50) 0.70	(39,300) 55,000	(3,275) 4,583
第3段階	市民税世帯非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額の 合計が120万円超の方	(0.70) 0.75	(55,000) 58,900	(4,583) 4,908
第4段階	市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の方	0.90	70,700	5,891
第5段階	市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円超の方	1.00	78,600	6,550
第6段階	市民税課税の方で 合計所得金額が120万円未満	1.15	90,300	7,525
第7段階	市民税課税の方で合計所得金額が 120万円以上210万円未満	1.25	98,200	8,183
第8段階	市民税課税の方で合計所得金額が 210万円以上320万円未満	1.50	117,900	9,825
第9段階	市民税課税の方で合計所得金額が 320万円以上500万円未満	1.65	129,600	10,800
第10段階	市民税課税の方で合計所得金額が 500万円以上	1.75	137,500	11,458

備考 第1～3段階の( )内は、公費(国1/2、県1/4、市1/4)による低所得者保険料軽減後の割合及び金額

---

---

## 第8章 計画の推進

---

---

## 第8章 計画の推進

### 1 相談体制・情報提供の充実

高齢者や家族が、必要な高齢者福祉サービス・介護サービスを、より効果的に利用できるよう、高齢者の立場に立った情報提供、相談支援体制を整備し、適切に対応します。

高齢者の状況に応じた多岐にわたる相談内容に適切に対応するため、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター（高齢者お世話センター）の役割・位置付けを明確にするとともに、市のホームページや広報誌等を通じて積極的に広報・周知を行い、相談体制の機能強化を図ります。

また、高齢者やその家族がサービスについての正しい知識をもち、必要ときに必要なサービスが利用できるよう、わかりやすいパンフレットを作成、配布するとともに、さまざまな広報の機会において制度の周知を行い、高齢者が必要とする情報の提供に努めます。

### 2 庁内における連携体制の強化

本計画の推進に当たっては、計画を主管する保健福祉部だけでなく、庁内の関係部署が連携し、施策・事業を展開していく必要があるため、地域福祉をはじめ健康づくり、生涯学習、スポーツ、住宅政策、都市計画などの関係部門との連携強化を進め、情報共有や施策・事業の調整を行います。

### 3 計画の進行管理

本計画の運営が健全かつ円滑に行われるよう、計画の進行状況の点検や評価をしながら「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の適切な運営による進行管理を行います。また、社会情勢の変化や環境変化に適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業の見直しや新規事業の実施についても検討していきます。

- (1) 阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会  
は、必要に応じて本計画の進捗状況を把握し、評価します。
- (2) 阿南市地域密着型サービス運営協議会は、地域密着型サービスの  
指定・質の確保ほかサービスの適正な運営に関し、必要な事項  
について協議し、評価します。
- (3) 阿南市地域包括支援センター運営協議会は、高齢者お世話セ  
ンター（地域包括支援センター）の設置、公正・中立の確保その  
他センターの円滑な運営に関し、必要な事項について協議し、評  
価します。

---

---

# 資 料 編

---

---



---

---

阿南市  
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

---

---

－ 報 告 書 －

令和2年10月

阿南市 保健福祉部 介護・ながいき課

## I 調査の概要

- 1 調査時期：令和2年7月21日～8月11日
- 2 調査対象者：要介護1～5以外の高齢者から3,000人を無作為抽出
- 3 配布方法：郵送による記名方式
- 4 回収率：

圏域	配布数	有効回収数	有効回収率
東部圏域	600	379	63.2%
中部圏域	600	374	62.3%
西部圏域	600	360	60.0%
南部圏域	600	377	62.8%
北部圏域	600	382	63.7%
計	3,000	1,872	62.4%

### 5 報告書の見方について

- 回答結果の割合「%」は、回答者数（n）に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答者数（n）に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、「%」合計が100%を超える場合があります。
- グラフ及び表中に「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答条件に沿っていないものを含んでいます。
- グラフ及び表中のn（number of case）は、集計対象者総数です。

### 6 調査票の構成

- ・国が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目
- ・市の独自調査項目

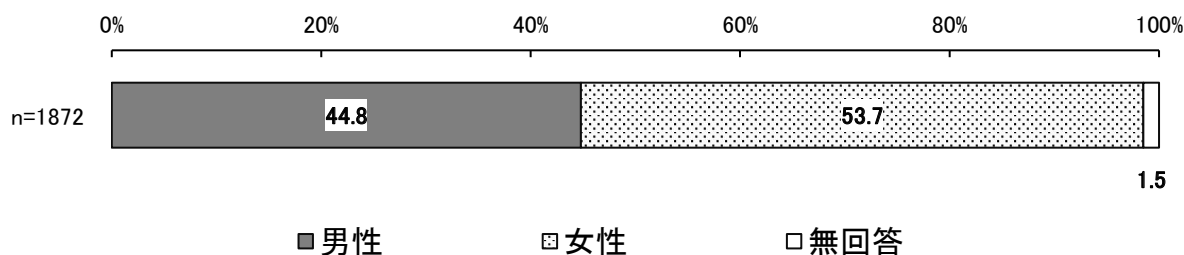
### 7 評価項目の判定について

評価項目別の判定結果については、国が配布した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」実施の手引き、及び老研式活動能力指標に基づき集計したものであり、特定の項目に回答していることが必須条件となるため、回答数が有効回答数より若干少なくなっています。

## II 回答者の属性

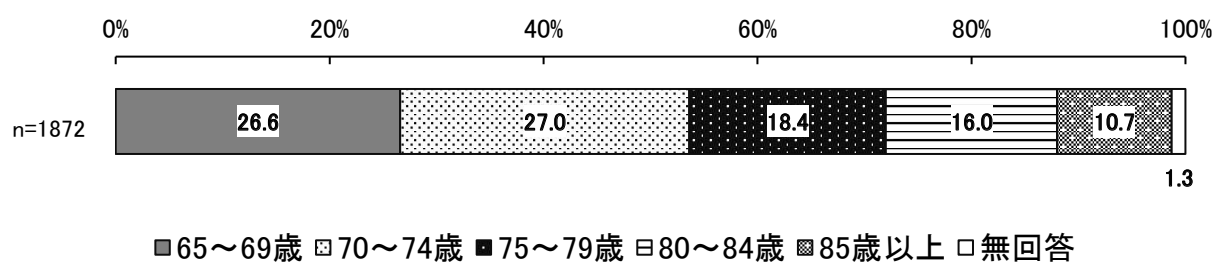
### 1 性別

回答者の性別は「男性」が44.8%、「女性」が53.7%となっており、8.9ポイント女性の方が多くなっています。



### 2 年齢構成

「70～74歳」27.0%が最も多く、次いで、「65～69歳」26.6%、「75～79歳」18.4%となっています。前期高齢者(65～74歳)は53.6%、後期高齢者(75歳以上)は45.1%で8.5ポイント前期高齢者が多くなっています。



### III 評価項目別の判定結果

#### ● 判定方法

NO.		質問項目	該当する選択肢
(1)	運動器の 機能低下	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	「3.できない」
		椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	「3.できない」
		15分位続けて歩いていますか	「3.できない」
		過去1年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 or「2.一度ある」
		転倒に対する不安は大きいですか	「1.とても不安である」 or「2.やや不安である」
(2)	転倒 リスク	過去1年間に転んだ経験がありますか	「1.何度もある」 or「2.一度ある」
(3)	閉じこ もり傾 向	週に一回以上は外出をしていますか	「1.ほとんど外出しない」 or「2.週1回」
(4)	低栄 養状 態	身長、体重	BMI < 18.5
		6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	「1.はい」
(5)	口腔機 能低 下	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	「1.はい」
		お茶や汁物等でむせることがありますか	「1.はい」
		口の渇きが気になりますか	「1.はい」
(6)	認知 機能の 低下	物忘れが多いと感じますか	「1.はい」
(7)	うつ傾 向	この一か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	「1.はい」
		この一か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	「1.はい」

●判定方法・・・該当する選択肢を回答した場合を1点としたときの合計点、または該当選択肢を回答した場合

- (1)運動器の機能低下・・・該当 3点以上
- (2)転倒リスク・・・リスクあり 該当選択肢を回答した場合
- (3)閉じこもり傾向・・・リスクあり 該当選択肢を回答した場合
- (4)低栄養状態・・・該当 2点
- (5)口腔機能低下・・・該当 2点以上
- (6)認知機能の低下・・・該当 該当選択肢を回答した場合
- (7)うつ傾向・・・リスクあり 1点以上

## ● 判定方法(老研式活動能力指標)

## ① IADL(老研指標)

NO.		質問項目	該当する選択肢
(8)	I A D L	バスや汽車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	「1.できるし、している」 or 「2.できるけどしていない」 1点
		自分で食品・日用品の買物をしていますか	
		自分で食事の用意をしていますか	
		自分で請求書の支払いをしていますか	
		自分で預貯金の出し入れをしていますか	

○5点：高い

○4点：やや低い

○0～3点：低い

## ② 社会参加

## ・知的能動性(老研指標)

NO.		質問項目	該当する選択肢
(9)	知的能動性	年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	「1.はい」：1点
		新聞を読んでいますか	
		本や雑誌を読んでいますか	
		健康についての記事や番組に関心がありますか	

○4点：高い

○3点：やや低い

○0～2点：低い

## ・社会的役割(老研指標)

NO.		質問項目	該当する選択肢
(10)	社会的役割	友人の家を訪ねていますか	「1.はい」：1点
		家族や友人の相談にのっていますか	
		病人を見舞うことができますか	
		若い人に自分から話しかけることがありますか	

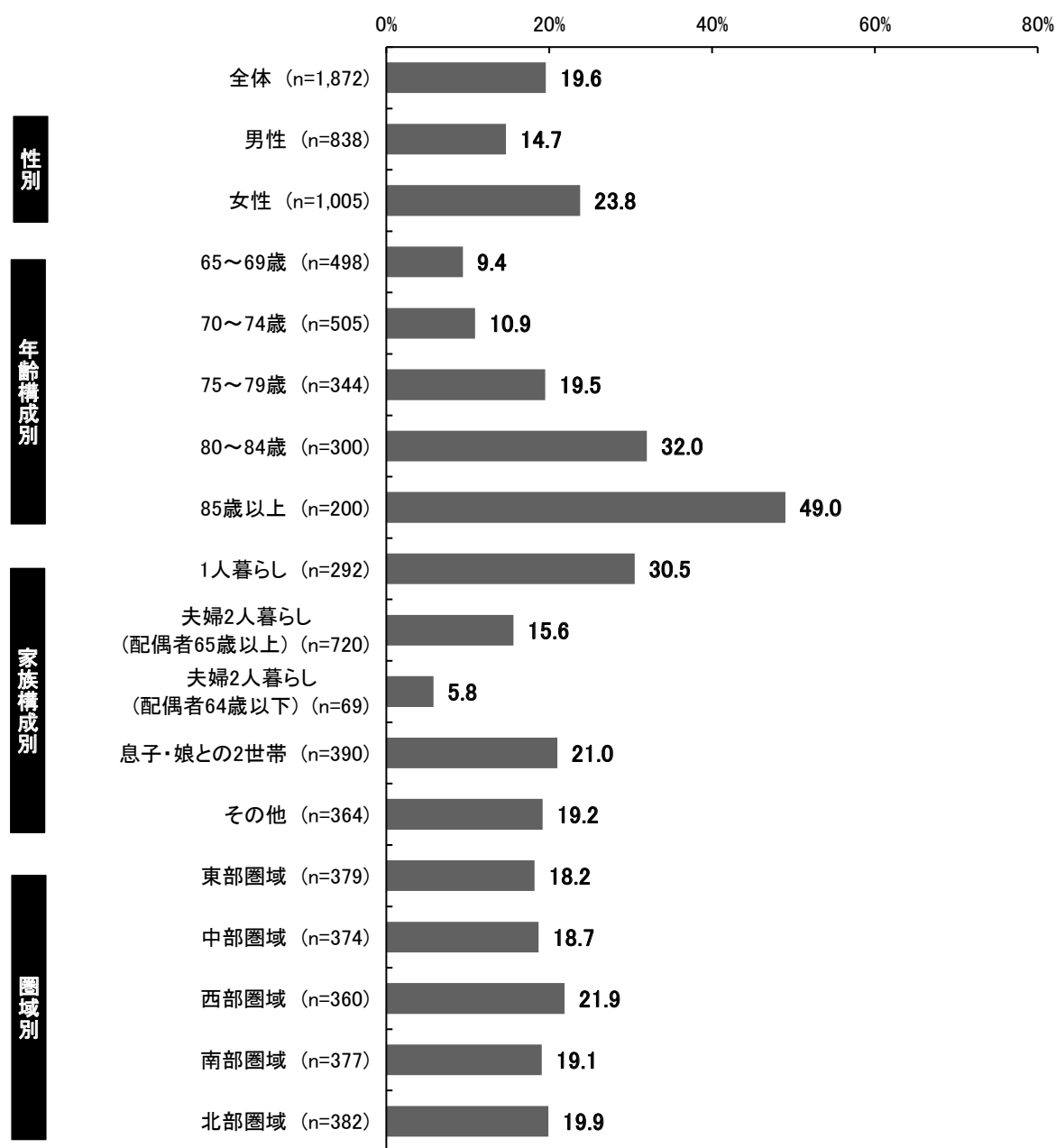
○4点：高い

○3点：やや低い

○0～2点：低い

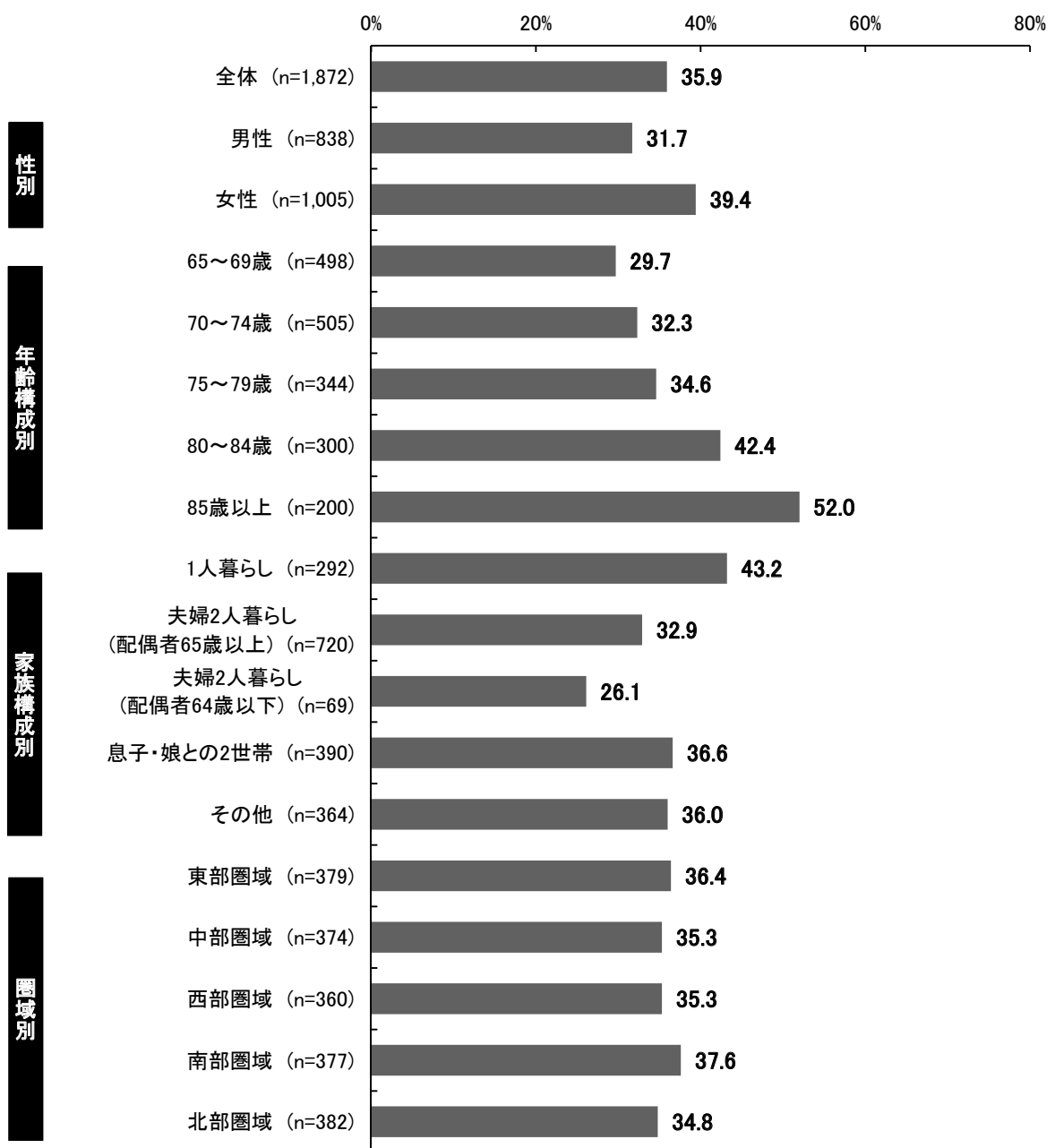
(1) 運動器の機能低下

- ・運動器の機能低下のリスク該当者の割合は、全体では19.6%となっています。
- ・性別では、「女性」23.8%、「男性」14.7%となっていて、「女性」が9.1ポイント上回っています。
- ・年齢構成別では、「65～69歳」が9.4%と最も低く、年齢が上がるにつれて高くなり、「85歳以上」では49.0%となっています。
- ・家族構成別では、「1人暮らし」が30.5%と最も高くなっています。
- ・圏域別では、「西部圏域」が21.9%と最も高く、「東部圏域」が18.2%と最も低くなっています。



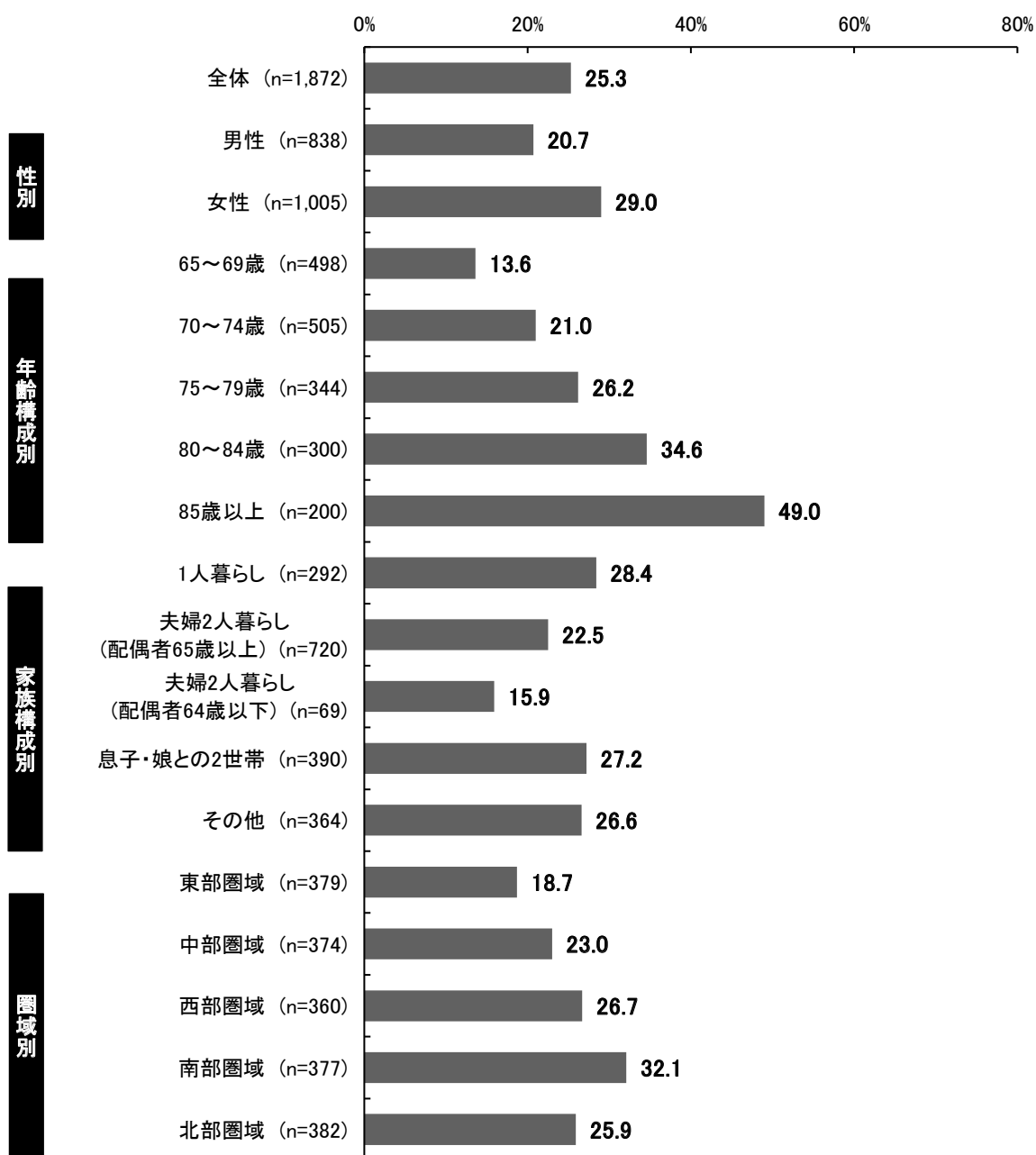
## (2) 転倒リスク

- ・転倒のリスク該当者の割合は、全体では35.9%となっています。
- ・性別では、「女性」39.4%、「男性」31.7%となっていて、「女性」が7.7ポイント上回っています。
- ・年齢構成別では、「65～69歳」が29.7%と最も低く、年齢が上がるにつれて高くなり、「85歳以上」では52.0%となっています。
- ・家族構成別では、「1人暮らし」が43.2%と最も高くなっています。
- ・圏域別では、「南部圏域」が37.6%と最も高く、「北部圏域」が34.8%と最も低くなっています。



(3) 閉じこもり傾向

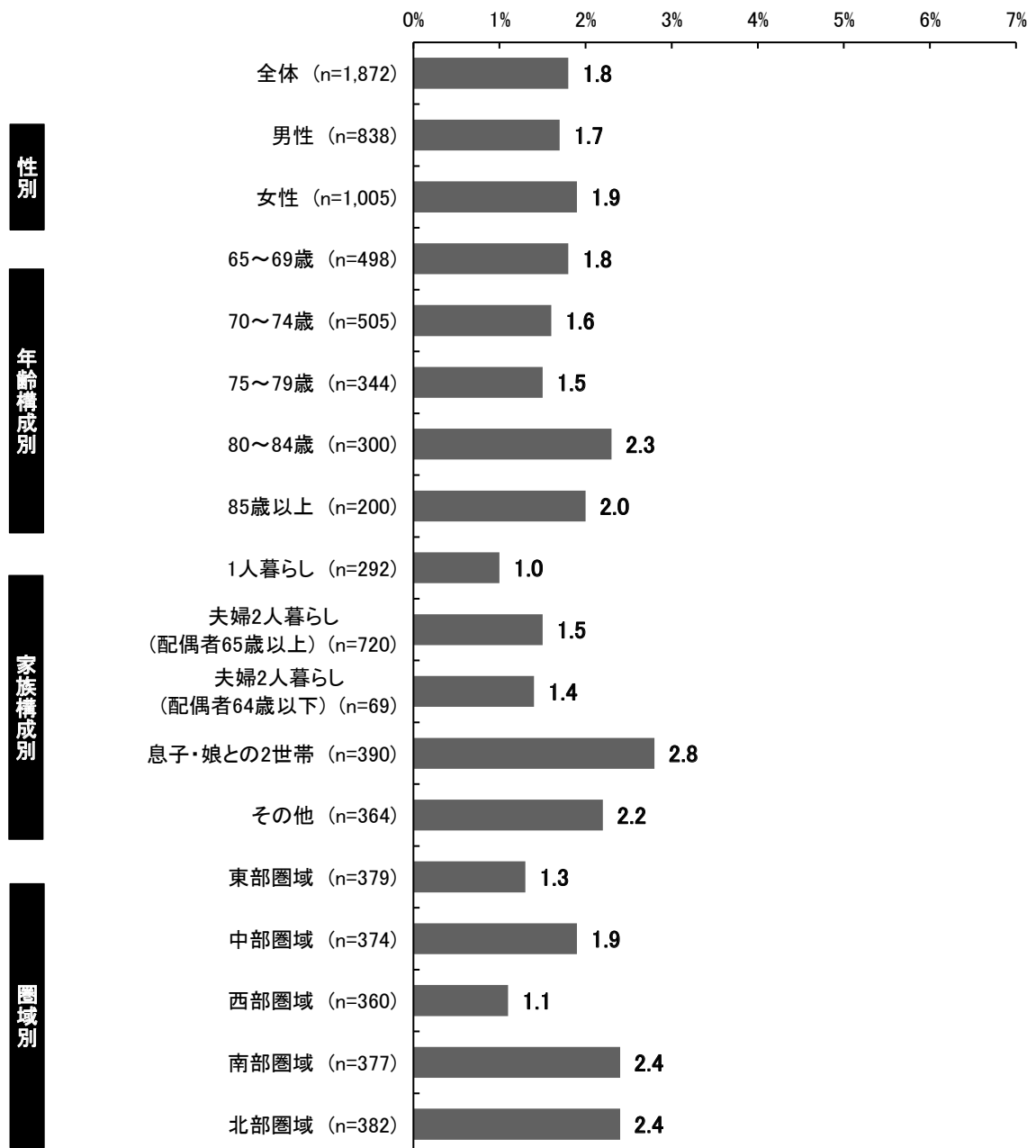
- ・閉じこもり傾向のリスク該当者の割合は、全体では25.3%となっています。
- ・性別では、「女性」29.0%、「男性」20.7%となっていて、「女性」が8.3ポイント上回っています。
- ・年齢構成別では、「65～69歳」が13.6%と最も低く、年齢が上がるにつれて高くなり、「85歳以上」では49.0%となっています。
- ・家族構成別では、「1人暮らし」が28.4%と最も高くなっています。
- ・圏域別では、「南部圏域」が32.1%と最も高く、「東部圏域」が18.7%と最も低くなっています。





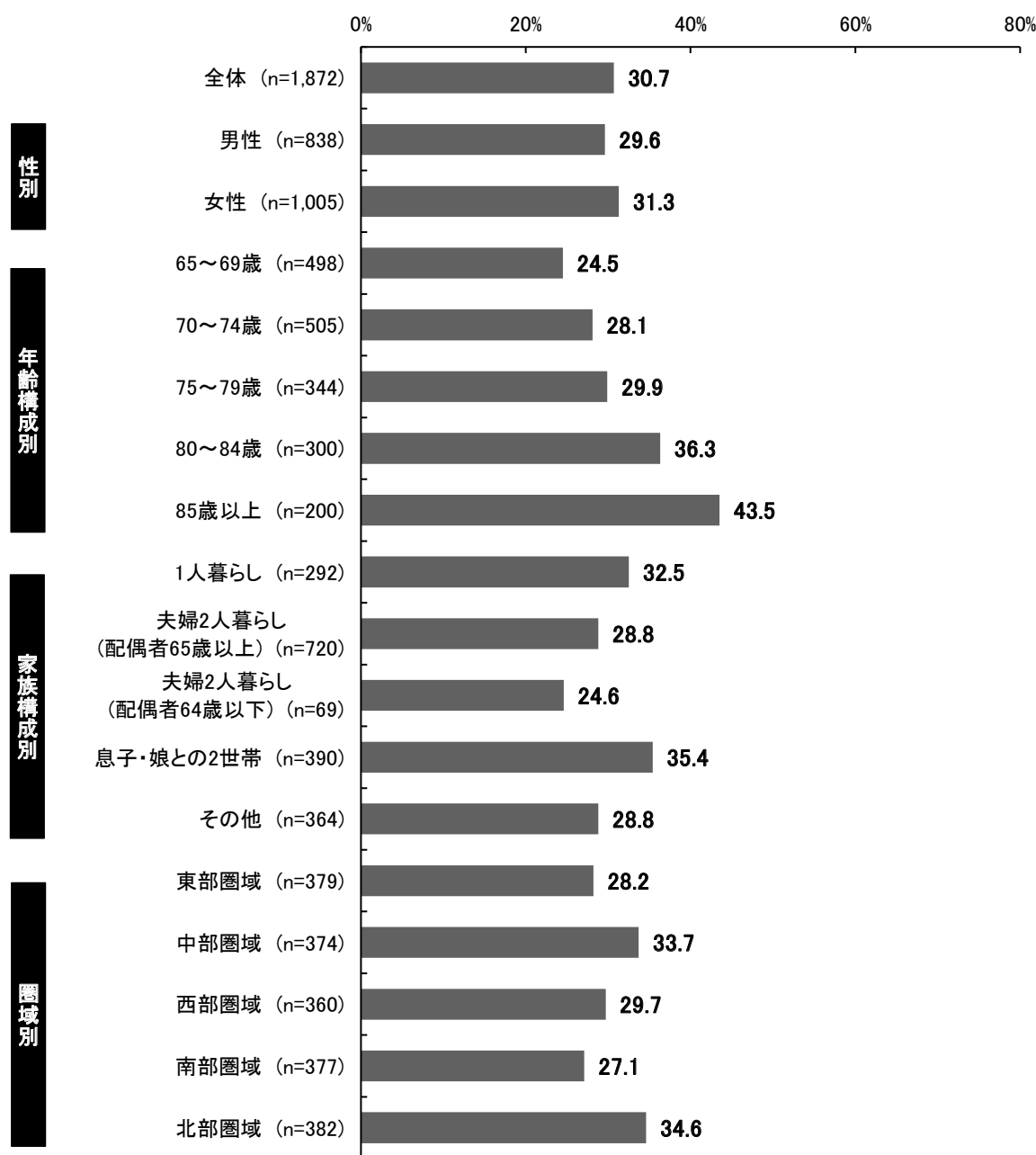
## (4) 低栄養の傾向

- ・低栄養のリスク該当者の割合は、全体では1.8%とかなり低くなっています。
- ・性別では、「女性」1.9%、「男性」1.7%となっていて、「女性」が0.2ポイント上回っています。
- ・年齢構成別では、「80～84歳」が2.3%と最も高く、「75～79歳」が1.5%と最も低くなっています。
- ・家族構成別では、「息子・娘との2世帯」が2.8%と最も高くなっています。
- ・圏域別では、「南部圏域」と「北部圏域」が2.4%と最も高く、「西部圏域」が1.1%と最も低くなっています。



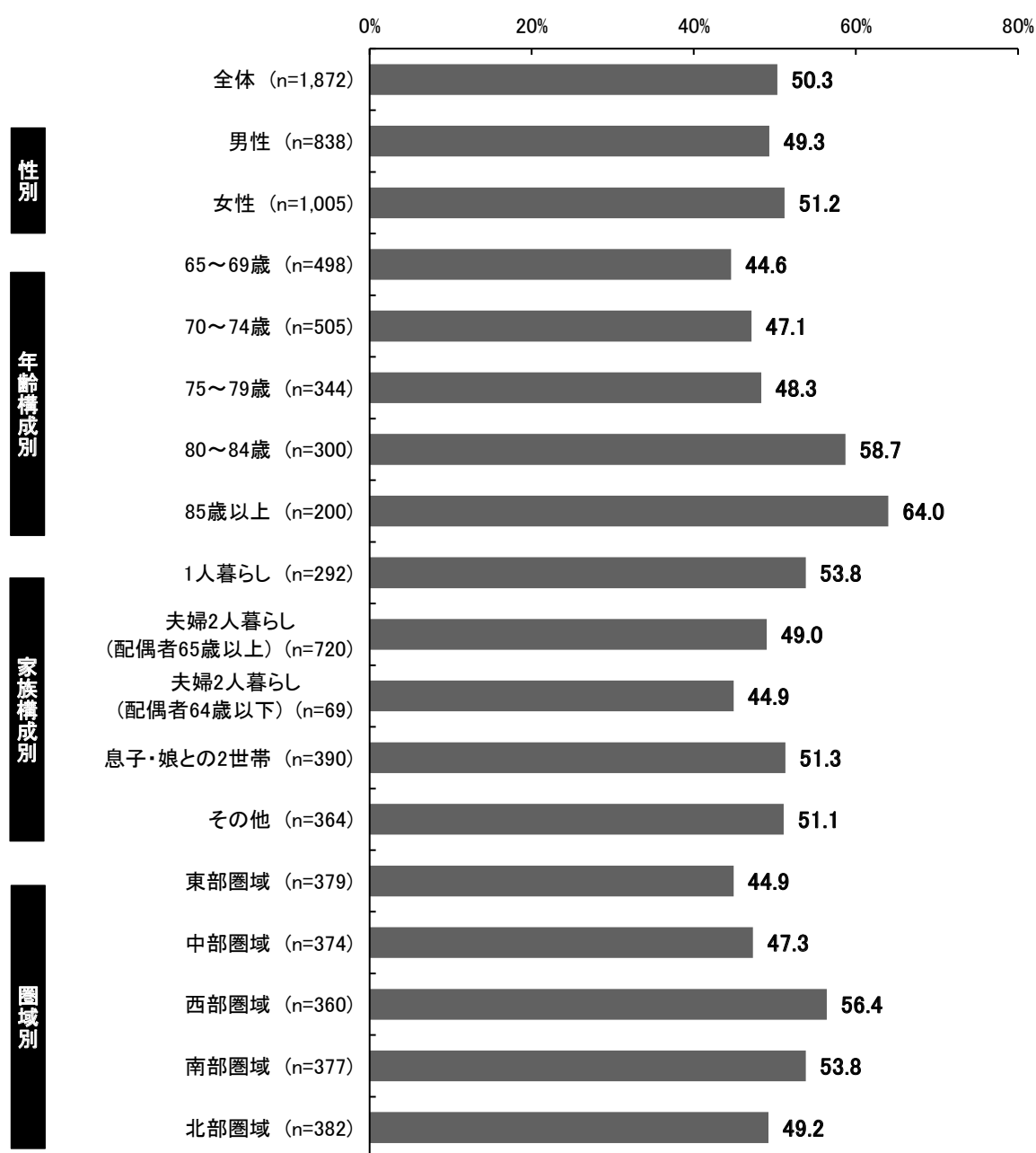
(5) 口腔機能の低下

- ・口腔機能の低下のリスク該当者の割合は、全体では30.7%となっています。
- ・性別では、「女性」31.3%、「男性」29.6%となっていて、「女性」が1.7ポイント上回っています。
- ・年齢構成別では、「65～69歳」が24.5%と最も低く、年齢が上がるにつれて高くなり、「85歳以上」では43.5%となっています。
- ・家族構成別では、「息子・娘との2世帯」が35.4%と最も高くなっています。
- ・圏域別では、「北部圏域」が34.6%と最も高く、「南部圏域」が27.1%と最も低くなっています。



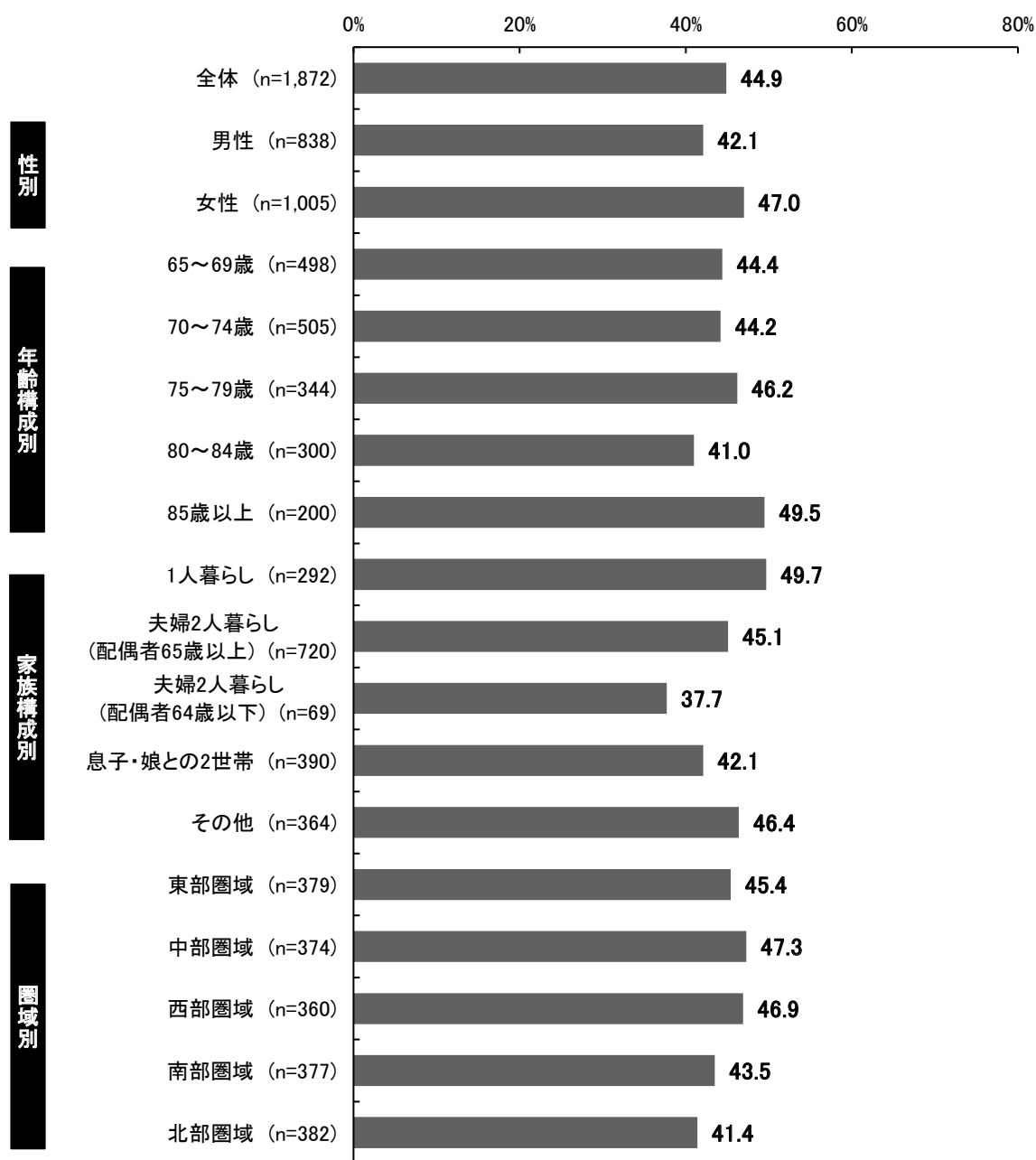
## (6) 認知機能の低下

- ・ 認知機能の低下のリスク該当者の割合は、全体では50.3%と5割を超えています。
- ・ 性別では、「女性」51.2%、「男性」49.3%となっていて、「女性」が1.9ポイント上回っています。
- ・ 年齢構成別では、「65～69歳」が44.6%と最も低く、年齢が上がるにつれて高くなり、「85歳以上」では64.0%と6割を超えています。
- ・ 家族構成別では、「1人暮らし」が53.8%と最も高くなっています。
- ・ 圏域別では、「西部圏域」が56.4%と最も高く、「東部圏域」が44.9%と最も低くなっています。



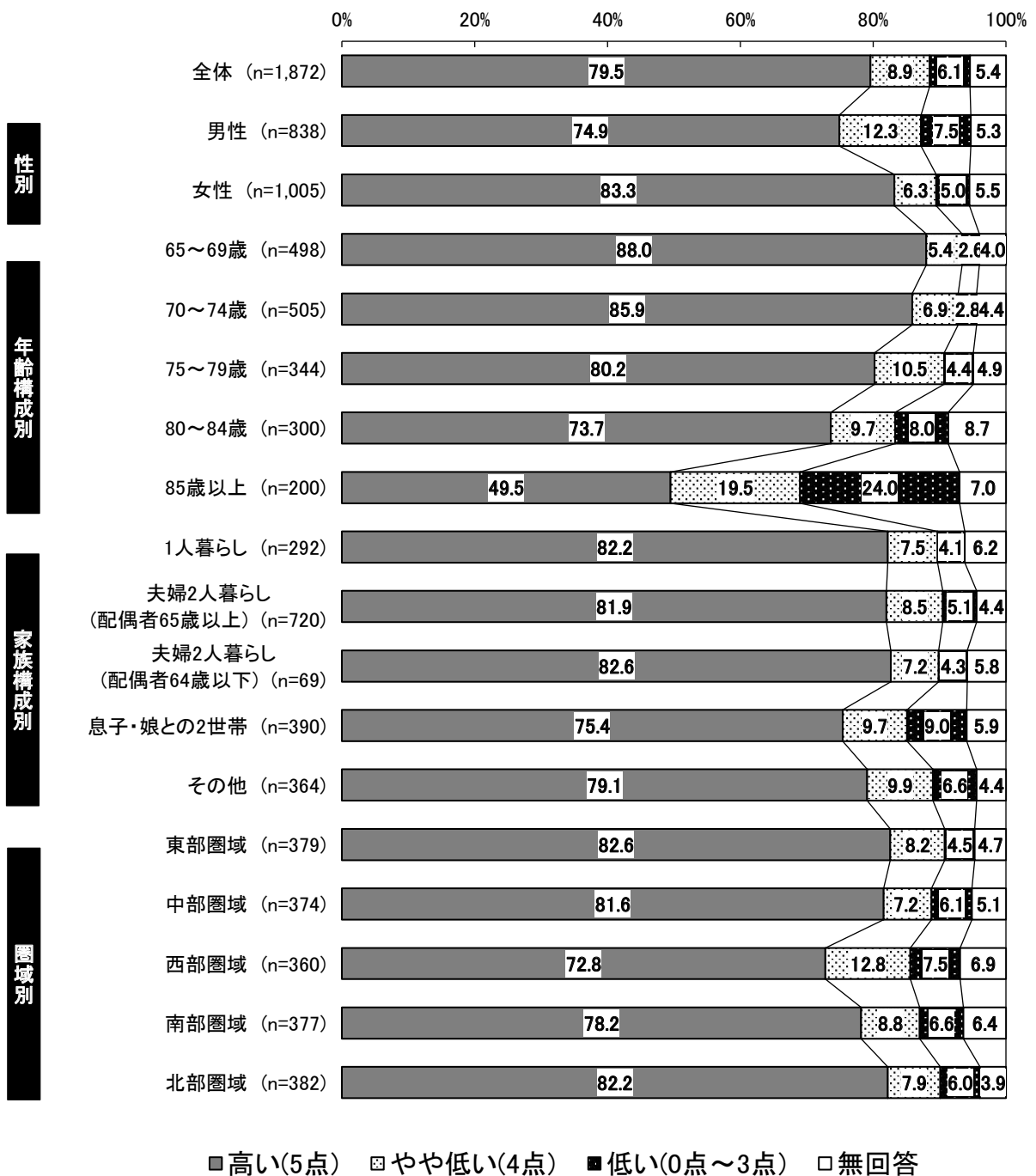
(7) うつ傾向

- ・うつ傾向のリスク該当者の割合は、全体では44.9%となっています。
- ・性別では、「女性」47.0%、「男性」42.1%となっていて、「女性」が4.9ポイント上回っています。
- ・年齢構成別では、「85歳以上」が49.5%と最も高く、「80～84歳」が41.0%と最も低くなっています。
- ・家族構成別では、「1人暮らし」が49.7%と最も高くなっています。
- ・圏域別では、「中部圏域」が47.3%と最も高く、「北部圏域」が41.4%と最も低くなっています。



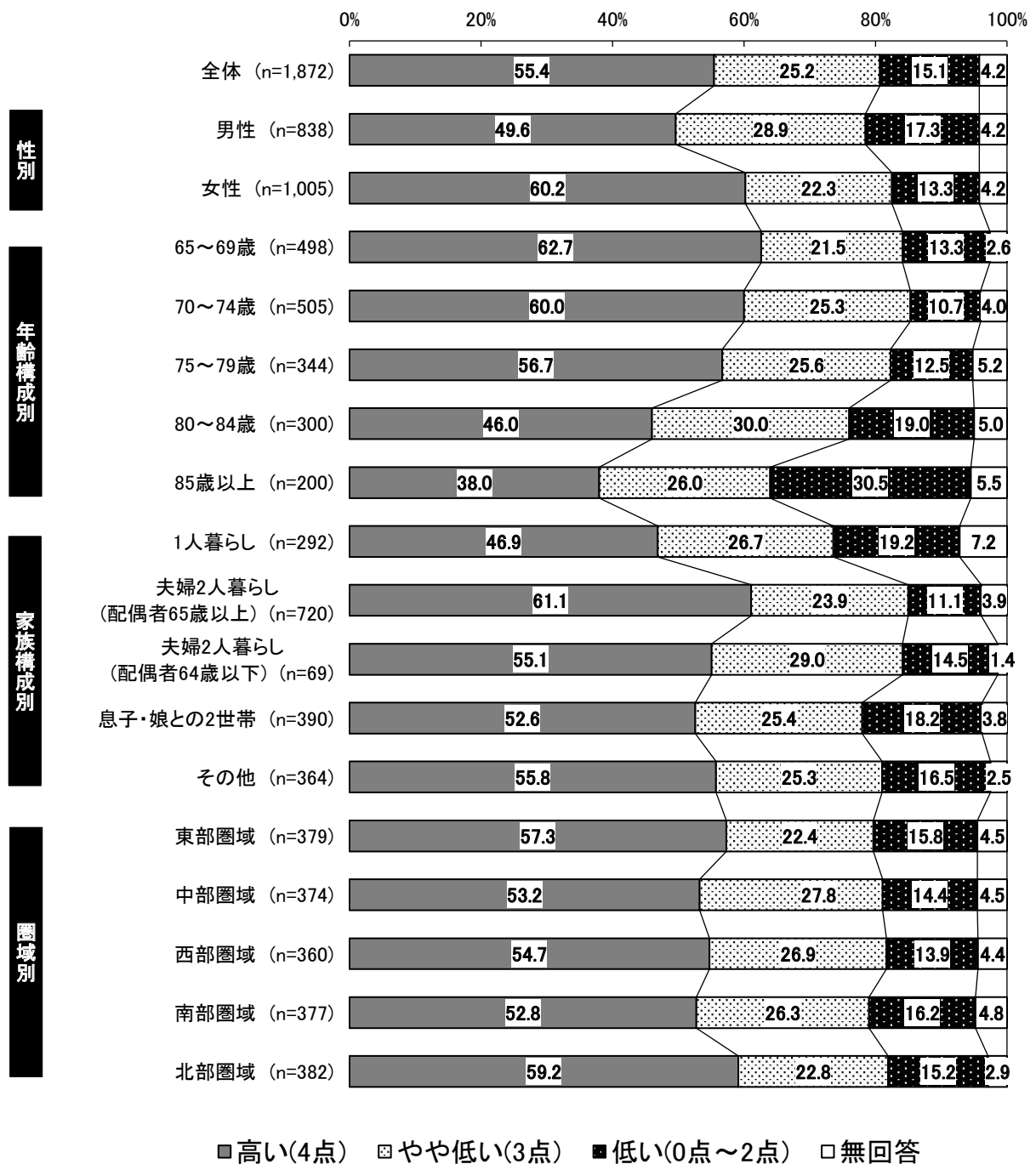
(8) IADL－手段的日常生活動作

- ・ IADL のスコアについては、全体では「高い(5点)」が79.5%となっています。
- ・ 性別に「高い(5点)」の割合を見ると、「女性」83.3%、「男性」74.9%となっていて、「女性」が8.4ポイント上回っています。
- ・ 年齢構成別に「高い(5点)」の割合を見ると、「65～69歳」が88.0%と最も高いものの、年齢が上がるにつれて低くなり、「85歳以上」が49.5%と最も低くなっています。
- ・ 家族構成に「高い(5点)」の割合を見ると、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」が82.6%と最も高くなっています。
- ・ 圏域別に「高い(5点)」の割合を見ると、「東部圏域」が82.6%と最も高く、「西部圏域」が72.8%と最も低くなっています。



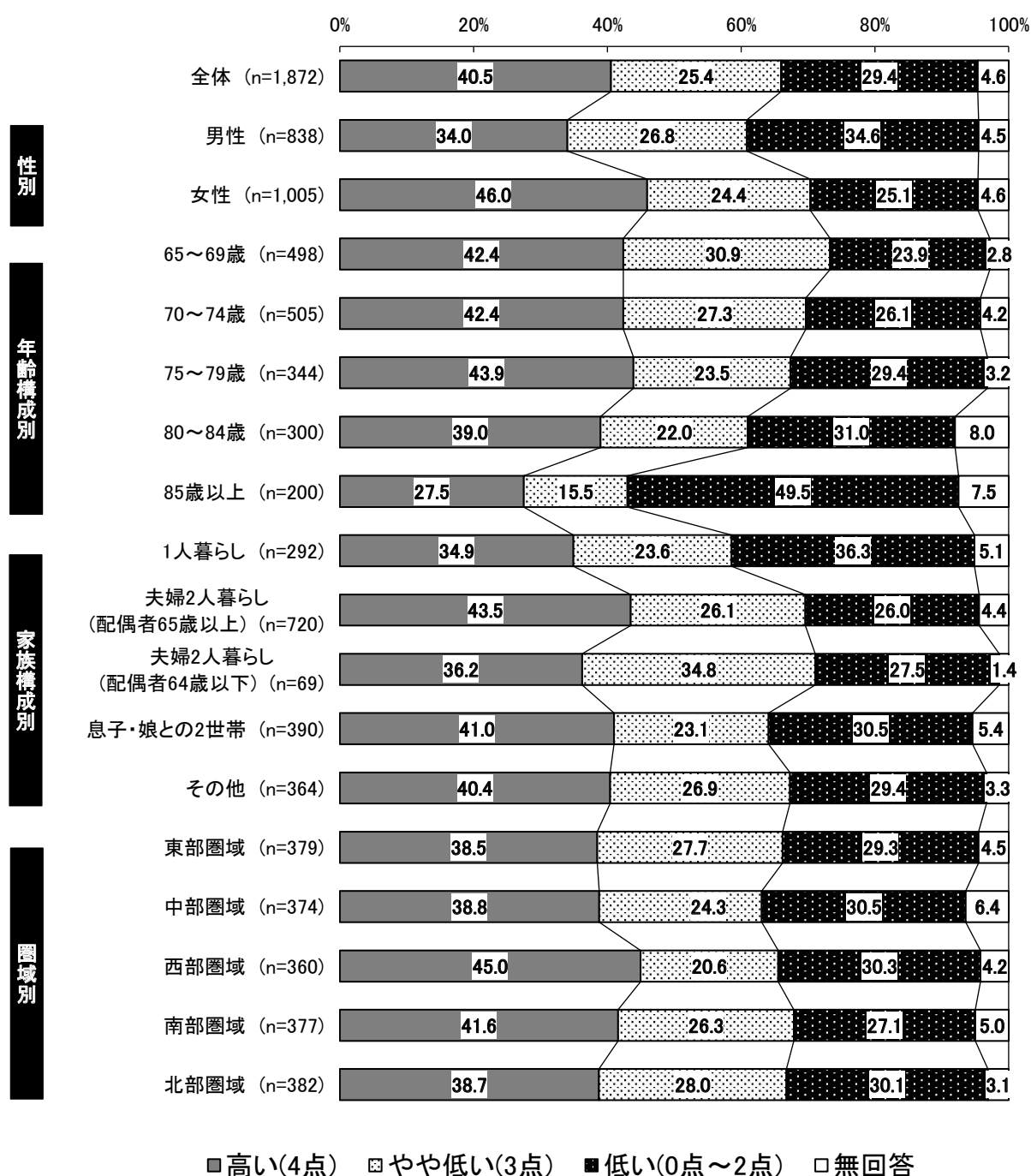
(9) 社会参加—知的能動性

- ・ IADL のスコアについては、全体では「高い(4点)」が 55.4%となっています。
- ・ 性別に「高い(4点)」の割合を見ると、「女性」60.2%、「男性」49.6%となっていて、「女性」が 10.6 ポイント上回っています。
- ・ 年齢構成別に「高い(4点)」の割合を見ると、「65～69歳」が 62.7%と最も高いものの、年齢が上がるにつれて低くなり、「85歳以上」が 38.0%と最も低くなっています。
- ・ 家族構成に「高い(4点)」の割合を見ると、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が 61.1%と最も高くなっています。
- ・ 圏域別に「高い(4点)」の割合を見ると、「北部圏域」が 59.2%と最も高く、「南部圏域」が 52.8%と最も低くなっています。



## (10) 社会参加—社会的役割

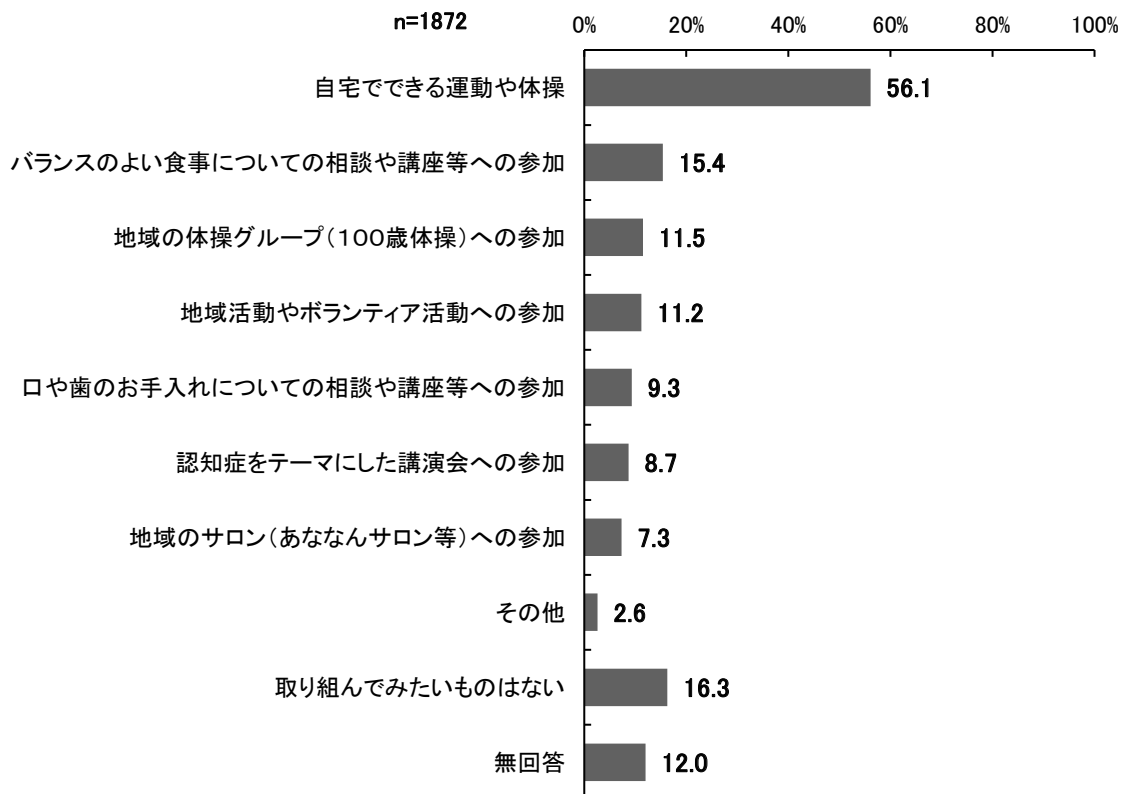
- ・ IADL のスコアについては、全体では「高い(4点)」が40.5%となっています。
- ・ 性別に「高い(4点)」の割合を見ると、「女性」46.0%、「男性」34.0%となっていて、「女性」が12.0ポイント上回っています。
- ・ 年齢構成別に「高い(4点)」の割合を見ると、「75～79歳」が43.9%と最も高くなっている。  
また、「85歳以上」が27.5%と最も低くなっています。
- ・ 家族構成に「高い(4点)」の割合を見ると、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が43.5%と最も高くなっています。
- ・ 圏域別に「高い(4点)」の割合を見ると、「西部圏域」が45.0%と最も高く、「東部圏域」が38.5%と最も低くなっています。



## IV 介護予防・高齢者福祉について

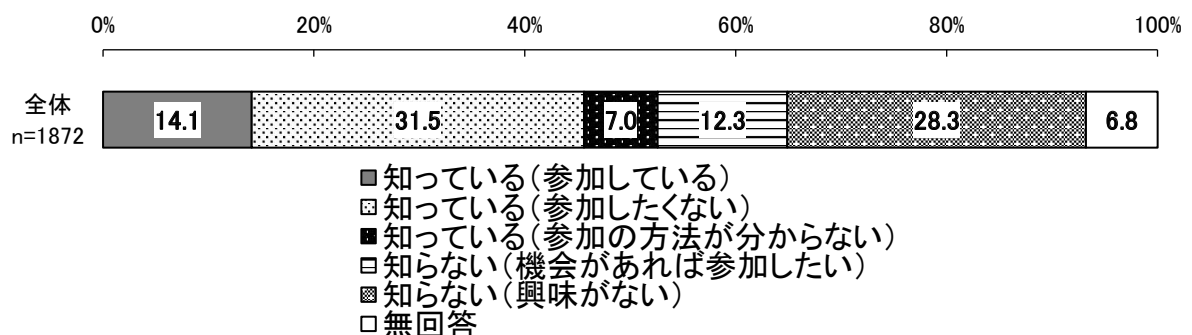
### (1) 介護予防や健康づくりの取り組み

介護予防や健康づくりに取り組むとしたら、どのようなことに興味があるかをみると、「自宅でできる運動や体操」56.1%で最も高く、次いで、「取り組んでみたいものはない」16.3%、「バランスのよい食事についての相談や講座等への参加」15.4%、「地域の体操グループ（100歳体操）への参加」11.5%となっています。



### (2) 「いきいき100歳体操」の認知度

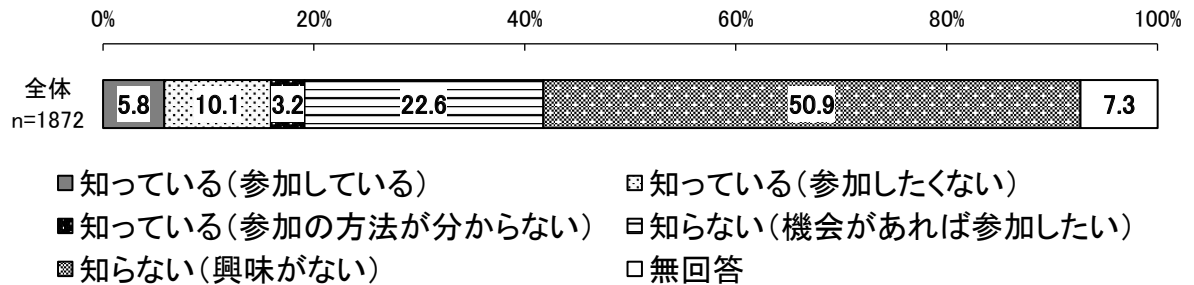
阿南市で開催されている「いきいき100歳体操」（グループ）の認知状況をみると、「知っている（参加したくない）」31.5%で最も高く、次いで、「知らない（興味がない）」28.3%、「知っている（参加している）」14.1%となっています。





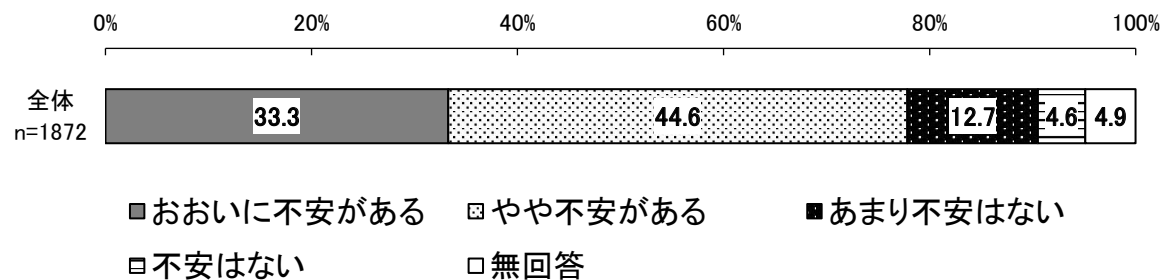
## (3) 「あななんサロン」の認知度

阿南市で開催されているサロン活動「あななんサロン」の認知状況をみると、「知らない（興味がない）」50.9%で最も高く、次いで、「知らない（機会があれば参加したい）」22.6%、「知っている（参加したくない）」10.1%となっています。



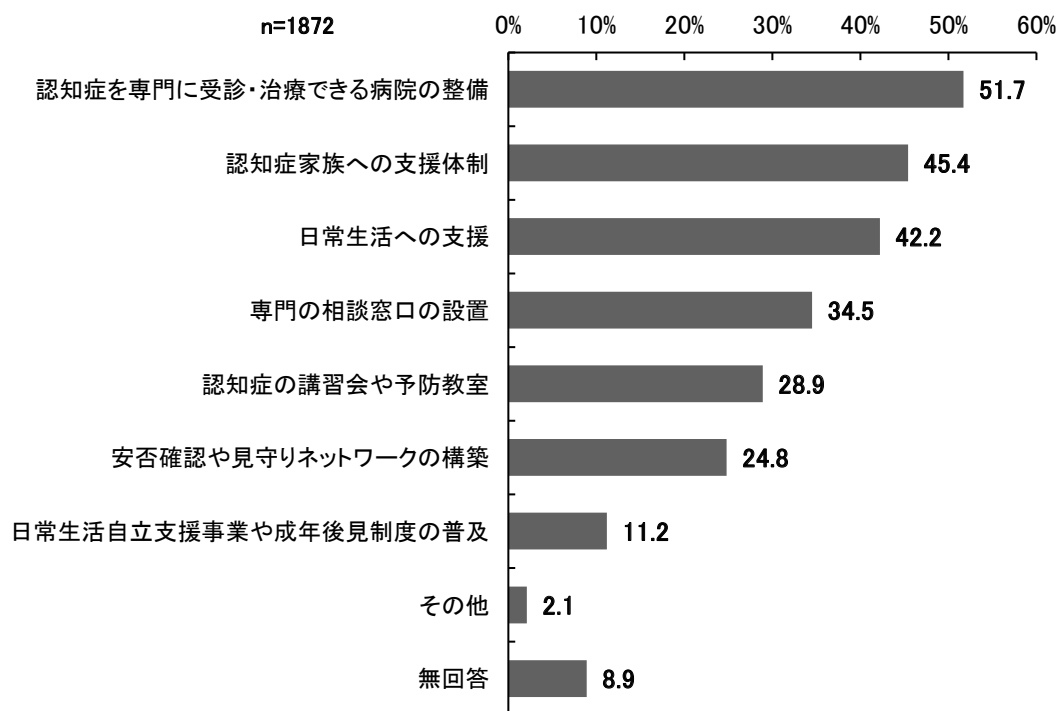
## (4) 認知症について

将来、回答者自身や家族が認知症になるおそれがあることに対して不安があるかどうかをみると、「やや不安がある」44.6%で最も高く、次いで、「おおいに不安がある」33.3%、「あまり不安はない」12.7%となっています。“不安がある”（「おおいに不安がある」と「やや不安がある」の合計。）は77.9%となっています。



(5) 認知症について

認知症になっても住みなれた自宅や地域で安心して暮らしていくために何が必要かをみると、「認知症を専門に受診・治療できる病院の整備」51.7%で最も高く、次いで、「認知症家族への支援体制」45.4%、「日常生活への支援」42.2%となっています。

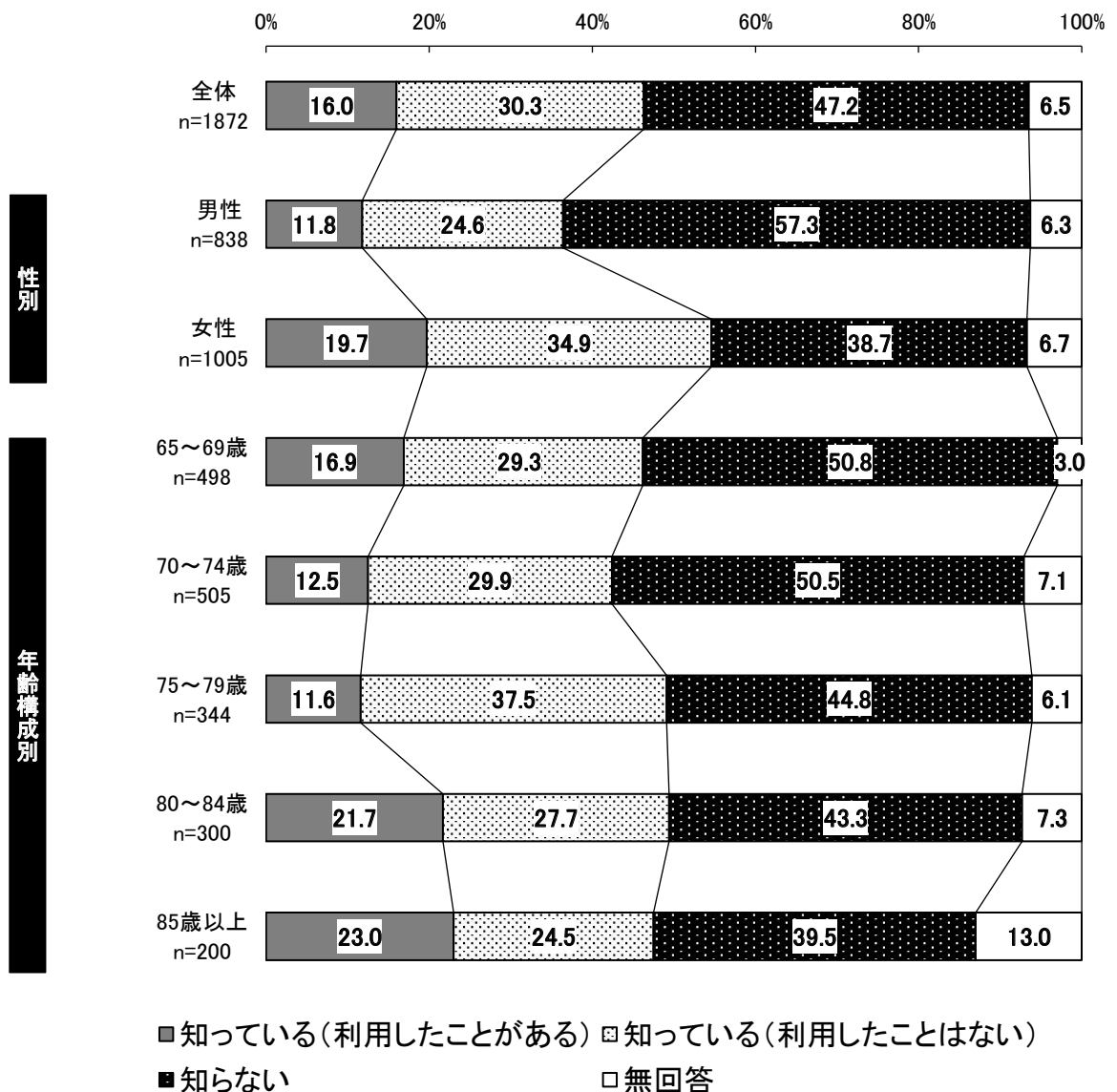


(6) 認知症について

高齢者お世話センター（地域包括支援センター）が高齢者相談窓口であることを知っているかについて、「知らない」47.2%で最も高く、次いで「知っている（利用したことはない）」30.3%、「知っている（利用したことがある）」16.0%となっています。“知っている”（「知っている（利用したことがある）」と「知っている（利用したことはない）」の合計。以下同様）は46.3%で、「知らない」の方が0.9ポイント高くなっています。

性別にみると、「男性」の「知らない」は57.3%、「女性」の「知らない」は38.7%で、その差は18.6ポイントとなっています。「男性」の“知っている”は36.4%で、「知らない」の方が20.9ポイント高くなっています。「女性」は、“知っている”が54.6%で、「知らない」より15.9ポイント高くなっています。

年齢別にみると、「知らない」の割合は、年齢が高くなるにつれて低くなっています。「65～69歳」50.8%、「85歳以上」39.5%で、その差は11.3ポイントとなっています。



阿南市  
在宅介護実態調査

---

---

－ 報 告 書 －

令和2年10月

阿南市 保健福祉部 介護・ながいき課

## I 調査の概要

- 1 調査時期：令和2年7月21日～8月11日
- 2 調査対象者：令和2年7月1日現在、阿南市内に在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請の認定調査を受けた方1,020人を抽出。
- 3 配布方法：郵送による記名方式
- 4 回収率：

調査票	配布数	有効回収数	有効回収率
在宅介護実態調査	1,020	568	55.7%

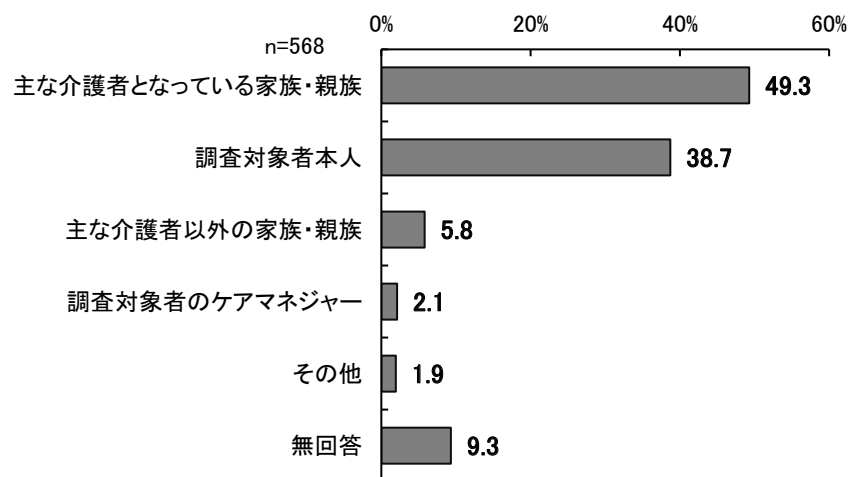
要介護認定データ活用の同意者 468人 未同意者 100人

- 5 報告書の見方について
  - 回答結果の割合「%」は、回答者数（n）に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
  - 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの回答者数（n）に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、「%」合計が100%を超える場合があります。
  - グラフ及び表中に「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答条件に沿っていないものを含んでいます。
  - グラフ及び表中のn（number of case）は、集計対象者総数です。
- 6 調査票の構成
  - 国が示す在宅介護実態調査手法Ⅱ（必須項目+オプション項目）

## II 回答者の属性

### ○調査票の記入者

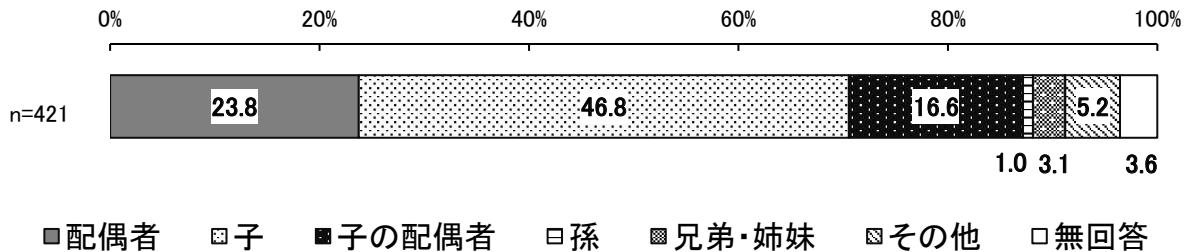
調査票の記入者に関して、上位から「主な介護者となっている家族・親族」が49.3%、「調査対象者本人」が38.7%、「主な介護者以外の家族・親族」が5.8%、「調査対象のケアマネジャー」2.1%となっています。





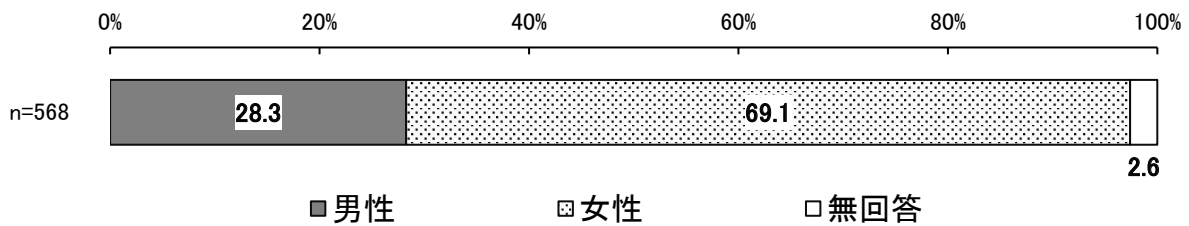
## (3) 主な介護者の本人との関係

主な介護者に関して、全体では「子」が46.8%と最も高く、次いで「配偶者」が23.8%、「子の配偶者」が16.6%となっています。残りの続柄は1割未満となっています。



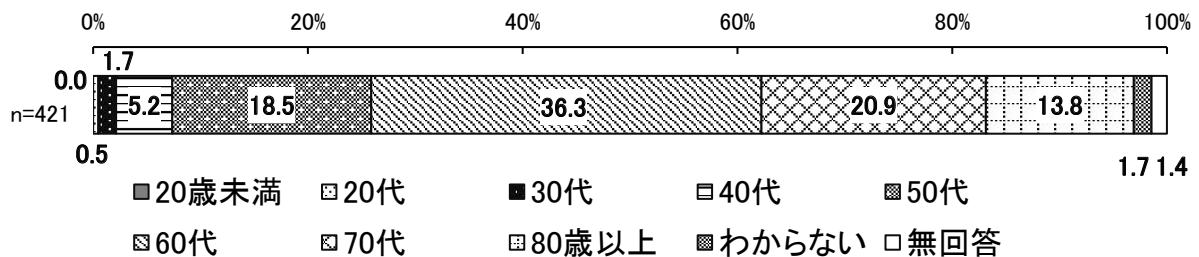
## (4) 主な介護者の性別

主な介護者の性別に関して、全体では「女性」が69.1%、「男性」が28.3%となっています。「女性」が40.8ポイント「男性」に比べて高くなっています。



## (5) 主な介護者の年齢

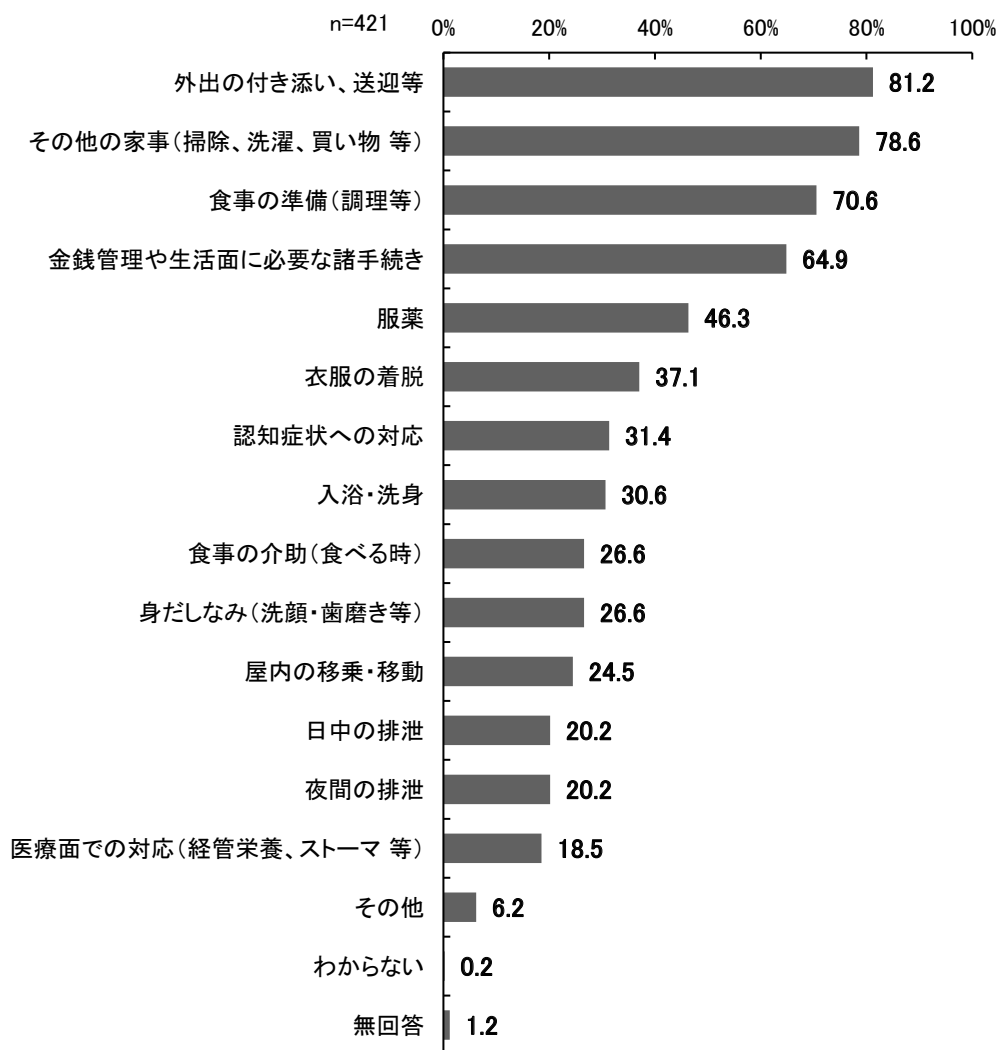
主な介護者の年齢に関して、全体では「60代」36.3%、「70代」20.9%、「50代」18.5%、「80代」13.8%となっています。また、残りの年代は1割未満となっていて、「20歳未満」は0%となっています。60代以上が71.0%と7割を超えています。





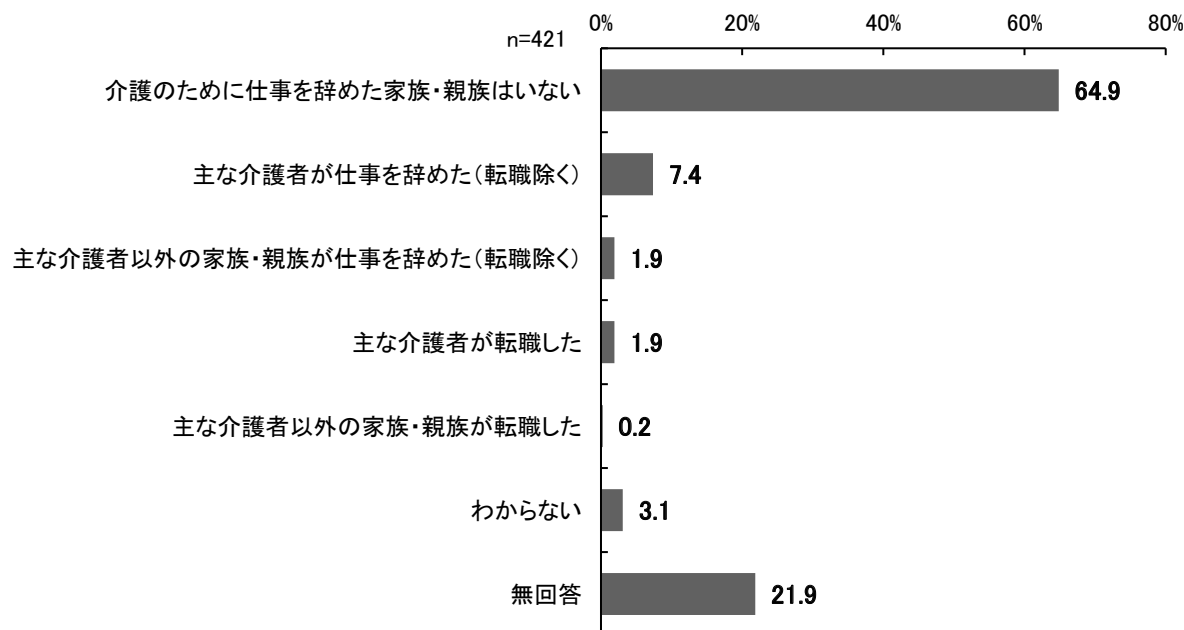
(6) 主な介護者が行っている介護（複数選択可）

現在、親族の介護者の方が行っている介護の内容として、上位から「外出の付き添い、送迎等」が81.2%、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が78.6%、「食事の準備(調理など)」が70.6%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」64.9%となっています。



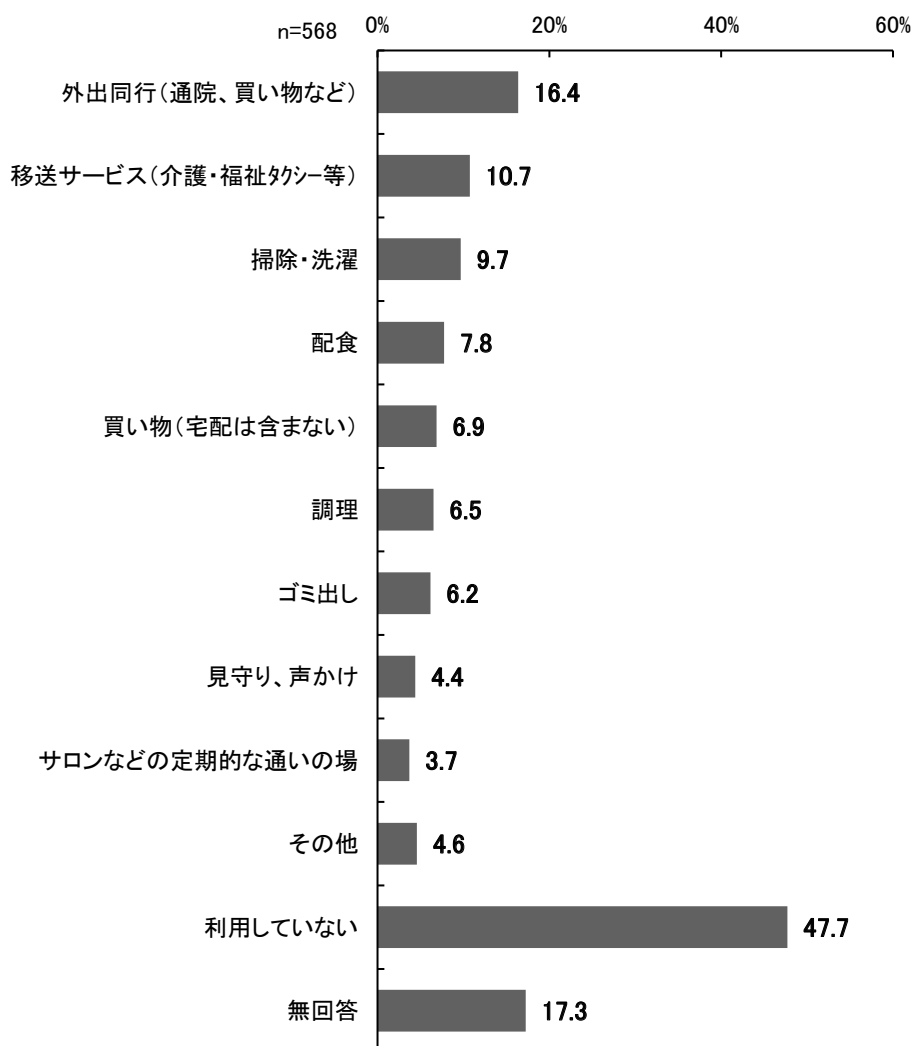
## (7) 介護のための離職の有無（複数選択可）

親族の介護者の離職に関して、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が64.9%と突出して高くなっています。次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が7.4%となっており、他の項目も1割以内にとどまっています。



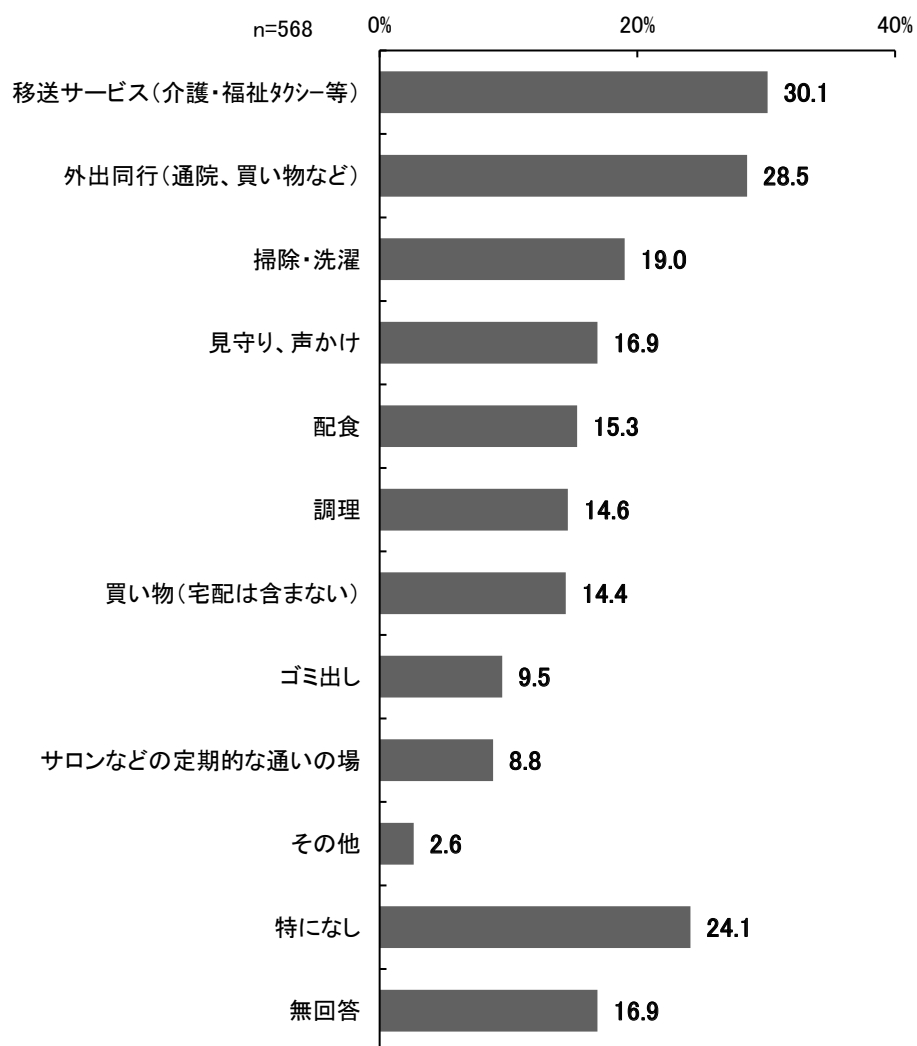
(8) 保険外の支援・サービスの利用状況（複数選択可）

「介護保険サービス以外」の支援・サービスの利用に関して、上位から「利用していない」47.7%、「外出同行(通院・買い物など)」16.4%、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」10.7%となっています。他の項目は1割以下になっています。



## (9) 在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス（複数選択可）

今後、必要な支援・サービスとして、上位から「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」30.1%、「外出同行(通院・買い物など)」28.5%、「掃除・洗濯」19.0%となっています。



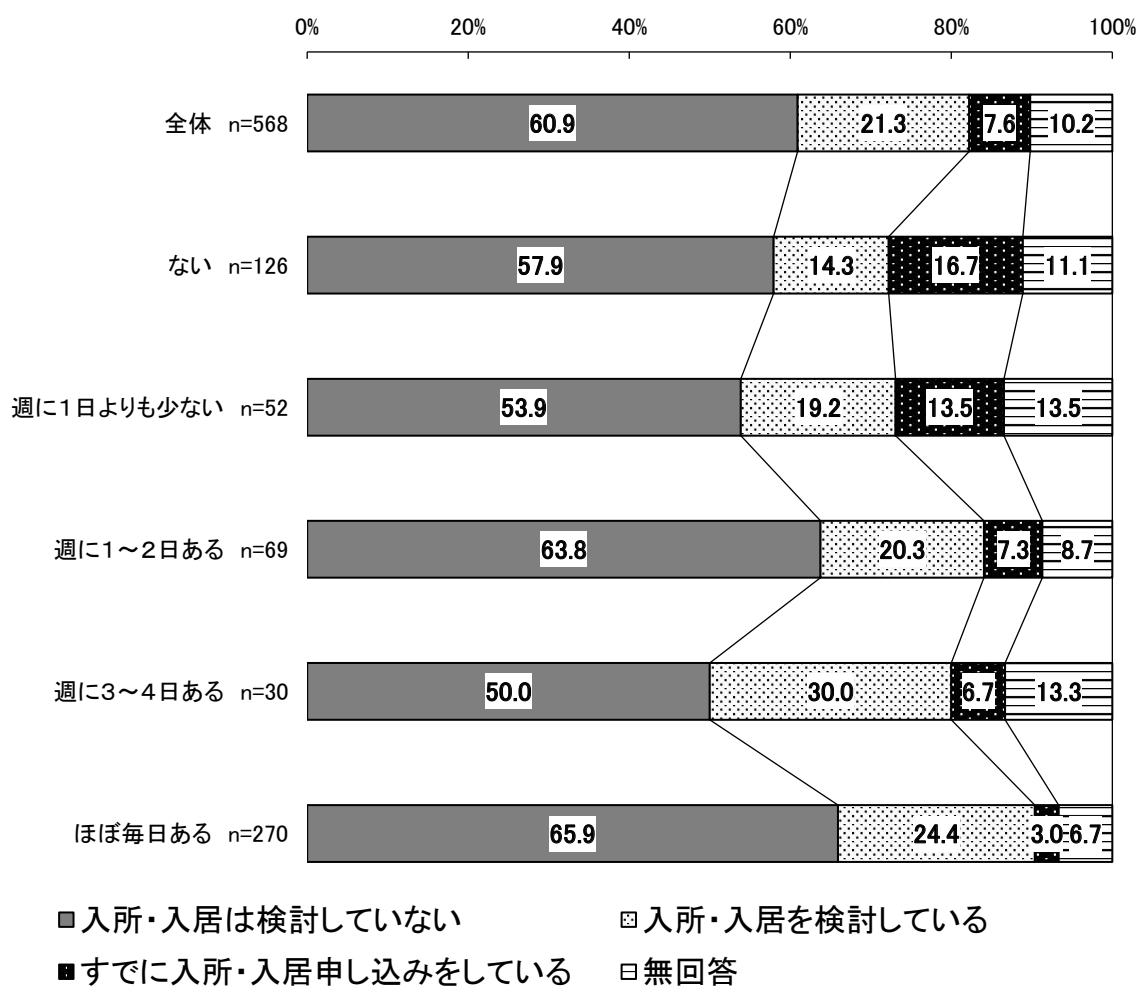
(10) 施設等検討の状況

施設等への入所・入居の検討状況に関しては、全体では「入所・入居は検討していない」60.9%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」21.3%、「すでに入所・入居申し込みをしている」7.6%となっています。

ご家族等から介護を受けている頻度ごとに、施設等への「入所・入居を検討している」をみると、「週に3～4日ある」人が30.0%、「ほぼ毎日ある」人が24.4%となっております。

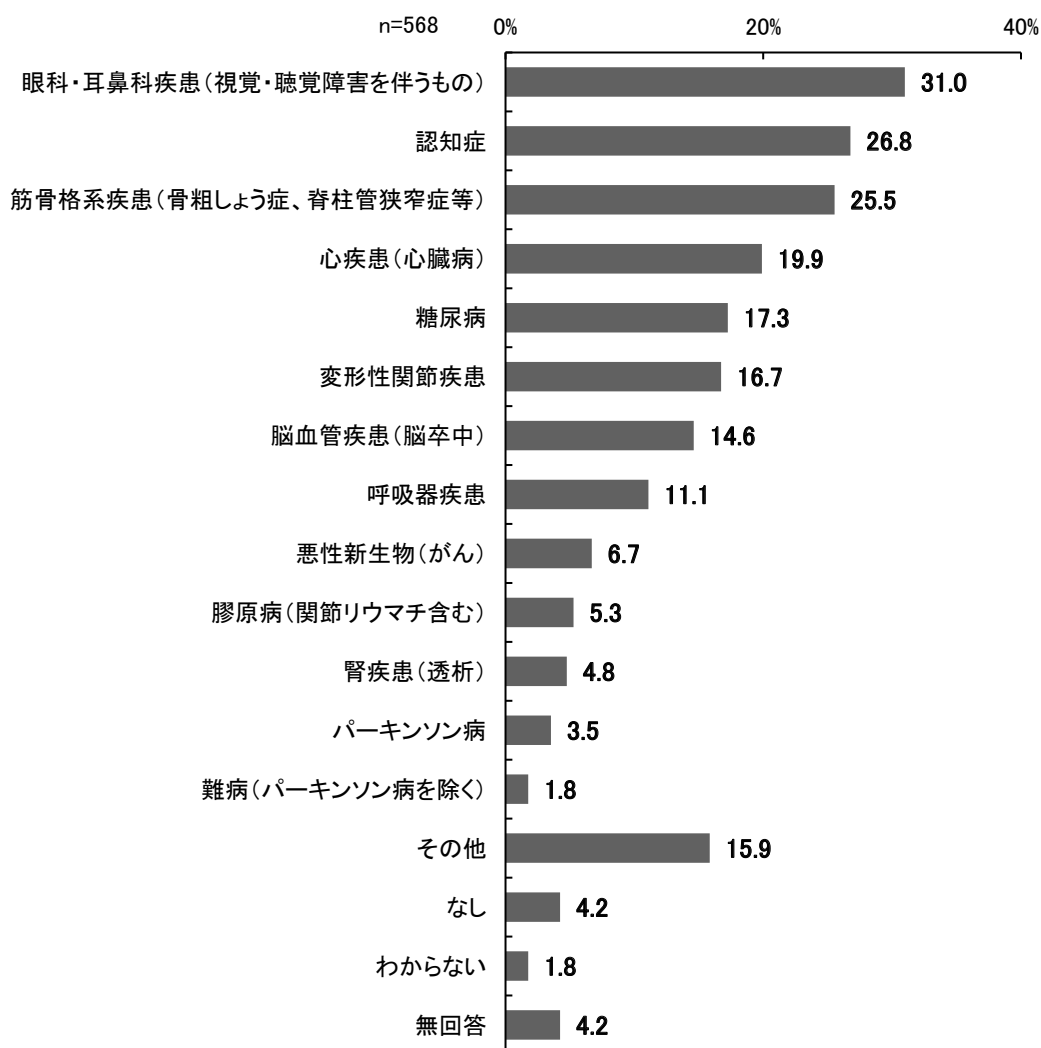
また、「ない」人でも「入所・入居を検討している」14.3%となっています。

(全体と問2介護の有無×問10施設等への入所・入居の検討状況)



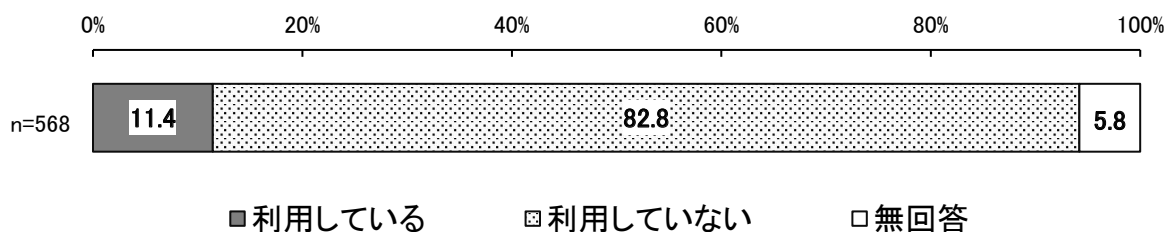
## (11) 本人が抱えている傷病（複数選択可）

現在、ご本人（調査対象者）が抱えている傷病に関して、上位から「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」31.0%、「認知症」26.8%、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」25.5%、「心疾患（心臓病）」19.9%となっています。



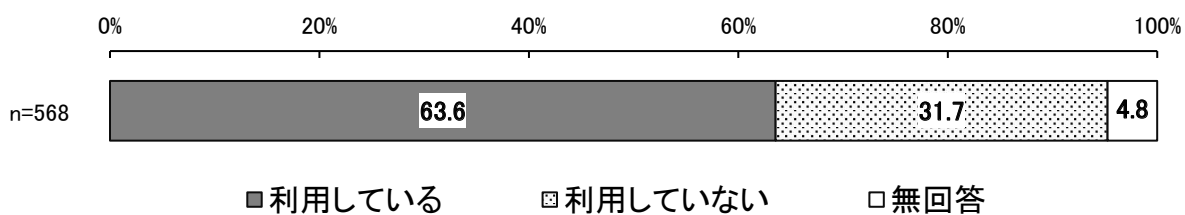
(12) 訪問診療の利用の有無

訪問診療の利用の有無に関して、全体では「利用している」11.4%、「利用していない」82.8%となっています。



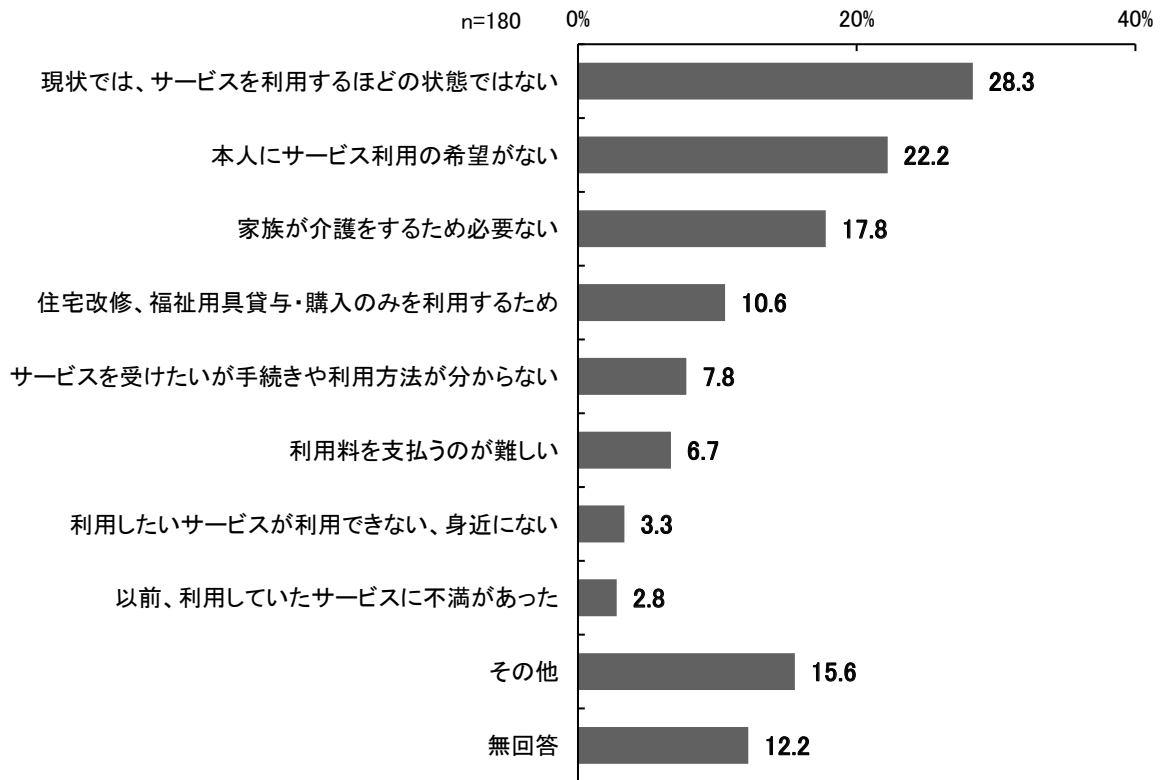
(13) 介護保険サービスの利用の有無

介護保険サービスの利用の有無に関して、全体では「利用している」63.6%、「利用していない」31.7%となっています。



## (14) 介護保険サービス未利用の理由（複数選択可）

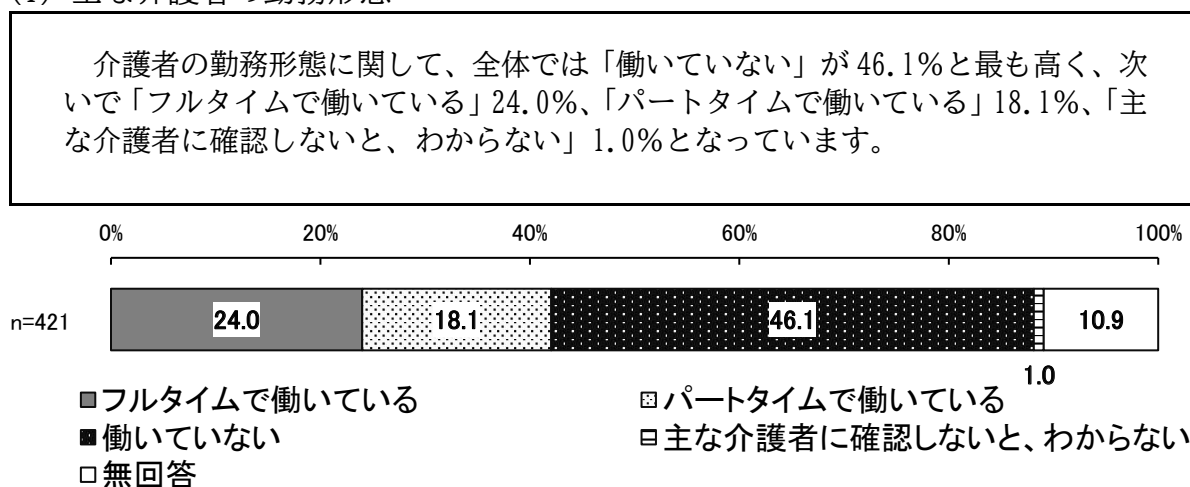
介護保険を利用していない理由に関して、上位から「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」28.3%、「本人にサービス利用の希望がない」22.2%、「家族が介護をするために必要ない」17.8%となっています。



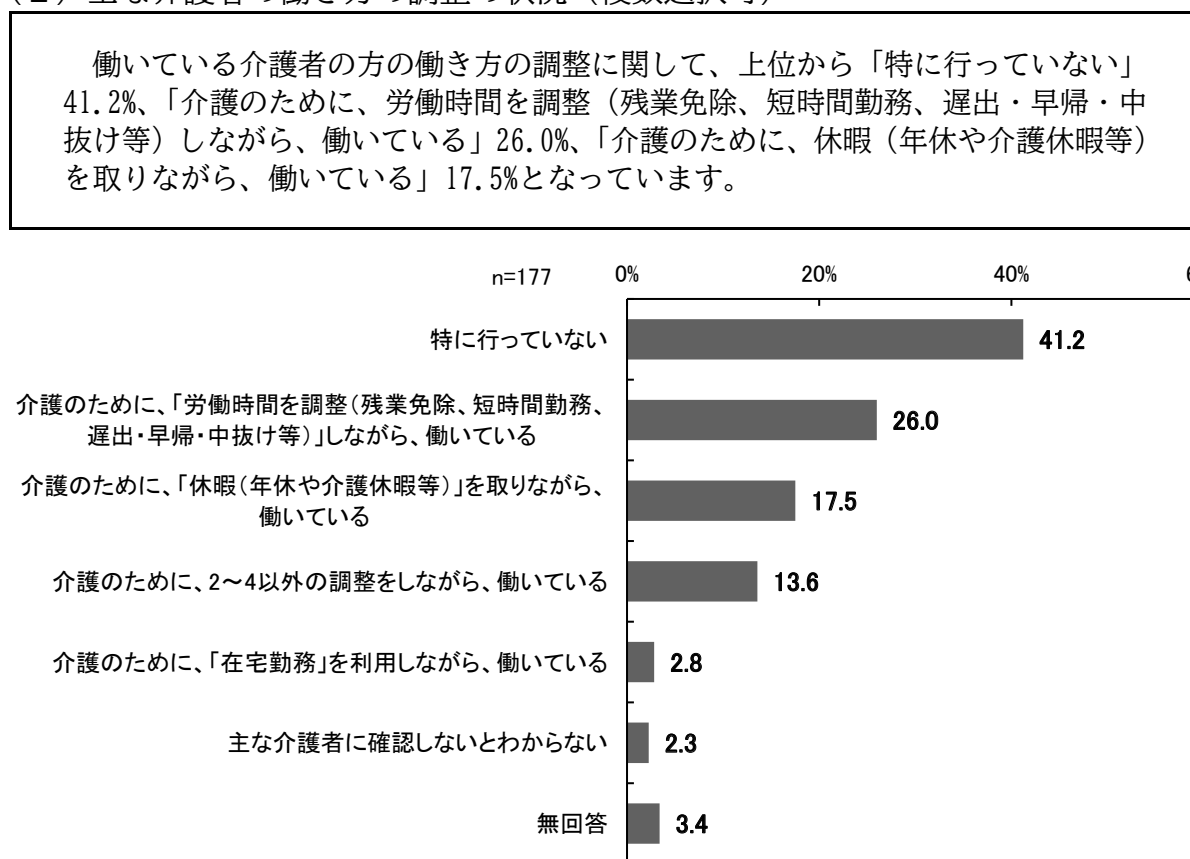


## 2 主な介護者の調査項目 (B 票)

### (1) 主な介護者の勤務形態

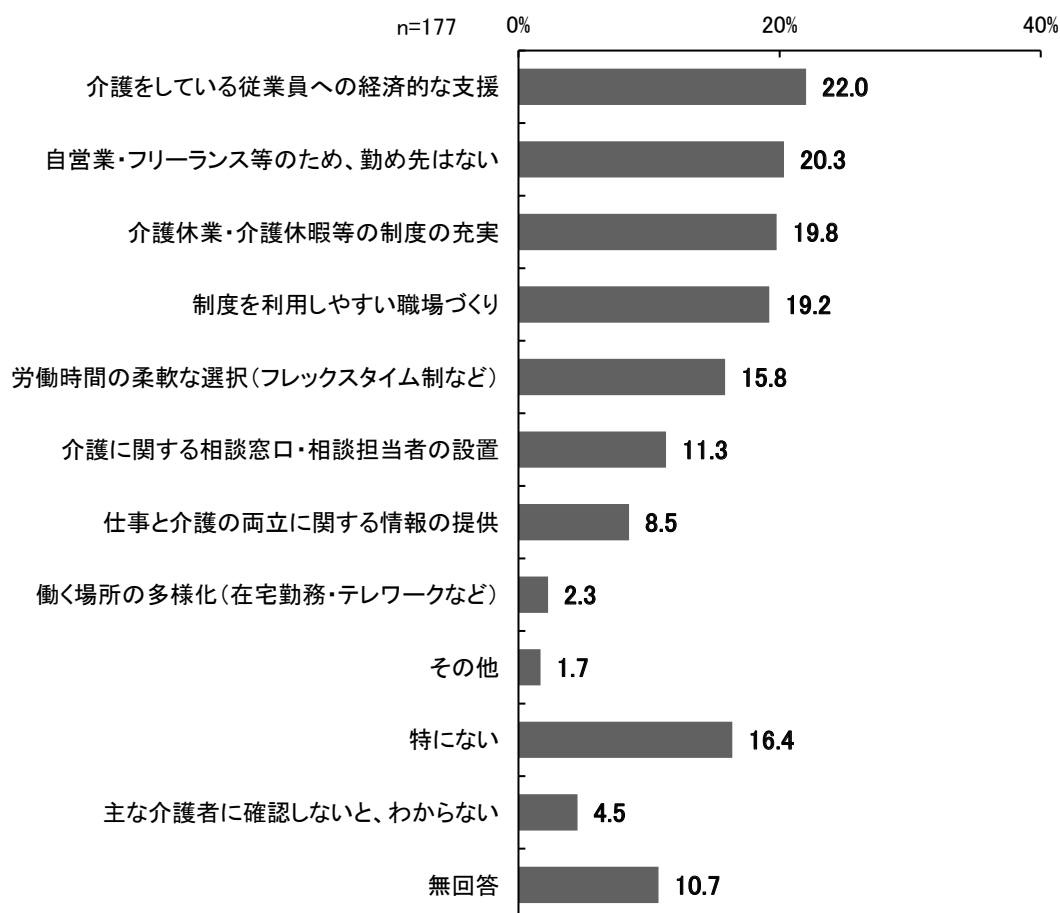


### (2) 主な介護者の働き方の調整の状況 (複数選択可)



## (3) 就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援（3つまで選択可）

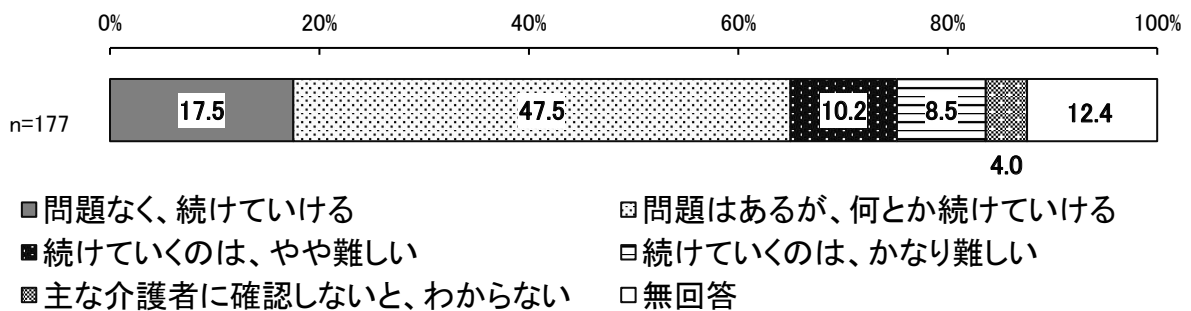
仕事と介護の両立のために効果がある勤め先からの支援に関して、上位から「介護をしている従業員への経済的な支援」22.0%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」20.3%、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」19.8%、「制度を利用しやすい職場づくり」19.2%となっています。



(4) 主な介護者の就労継続の可否に係る意識

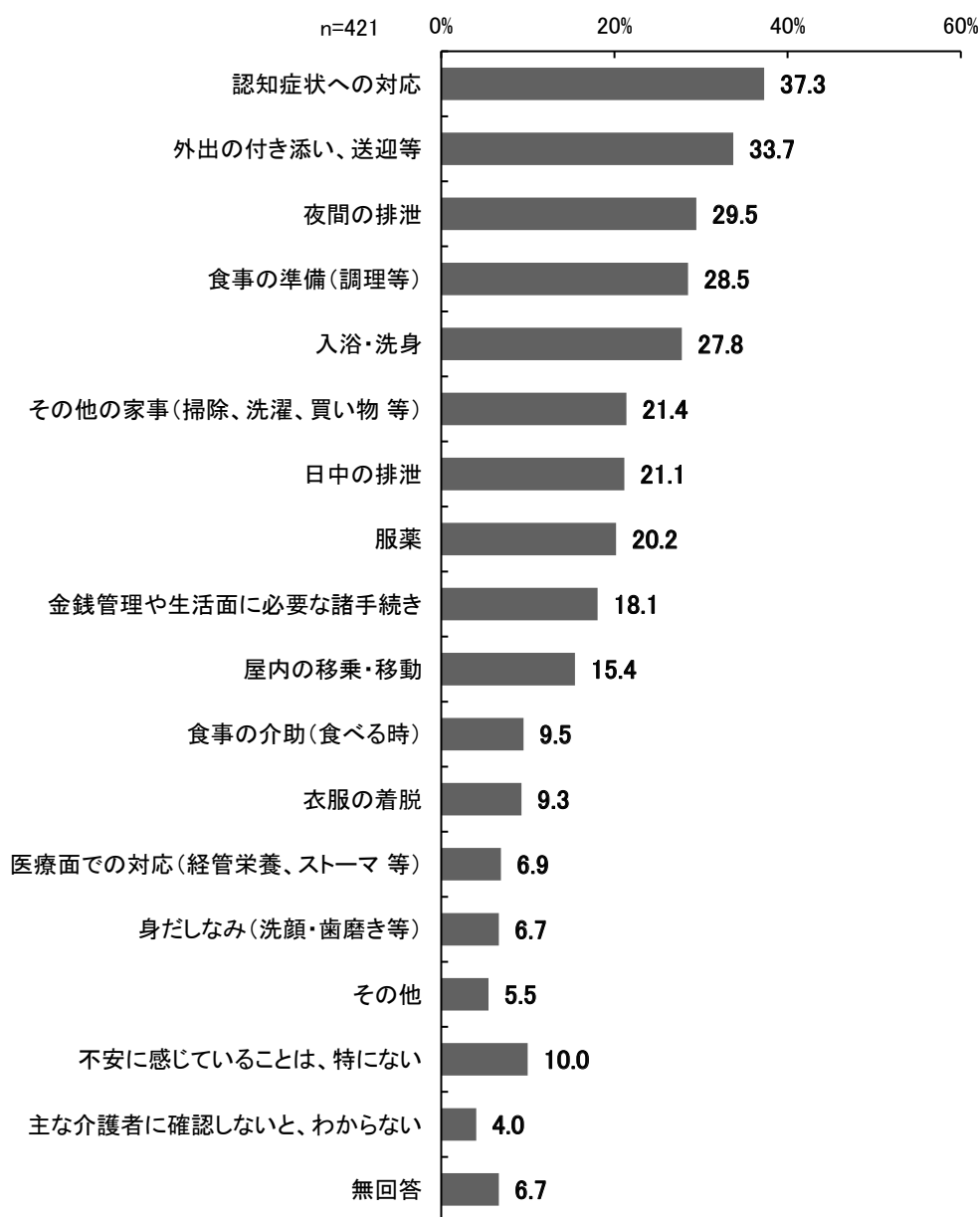
働いている介護者の今後の働きながらの介護に関して、全体では「問題はあるが、何とか続けていける」が 47.5%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」17.5%、「続けていくのは、やや難しい」10.2%、「続けていくのは、かなり難しい」8.5%となっています。

「続けていける（問題なく、続けていけると問題はあるが、何とか続けていける）」65.0%、「続けるのが難しい（続けていくのは、やや難しいと続けていくのは、かなり難しい）」18.7%で差は 46.3 ポイントとなっています。



## (5) 今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（3つまで選択可）

介護者の方が不安に感じていることとして、上位から「認知症状への対応」37.3%、「外出の付き添い、送迎等」33.7%、「夜間の排泄」29.5%、「食事の準備（調理等）」28.5%、「入浴・洗身」27.8%となっています。



## 阿南市高齢者福祉計画・阿南市介護保険事業計画策定審議会委員名簿

	氏名	所属団体名	備考
会長	福永 亨	地域包括支援センター運営協議会	
副会長	紅 露 清 恵	阿南市婦人連合会	
委員	星 加 美 保	阿南市議会文教厚生委員会	R212.8まで
委員	湯 浅 隆 浩		R212.9から
委員	丹生川 和 彦	阿南市民生・児童委員協議会	
委員	吉 澤 健 二	社会福祉法人 阿南市社会福祉協議会	
委員	川 田 実	公益社団法人 阿南市シルバー人材センター	
委員	加 茂 彌代次	阿南市セニヤクラブ連合会	
委員	笠 井 章 夫	阿南市身体障害者連合会	
委員	半 瀬 恒 夫	養護老人ホーム福寿荘	
委員	助 石 浩 章	介護老人福祉施設	
委員	木 村 賢 徳	地域密着型サービス運営協議会	
委員	佐 藤 純 子	阿南保健所	
委員	三 谷 裕 昭	阿南市医師会	
委員	村 田 昌 弘	阿南市那賀郡歯科医師会	
委員	村 上 和 也	阿南医療センター	
委員	原 田 昌 彦	阿南市同和会	
委員	西 岡 安 夫	部落解放同盟徳島県連合会 阿南ブロック連絡協議会	
委員	林 朋 代	公益社団法人認知症の人と 家族の会徳島県支部	
委員	西 野 貞 江	ひまわりご近所ディサービス	
委員	白 山 靖 彦	徳島大学大学院	

阿南市高齢者福祉計画  
第8期阿南市介護保険事業計画  
令和3年（2021）3月

---

発行	徳島県阿南市
編集	阿南市保健福祉部介護・ながいき課

---

住所	〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3
----	--------------------------------

---